

第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年2月21日（火）15:00～
場 所：佐賀県水産会館 大会議室
（佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 2）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- （1）農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画（案）について（説明）
- （2）福岡県及び佐賀県の有明海区における漁場計画（案）について（協議）
- （3）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- （4）令和5年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
- （5）その他

4. 閉 会

第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年2月21日(火) 15:00～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	所 長	三野 雅弘	
	調整課課長	高安 治	
	免許調整係長	高山 涼	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課課長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	淵上 哲	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	

海区漁場計画(案)

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点 (基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯 32 度 59 分 48 秒東経 130 度 23 分 20 秒の点 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯 32 度 58 分 47 秒東経 130 度 19 分 40 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点 (基点第 4 号と(ア)を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)

基点第 1 号 北緯 33 度 9 分 19 秒東経 130 度 21 分 39 秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 2 号 北緯 33 度 8 分 59 秒東経 130 度 21 分 3 秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 3 号 北緯 33 度 0 分 18 秒東経 130 度 25 分 25 秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第 4 号 北緯 32 度 57 分 22 秒東経 130 度 13 分 29 秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで
	にし漁業	同上
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで
	あげまき漁業	同上
	まてがい漁業	同上
	うみたけ漁業	同上
	はいがい漁業	同上
	たこ漁業	同上
	餌むし漁業	同上
	しゃこ漁業	同上
	いそぎんちやく漁業	同上
	しゃみせんがい漁業	同上
	第二種共同漁業	三尺網漁業
あみもじ網漁業		同上
こうもり網漁業		同上
待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)		同上
かにかご漁業		同上
いかかご漁業		同上
あなごかご漁業(筥 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上
うなぎかご漁業(筥 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市（三瀬村、富士町及び大和町を除く。）、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項（区画漁業権）

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点

(イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点

(エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点

(オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点

(カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点

(キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点

(イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

(エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点

(オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点

(カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

(イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

(エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで
エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点
（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点
（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点
（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点
（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点
（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点
（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点
（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点
（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点
ウ 漁業の種類及び漁業時期
漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）
漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで
エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（ジ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点
（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点
（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点
（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点
（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点
（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点
（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点
（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点
（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点
（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点
（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点
（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ウ）、（カ）及び（キ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- （ア）北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
- （イ）北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
- （ウ）北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- （エ）北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- （オ）北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- （カ）北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- （キ）北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
- （ク）北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ア）、（イ）、（ス）、（カ）、（ア）の各点及び（コ）、（エ）、（シ）、（ケ）、（コ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- （ア）北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- （イ）北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点、（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点、（ヌ）、（ネ）、（ノ）、（ハ）、（ヌ）の各点及び（ヒ）、（フ）、（ヘ）、（ホ）、（ヒ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第 211 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（カ）、（ネ）、（ヌ）、（コ）、（カ）の各点、（キ）、（ク）、（ケ）、（カ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点及び（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第 212 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- （ア）北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- （イ）北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
- （ウ）北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- （エ）北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
- （オ）北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）

⑪ 公示番号 農区第 213 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- （ア）北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- （イ）北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）

2 漁場の図面
別添のとおり

3 漁業の免許予定日
令和5年9月1日

4 3の申請期間
令和5年6月1日から同年7月3日まで

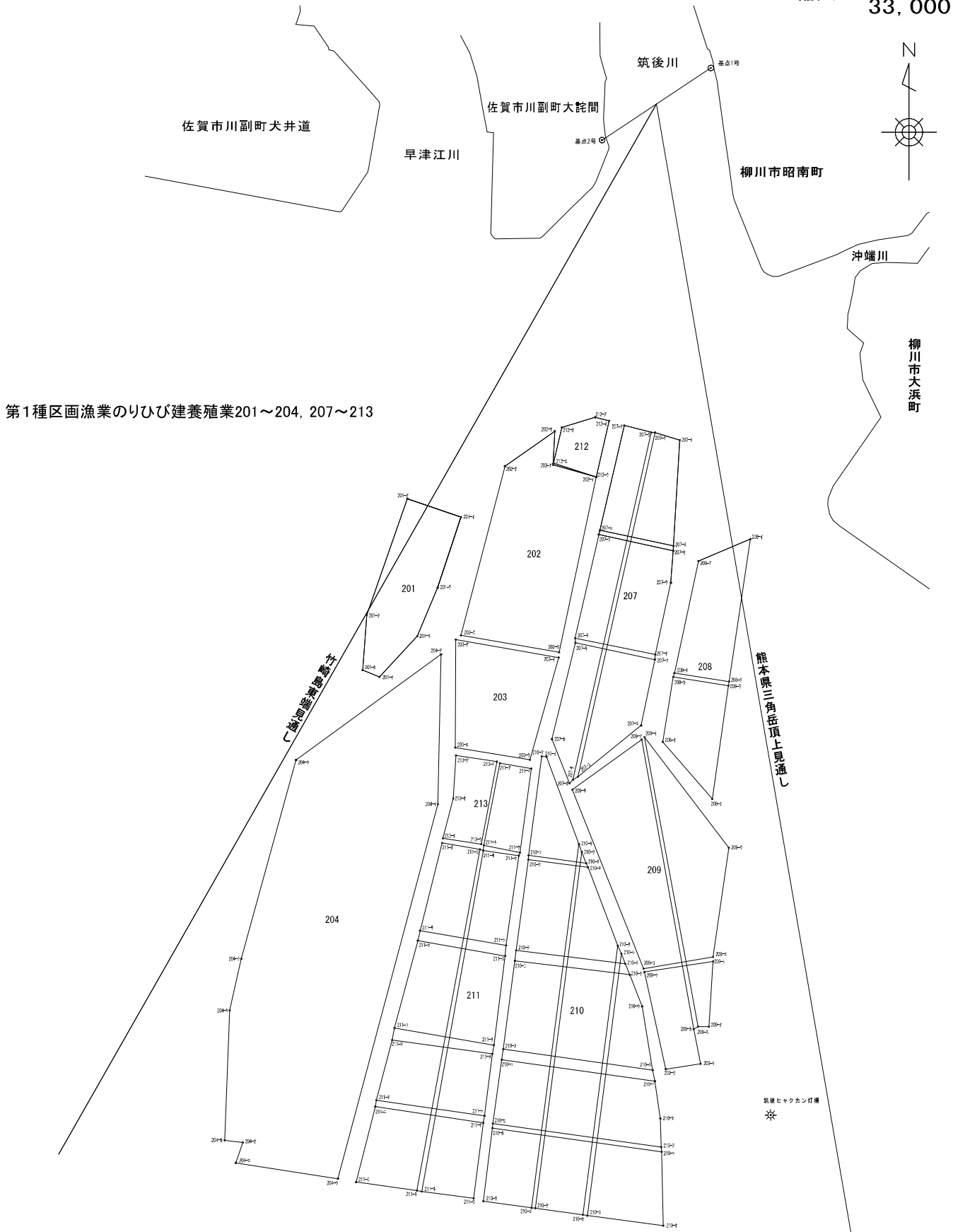
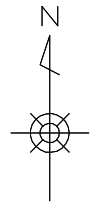
5 免許の存続期間
共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権
なし

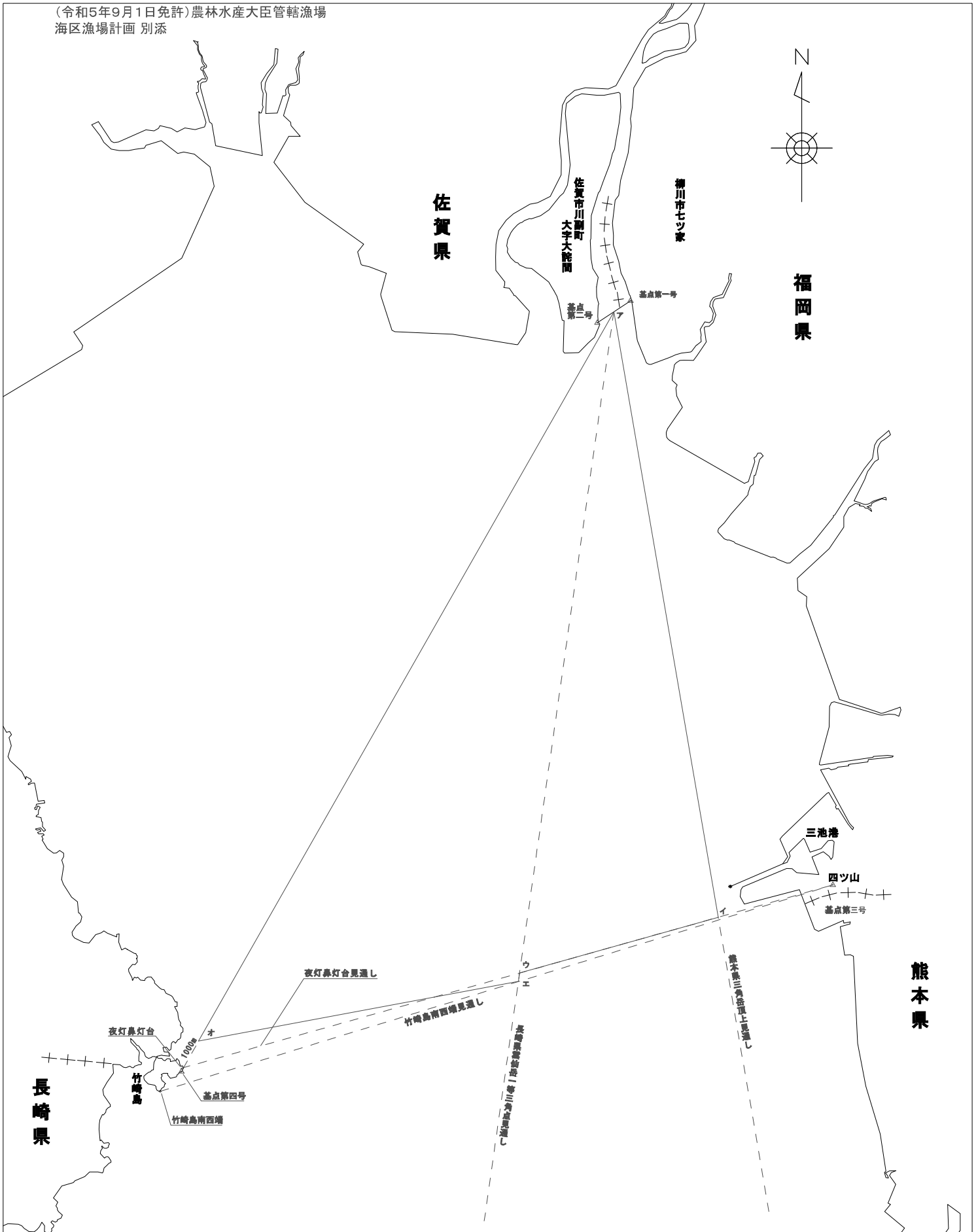
農林水産大臣管轄漁場

漁場連絡図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



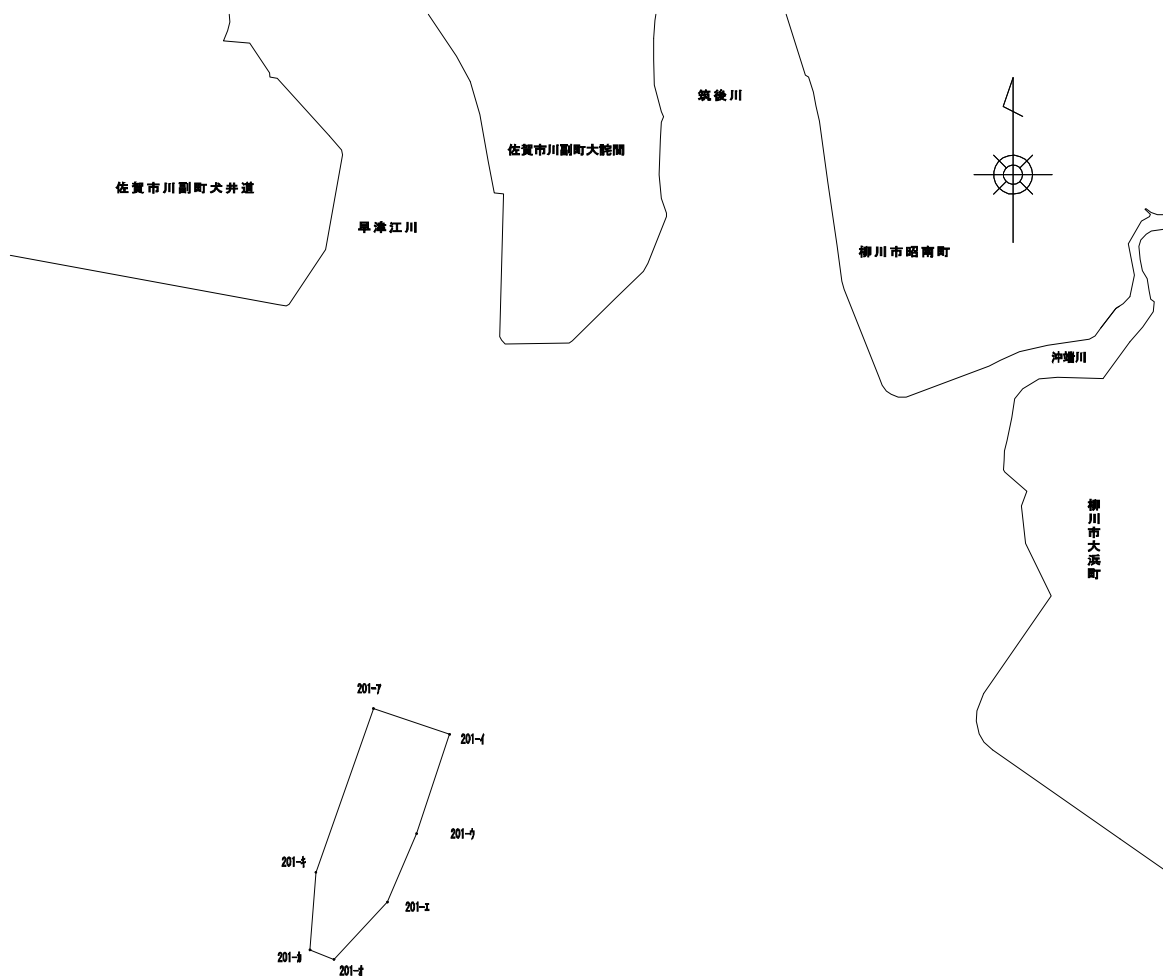
第1種区画漁業のりひび建養殖業201～204, 207～213



漁場の区域	緯 度	経 度
ア	33° 9' 9"	130° 21' 21"
イ	32° 59' 48"	130° 23' 20"
ウ	32° 58' 55"	130° 19' 41"
エ	32° 58' 47"	130° 19' 40"
オ	32° 57' 50"	130° 13' 48"
基点第一号	33° 9' 19"	130° 21' 39"
基点第二号	33° 8' 59"	130° 21' 3"
基点第三号	33° 0' 18"	130° 25' 25"
基点第四号	32° 57' 22"	130° 13' 29"

農 共 第 1 号
共 同 漁 業 権 漁 場 図

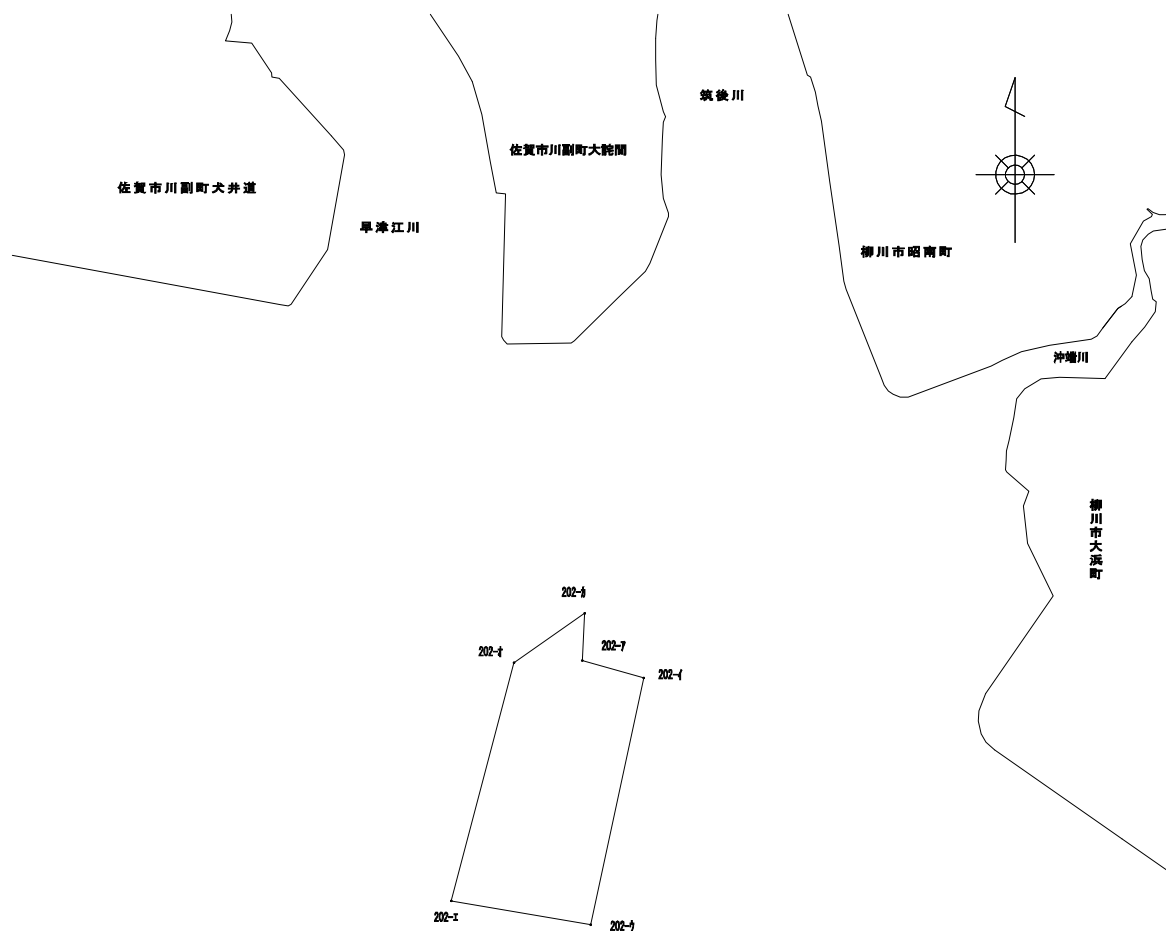
縮尺 $\frac{1}{120,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
201-ア	33° 7' 17"	130° 19' 57"
201-イ	33° 7' 12"	130° 20' 16"
201-ウ	33° 6' 52"	130° 20' 8"
201-エ	33° 6' 38"	130° 20' 1"
201-オ	33° 6' 26"	130° 19' 48"
201-カ	33° 6' 28"	130° 19' 43"
201-キ	33° 6' 44"	130° 19' 44"

農区第201号
区画漁業権漁場図

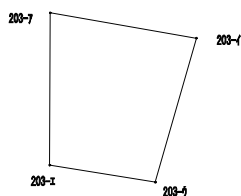
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
202-ア	33° 7' 27"	130° 20' 46"
202-イ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
202-ウ	33° 6' 34"	130° 20' 49"
202-エ	33° 6' 38"	130° 20' 16"
202-オ	33° 7' 26"	130° 20' 30"
202-カ	33° 7' 36"	130° 20' 47"

農区第202号
区画漁業権漁場図

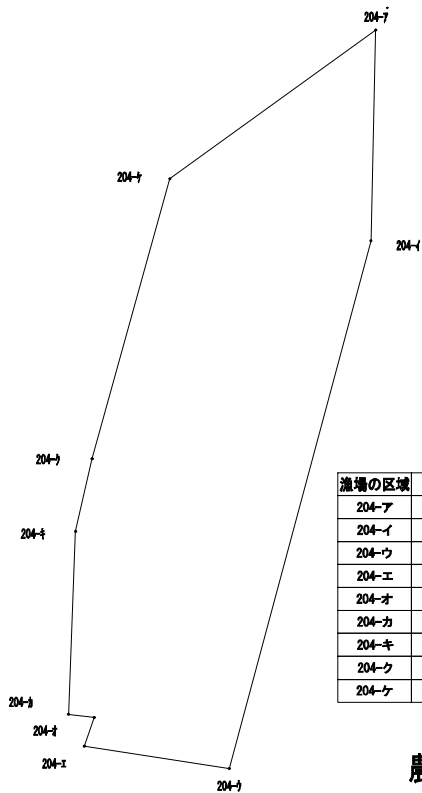
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
203-ア	33° 6′ 37″	130° 20′ 14″
203-イ	33° 6′ 32″	130° 20′ 49″
203-ウ	33° 6′ 3″	130° 20′ 39″
203-エ	33° 6′ 6″	130° 20′ 14″

農 区 第 2 0 3 号
区 画 漁 業 権 漁 場 図

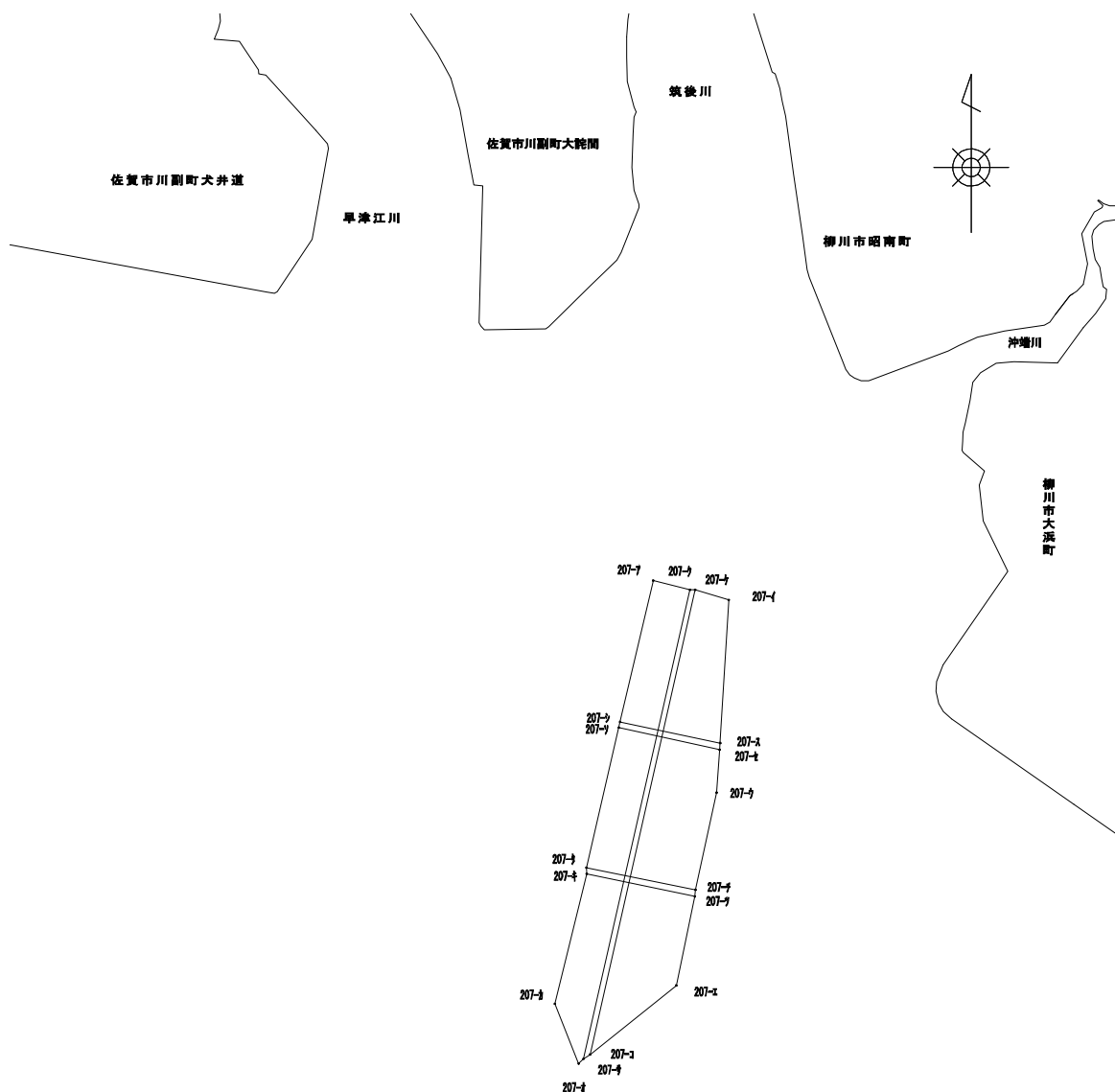
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
204-ア	33° 6' 33"	130° 20' 9"
204-イ	33° 5' 51"	130° 20' 8"
204-ウ	33° 4' 4"	130° 19' 36"
204-エ	33° 4' 8"	130° 19' 1"
204-オ	33° 4' 14"	130° 19' 3"
204-カ	33° 4' 15"	130° 18' 57"
204-キ	33° 4' 52"	130° 18' 59"
204-ク	33° 5' 6"	130° 19' 2"
204-ケ	33° 6' 3"	130° 19' 20"

農区第204号
区画漁業権漁場図

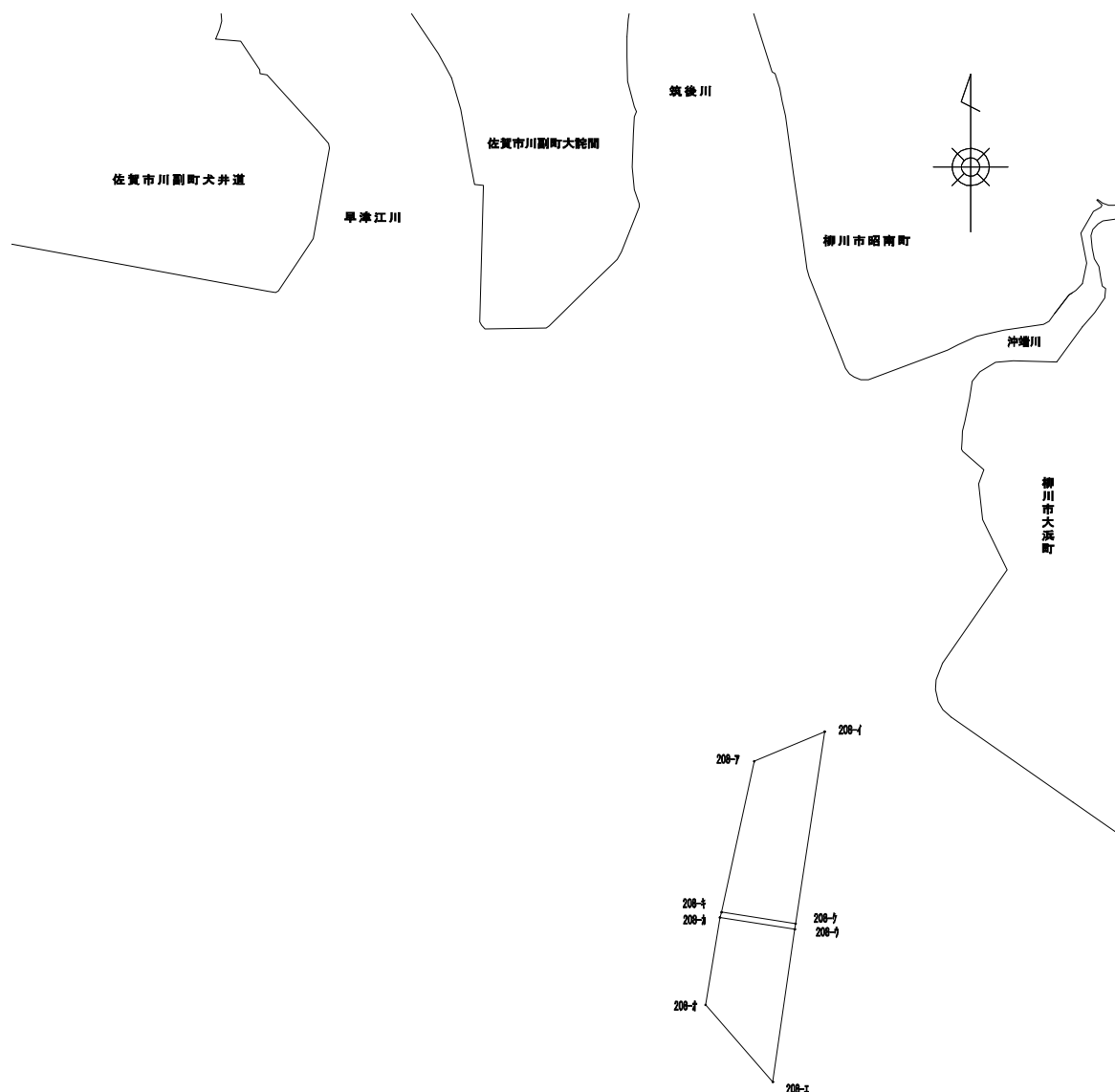
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
207-ア	33° 7' 38"	130° 21' 10"
207-イ	33° 7' 34"	130° 21' 28"
207-ウ	33° 6' 54"	130° 21' 26"
207-エ	33° 6' 13"	130° 21' 17"
207-オ	33° 5' 57"	130° 20' 53"
207-カ	33° 6' 9"	130° 20' 47"
207-キ	33° 6' 36"	130° 20' 54"
207-ク	33° 7' 36"	130° 21' 19"
207-ケ	33° 7' 36"	130° 21' 21"
207-コ	33° 5' 59"	130° 20' 55"
207-サ	33° 5' 58"	130° 20' 54"
207-シ	33° 7' 8"	130° 21' 2"
207-ス	33° 7' 4"	130° 21' 27"
207-セ	33° 7' 3"	130° 21' 27"
207-ソ	33° 7' 7"	130° 21' 2"
207-タ	33° 6' 38"	130° 20' 54"
207-チ	33° 6' 33"	130° 21' 21"
207-ツ	33° 6' 32"	130° 21' 21"

農区第207号
区画漁業権漁場図

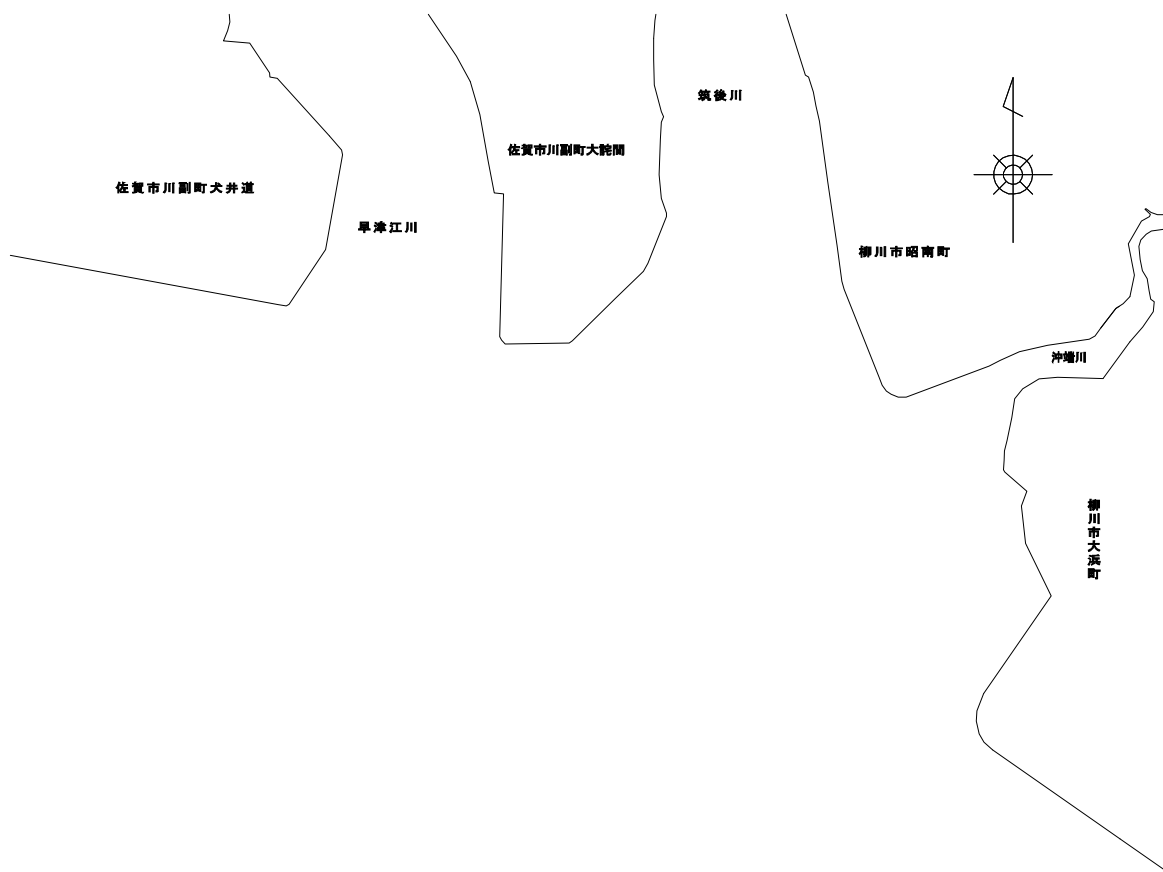
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



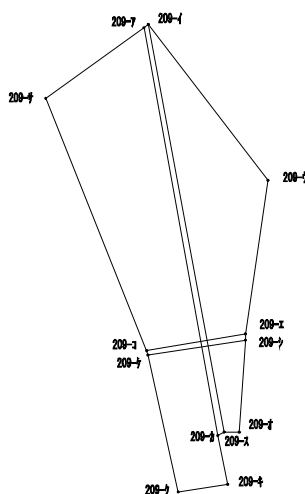
漁場の区域	緯 度	経 度
208-ア	33° 7' 0"	130° 21' 36"
208-イ	33° 7' 6"	130° 21' 53"
208-ウ	33° 6' 24"	130° 21' 46"
208-エ	33° 5' 52"	130° 21' 41"
208-オ	33° 6' 8"	130° 21' 24"
208-カ	33° 6' 27"	130° 21' 27"
208-キ	33° 6' 28"	130° 21' 28"
208-ク	33° 6' 26"	130° 21' 46"

農区第208号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

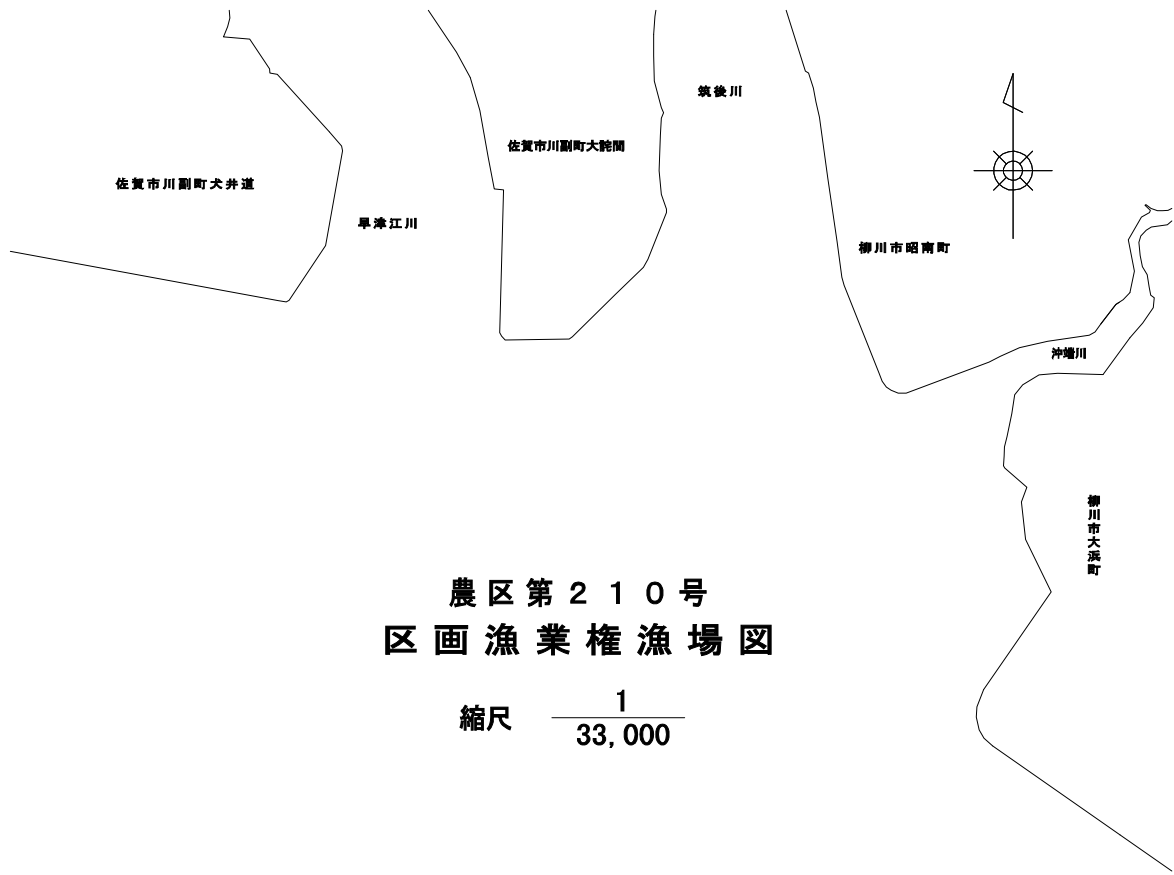


漁場の区域	緯 度	経 度
209-ア	33° 6' 9"	130° 21' 17"
209-イ	33° 6' 10"	130° 21' 18"
209-ウ	33° 5' 39"	130° 21' 46"
209-エ	33° 5' 8"	130° 21' 41"
209-オ	33° 4' 48"	130° 21' 40"
209-カ	33° 4' 47"	130° 21' 35"
209-キ	33° 4' 37"	130° 21' 37"
209-ク	33° 4' 36"	130° 21' 26"
209-ケ	33° 5' 3"	130° 21' 18"
209-コ	33° 5' 4"	130° 21' 18"
209-サ	33° 5' 55"	130° 20' 54"
209-シ	33° 5' 6"	130° 21' 41"
209-ス	33° 4' 48"	130° 21' 36"



農区第209号
区画漁業権漁場図

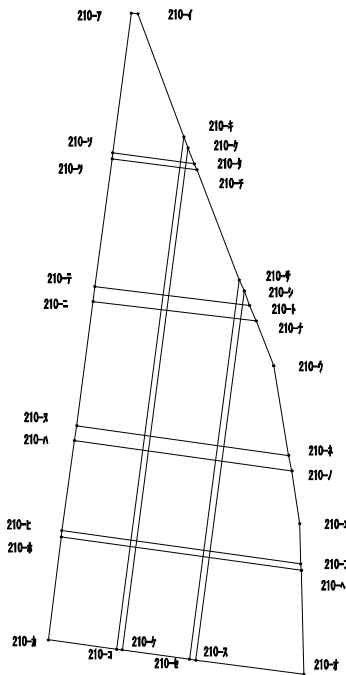
縮尺 $\frac{1}{33,000}$

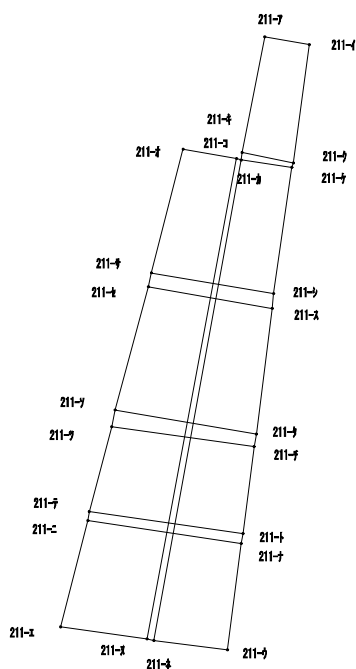
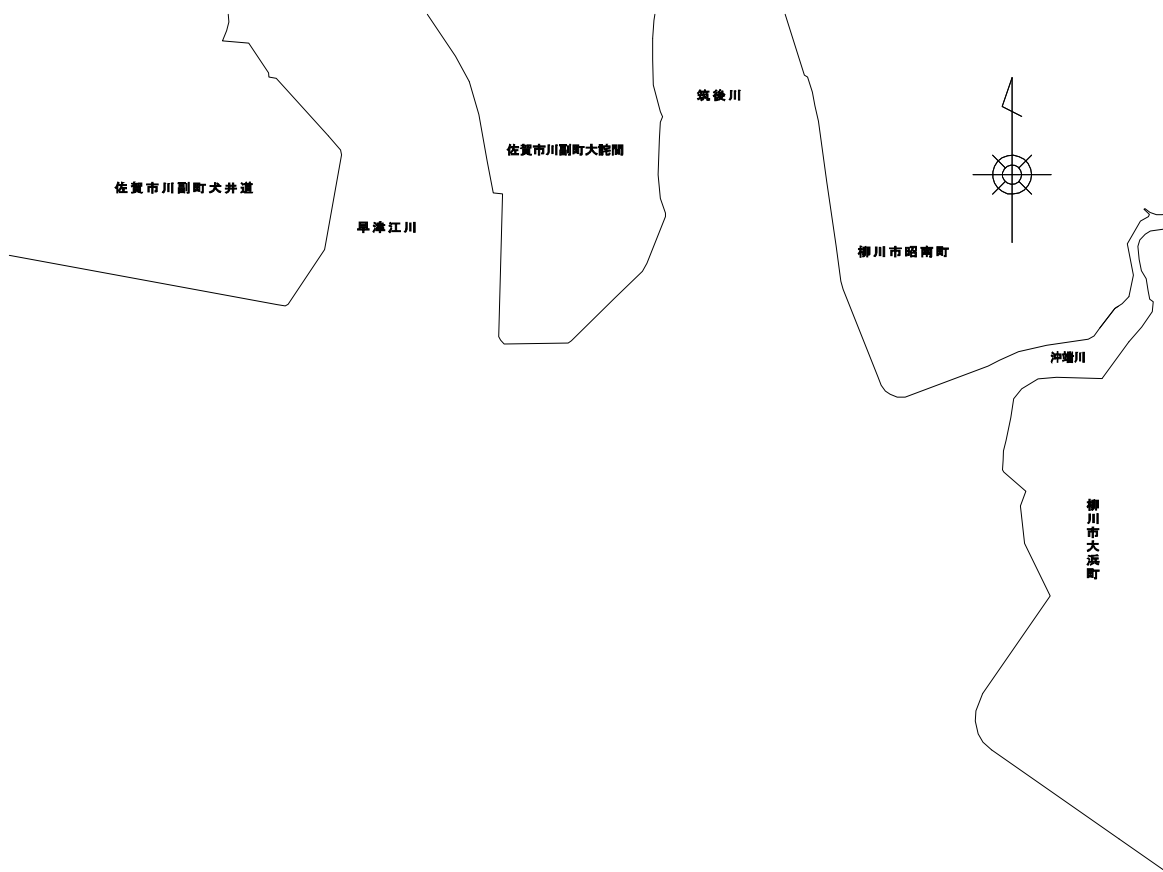


農区第210号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

漁場の区域	緯 度	経 度
210-ア	33° 6' 4"	130° 20' 43"
210-イ	33° 6' 4"	130° 20' 45"
210-ウ	33° 4' 54"	130° 21' 17"
210-エ	33° 4' 22"	130° 21' 24"
210-オ	33° 3' 51"	130° 21' 25"
210-カ	33° 3' 58"	130° 20' 25"
210-キ	33° 5' 39"	130° 20' 56"
210-ク	33° 5' 37"	130° 20' 57"
210-ケ	33° 3' 56"	130° 20' 42"
210-コ	33° 3' 56"	130° 20' 41"
210-サ	33° 5' 11"	130° 21' 9"
210-シ	33° 5' 9"	130° 21' 10"
210-ス	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-セ	33° 3' 54"	130° 20' 58"
210-ソ	33° 5' 36"	130° 20' 39"
210-タ	33° 5' 34"	130° 20' 58"
210-チ	33° 5' 33"	130° 20' 59"
210-ツ	33° 5' 35"	130° 20' 39"
210-テ	33° 5' 9"	130° 20' 35"
210-ト	33° 5' 6"	130° 21' 12"
210-ナ	33° 5' 2"	130° 21' 13"
210-ニ	33° 5' 6"	130° 20' 35"
210-ヌ	33° 4' 41"	130° 20' 31"
210-ネ	33° 4' 35"	130° 21' 21"
210-ノ	33° 4' 32"	130° 21' 22"
210-ハ	33° 4' 38"	130° 20' 30"
210-ヒ	33° 4' 20"	130° 20' 28"
210-フ	33° 4' 14"	130° 21' 24"
210-ヘ	33° 4' 12"	130° 21' 24"
210-ホ	33° 4' 19"	130° 20' 27"

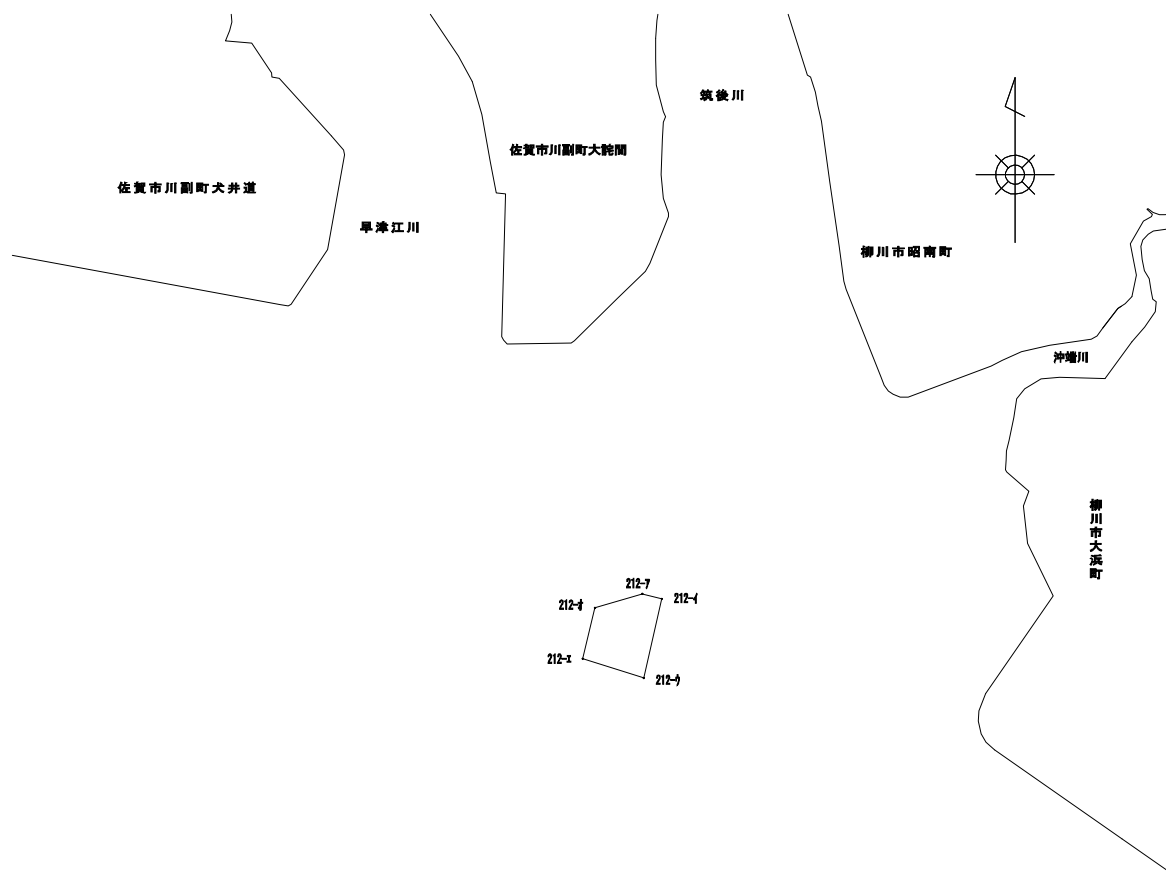




漁場の区域	緯 度	経 度
211-ア	33° 6′ 2″	130° 20′ 29″
211-イ	33° 6′ 1″	130° 20′ 40″
211-ウ	33° 3′ 59″	130° 20′ 21″
211-エ	33° 4′ 3″	130° 19′ 42″
211-オ	33° 5′ 40″	130° 20′ 10″
211-カ	33° 5′ 37″	130° 20′ 24″
211-キ	33° 5′ 39″	130° 20′ 24″
211-ク	33° 5′ 37″	130° 20′ 36″
211-ケ	33° 5′ 36″	130° 20′ 36″
211-コ	33° 5′ 38″	130° 20′ 23″
211-サ	33° 5′ 15″	130° 20′ 3″
211-シ	33° 5′ 11″	130° 20′ 32″
211-ス	33° 5′ 8″	130° 20′ 31″
211-セ	33° 5′ 12″	130° 20′ 2″
211-ソ	33° 4′ 47″	130° 19′ 54″
211-タ	33° 4′ 42″	130° 20′ 28″
211-チ	33° 4′ 40″	130° 20′ 27″
211-ツ	33° 4′ 44″	130° 19′ 53″
211-テ	33° 4′ 27″	130° 19′ 48″
211-ト	33° 4′ 22″	130° 20′ 25″
211-ナ	33° 4′ 20″	130° 20′ 24″
211-ニ	33° 4′ 25″	130° 19′ 48″
211-ヌ	33° 4′ 1″	130° 20′ 2″
211-ネ	33° 4′ 1″	130° 20′ 4″

農区第211号
区画漁業権漁場図

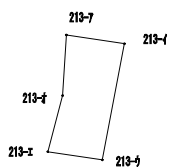
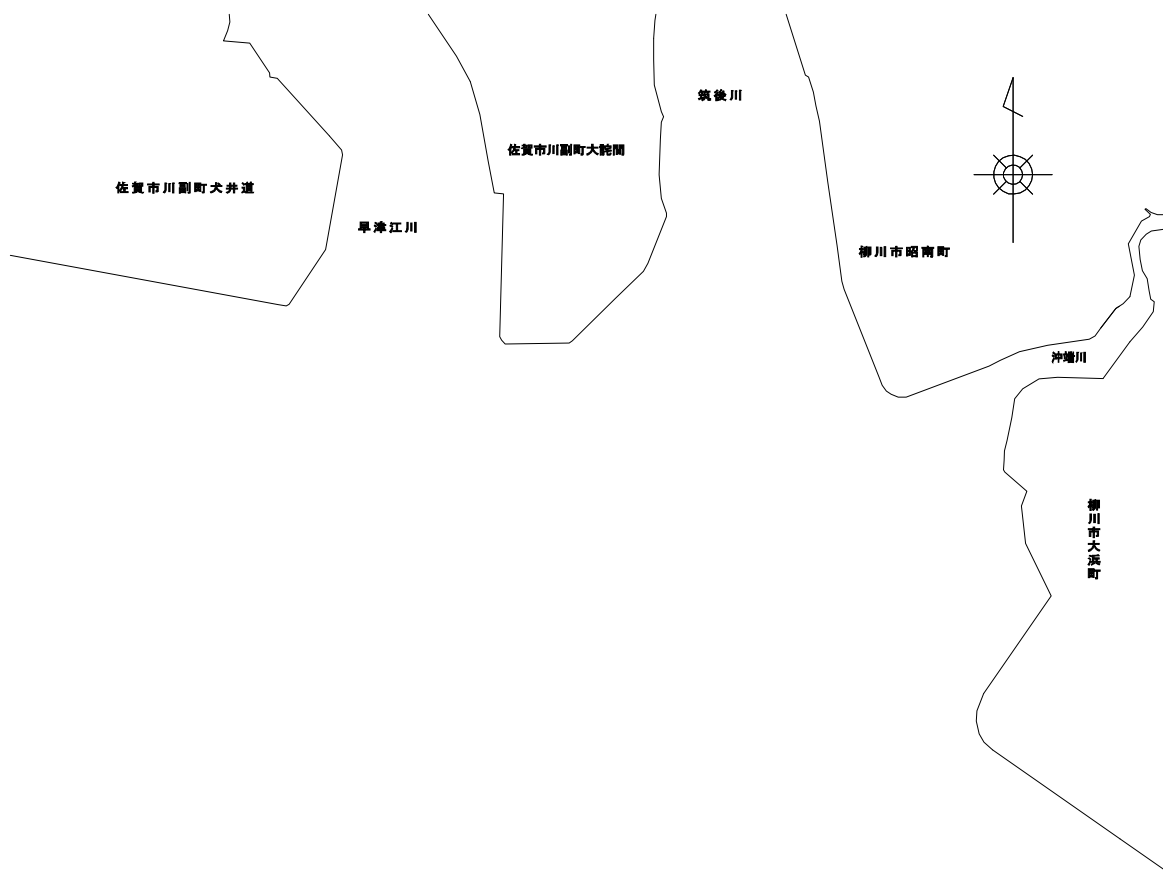
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
212-ア	33° 7' 40"	130° 21' 1"
212-イ	33° 7' 39"	130° 21' 5"
212-ウ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
212-エ	33° 7' 27"	130° 20' 47"
212-オ	33° 7' 37"	130° 20' 49"

農区第212号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
213-ア	33° 6' 4"	130° 20' 14"
213-イ	33° 6' 3"	130° 20' 28"
213-ウ	33° 5' 39"	130° 20' 23"
213-エ	33° 5' 41"	130° 20' 10"
213-オ	33° 5' 52"	130° 20' 14"

農区第213号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

（1）共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

(2) 区画漁業権

① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第91条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第1号（農区第11号）：設定しない

漁場計画 (案)

(令和5年2月)

佐賀県有明海区

共 同 漁 業 権
(そ の 1)

有 共 第 1 号

1 共同漁業（その1）

(1) 公示番号 有共第1号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表第1のとおり

イ 漁業の名称 別表第1のとおり

ウ 漁業の時期 別表第1のとおり

エ 漁場の位置 別表第1のとおり

オ 漁場の区域 別表第1のとおり

(3) 制限又は条件

ア 港湾区域内又は河川のみお筋付近において操業する場合は、船舶の航行を妨げてはならない。

イ 待網漁業及び四つ手網漁業のこうで網に使用する建竹並びにあみもじ網漁業及びこうもり網漁業に使用する建竹は、その潮の操業が終わったときは、直ちに取り除かなければならない。

ウ 笠羽瀬漁業の操業する範囲は、距岸1,000メートル以内とする。

エ 潟羽瀬漁業及びこうで待網漁業の片こうでの長さは、100メートル以下とする。

オ 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以下、網幅1.5メートル以下、操業時の網の高さ1メートル以下、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(4) 免許予定日 令和5年9月1日

(5) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで

(6) 関係地区 神崎市千代田町、佐賀市（三瀬村、富士町及び大和町を除く。）、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、嬉野市塩田町、藤津郡太良町

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

漁場計画図 別図第1のとおり

共 同 漁 業 権
(そ の 2)

有 共 第 2 号
有 共 第 3 号

2 共同漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第3種共同漁業
 - イ 漁業の名称 築磯漁業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第2のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第1のとおり

別表第1

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
第1種 共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	筑後川河口から佐賀・長崎両県の境界に至る間の佐賀県地先（有明海）	次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と点カと基点第3号を結ぶ今里川の中央線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域。ただし、特定河川の境界は次のとおりとし、その他の河川は海面から第1番目の橋梁の下流端とする。 早津江川……佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦南西角と同市同町大字犬井道字平和搦北東角を結んだ直線 八田江……八田江ひの2（通称八丁樋）の下流端 嘉瀬川及び本庄江……佐賀市嘉瀬町南側海岸堤塘線を東西に延長した直線 福所江……小城市芦刈町大字下古賀字昭和搦北西角から真方位 270 度に引いた直線 六角川……国道 444 号住ノ江橋下流端 塩田川……JR九州長崎本線鉄橋下流端 浜川……JR九州長崎本線鉄橋下流端
	はまぐり漁業	〃		
	かき漁業	〃		
	しおふき漁業	〃		
	あかがい漁業	〃		
	はいがい漁業	〃		
	にし漁業	〃		
	もがい漁業	〃		
	まてがい漁業	〃		
	ばい漁業	〃		
	あげまき漁業	〃		
	うみたけ漁業	〃		
	からすがい漁業	〃		
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年 5月31日まで		
	うみほうずき漁業	3月1日から7月31日まで		
	しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	くまさるぼう漁業	〃		
	しやこ漁業	〃		
たこ漁業	〃			
いそぎんちやく漁業	〃			
餌むし漁業	〃			
あおのり漁業	〃			
第2種 共同漁業	建干網漁業 (建干小定置漁業、張切網漁業及び碇止建干網漁業を含む。)	1月1日から12月31日まで	基点第1号…福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱 基点第2号…佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱 基点第3号…藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 基点第4号…藤津郡太良町大字大浦牟田向山に設置された佐賀・長崎両県漁場境界標石柱 基点第5号…長崎県諫早市小長井町遠竹名字釜清水鼻国道 207 号護岸の佐賀・長崎両県漁場境界標石柱 点ア…基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点 (北緯33度09分09秒 東経130度21分21秒) 点イ…藤津郡太良町竹崎島東端から点ア見通し線上 1,000 メートルの点 (北緯32度57分50秒 東経130度13分48秒) 点ウ…点アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した直線と藤津郡太良町竹崎島南西端から福岡・熊本両県境界に設置された境界標石柱を見通した直線との交点 (北緯32度58分47秒 東経130度19分40秒) 点エ…点オから長崎県雲仙市国見町多比良港西側防波堤付根見通し線上 4,988 メートルの点 (北緯32度55分35秒 東経130度14分34秒) 点オ…基点第4号から基点第5号を見通した線上 50 メートルの点 (北緯32度57分27秒 東経130度12分13秒) 点カ…基点第4号と基点第5号を結んだ直線上の中央点 (北緯32度57分27秒 東経130度12分13秒)	
	江切網漁業 (江切小定置漁業を含む。)	〃		
	潟羽瀬漁業 (笠羽瀬漁業を含む。)	〃		
	桝網漁業	〃		
	竹羽瀬漁業	〃		
	あみもじ網漁業	〃		
	こうもり網漁業	〃		
	こうで四つ手網漁業 (棚四つ手網漁業を含む。)	〃		
	待網漁業 (手押網漁業、繁網漁業及びこうで待網漁業を含む。)	〃		
	三尺網漁業	〃		
	かにかご漁業	〃		
	いかかご漁業	〃		
	むつごろうけ漁業	〃		
	あなごかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃		
	うなぎかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃		
	はぜかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃		

別表第2

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
有共第2号	沖神瀬地先	<p>沖神瀬灯標を中心として半径500メートルの円周によって囲まれた区域 (北緯33度03分51秒 東経130度13分26秒)</p>	<p>神崎市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、嬉野市塩田町、藤津郡太良町</p>
有共第3号	太良町大浦鶴ノ瀬地先	<p>次の点アを中心として半径500メートルの円周によって囲まれた区域 点ア…藤津郡太良町竹崎島に設置された夜灯鼻灯台から真方位45度00分1,000メートルの点 (北緯32度57分45秒 東経130度13分54秒)</p>	<p>同上</p>

区 画 漁 業 権
(そ の 1)

のりひび建養殖業

3 区画漁業（その1）

(1) 公示番号 別表第3のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第一種区画漁業

イ 漁業の名称 のり養殖業

ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 漁場の位置 別表第3のとおり

オ 漁場の区域 別表第3のとおり

(3) 制限又は条件

ア 有区第1001号から有区第1211号まで及び有区第1278号から有区第1284号まで

(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。

(イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。

(ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

イ 有区第1212号から有区第1275号まで及び有区第1286号から有区第1288号まで

(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。

(イ) 施設柵数は、別表第3の制限又は条件の項に記載する柵数以下でなければならない。

(ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。

(エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

(オ) 有区第1274号については、亀ノ瀬灯標の視認を妨げる施設を設置してはならない。

ウ 有区第1277号

(ア) 養殖の方法は、浮き流し養殖とする。

(イ) 養殖施設のいかりは、免許漁場以外に設置してはならない。

(ウ) 船舶の航行に支障がないように、漁場の四隅及び必要な箇所に標識灯を設置しなければならない。

(エ) 施設柵数は、2,180柵以下でなければならない。

(オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

(4) 免許予定日 令和5年9月1日

(5) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで

(6) 関係地区 別表第3のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画図 別図第2のとおり

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1001号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度20分16秒 点イ 北緯 33度08分19秒 東経 130度20分33秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分22秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度20分03秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1001号
有区第1002号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度20分10秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度20分16秒 点ウ 北緯 33度08分12秒 東経 130度20分03秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度19分57秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1002号
有区第1003号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分30秒 東経 130度20分04秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分53秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分45秒 点エ 北緯 33度08分26秒 東経 130度19分53秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1003号
有区第1004号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分39秒 点イ 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分40秒 点ウ 北緯 33度08分08秒 東経 130度19分19秒 点エ 北緯 33度08分13秒 東経 130度19分11秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1004号
有区第1005号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分20秒 東経 130度19分43秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分46秒 点ウ 北緯 33度08分01秒 東経 130度19分32秒 点エ 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分22秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1005号
有区第1006号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分46秒 点イ 北緯 33度08分15秒 東経 130度19分51秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度19分38秒 点エ 北緯 33度08分01秒 東経 130度19分32秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1006号
有区第1007号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度19分55秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度20分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度19分58秒 点エ 北緯 33度07分56秒 東経 130度19分41秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1007号
有区第1008号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度20分12秒 点イ 北緯 33度07分59秒 東経 130度20分20秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度20分08秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度19分58秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1008号
有区第1009号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度19分38秒 点イ 北緯 33度07分38秒 東経 130度20分06秒 点ウ 北緯 33度07分23秒 東経 130度19分57秒 点エ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分44秒 点オ 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分23秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1009号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1010号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度19分21秒 点イ 北緯 33度07分55秒 東経 130度19分36秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1010号
有区第1011号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度19分19秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度19分21秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1011号
有区第1012号	沖丁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度19分11秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分16秒 点ウ 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分54秒 点エ 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分48秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1012号
有区第1013号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分11秒 東経 130度19分06秒 点イ 北緯 33度08分09秒 東経 130度19分11秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分48秒 点エ 北緯 33度07分56秒 東経 130度18分42秒 点オ 北緯 33度07分59秒 東経 130度18分42秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1013号
有区第1014号	沖丁場	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分41秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分49秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度18分39秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1014号
有区第1015号	沖丁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分49秒 点イ 北緯 33度07分47秒 東経 130度18分52秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度18分39秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1015号
有区第1016号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分45秒 東経 130度18分54秒 点イ 北緯 33度07分32秒 東経 130度19分18秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分00秒 点オ 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分57秒 点カ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分37秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1016号
有区第1017号	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度19分21秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度19分38秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1017号
有区第1018号	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度18分38秒 点イ 北緯 33度07分09秒 東経 130度18分56秒 点ウ 北緯 33度06分58秒 東経 130度18分47秒 点エ 北緯 33度07分01秒 東経 130度18分42秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1018号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1019号	筑後川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分34秒 点イ 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分37秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度20分28秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度20分21秒 点オ 北緯 33度07分59秒 東経 130度20分27秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1019号
有区第1020号	筑後川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度20分21秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度20分28秒 点ウ 北緯 33度07分37秒 東経 130度20分25秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度20分18秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1020号
有区第1021号	近海洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度20分11秒 点イ 北緯 33度07分31秒 東経 130度20分15秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度20分14秒 点エ 北緯 33度07分28秒 東経 130度20分16秒 点オ 北緯 33度07分25秒 東経 130度20分14秒 点カ 北緯 33度07分25秒 東経 130度20分16秒 点キ 北緯 33度07分20秒 東経 130度20分14秒 点ク 北緯 33度07分19秒 東経 130度20分15秒 点ケ 北緯 33度07分16秒 東経 130度20分14秒 点コ 北緯 33度07分16秒 東経 130度20分15秒 点サ 北緯 33度07分12秒 東経 130度20分14秒 点シ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分59秒 点ス 北緯 33度07分21秒 東経 130度20分01秒 点セ 北緯 33度07分21秒 東経 130度20分03秒 点ソ 北緯 33度07分24秒 東経 130度20分04秒 点タ 北緯 33度07分24秒 東経 130度20分05秒 点チ 北緯 33度07分27秒 東経 130度20分06秒 点ツ 北緯 33度07分27秒 東経 130度20分08秒 点テ 北緯 33度07分30秒 東経 130度20分09秒 点ト 北緯 33度07分30秒 東経 130度20分10秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1021号
有区第1022号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度19分48秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分54秒 点ウ 北緯 33度06分47秒 東経 130度19分44秒 点エ 北緯 33度06分57秒 東経 130度19分25秒 点オ 北緯 33度07分17秒 東経 130度19分39秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1022号
有区第1023号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分34秒 点イ 北緯 33度06分59秒 東経 130度19分22秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分12秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒	佐賀市川副町大字大井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1023号
有区第1024号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分12秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分12秒 東経 130度19分06秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1024号
有区第1025号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分06秒 東経 130度19分02秒 点イ 北緯 33度07分01秒 東経 130度19分11秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分55秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度18分45秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1025号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1026号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分01秒 東経 130度19分11秒 点イ 北緯 33度06分56秒 東経 130度19分20秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度19分04秒 点エ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分55秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1026号
有区第1027号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分55秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度06分37秒 東経 130度19分40秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度19分39秒 点オ 北緯 33度06分19秒 東経 130度19分34秒 点カ 北緯 33度06分33秒 東経 130度19分07秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1027号
有区第1028号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度19分05秒 点イ 北緯 33度06分17秒 東経 130度19分32秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度19分29秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度06分03秒 東経 130度19分05秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点キ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1028号
有区第1029号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分37秒 東経 130度18分53秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度19分02秒 点ウ 北緯 33度06分08秒 東経 130度18分45秒 点エ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1029号
有区第1030号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分48秒 点イ 北緯 33度06分37秒 東経 130度18分53秒 点ウ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分31秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1030号
有区第1031号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度18分44秒 点イ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分48秒 点ウ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分31秒 点エ 北緯 33度06分17秒 東経 130度18分26秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1031号
有区第1032号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分24秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度18分44秒 点ウ 北緯 33度05分39秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度05分43秒 東経 130度18分18秒	佐賀市川副町大字小々森	団体漁業権		旧有区第1032号
有区第1033号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分03秒 東経 130度18分47秒 点イ 北緯 33度05分56秒 東経 130度19分01秒 点ウ 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分51秒 点エ 北緯 33度05分38秒 東経 130度18分38秒	佐賀市川副町大字小々森	団体漁業権		旧有区第1033号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1034号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分37秒 点イ 北緯 33度05分33秒 東経 130度18分49秒 点ウ 北緯 33度05分07秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度05分09秒 東経 130度18分29秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1034号
有区第1035号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分40秒 東経 130度18分17秒 点イ 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分34秒 点ウ 北緯 33度05分10秒 東経 130度18分26秒 点エ 北緯 33度05分13秒 東経 130度18分12秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1035号
有区第1036号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分10秒 東経 130度18分11秒 点イ 北緯 33度05分07秒 東経 130度18分25秒 点ウ 北緯 33度04分52秒 東経 130度18分21秒 点エ 北緯 33度04分54秒 東経 130度18分08秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1036号
有区第1037号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分54秒 東経 130度18分08秒 点イ 北緯 33度04分52秒 東経 130度18分21秒 点ウ 北緯 33度04分43秒 東経 130度18分18秒 点エ 北緯 33度04分45秒 東経 130度18分06秒	佐賀市川副町大字大 詫間	団体漁業権		旧有区第1037号
有区第1038号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分06秒 東経 130度18分29秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度04分40秒 東経 130度18分30秒 点エ 北緯 33度04分42秒 東経 130度18分21秒	佐賀市川副町大字大 詫間	団体漁業権		旧有区第1038号
有区第1039号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分39秒 東経 130度18分20秒 点イ 北緯 33度04分37秒 東経 130度18分27秒 点ウ 北緯 33度04分16秒 東経 130度18分20秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度18分14秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1039号
有区第1040号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分42秒 東経 130度18分06秒 点イ 北緯 33度04分39秒 東経 130度18分17秒 点ウ 北緯 33度04分18秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度04分20秒 東経 130度18分01秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1040号
有区第1041号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度18分33秒 点イ 北緯 33度06分47秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度18分19秒	佐賀市川副町大字大 詫間	団体漁業権		旧有区第1041号
有区第1042号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度18分34秒 点イ 北緯 33度06分54秒 東経 130度18分16秒 点ウ 北緯 33度06分59秒 東経 130度18分00秒	佐賀市川副町大字大 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1042号
有区第1043号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度18分14秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度17分58秒 点エ 北緯 33度06分34秒 東経 130度17分39秒	佐賀市川副町大字早 津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1043号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1044号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分51秒 東経 130度18分18秒 点イ 北緯 33度06分45秒 東経 130度18分37秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分26秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分07秒	佐賀市川副町大字大 陀間	団体漁業権		旧有区第1044号
有区第1045号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分07秒 点イ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分26秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度18分20秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度18分01秒	佐賀市川副町大字早 津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1045号
有区第1046号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分24秒 東経 130度18分00秒 点イ 北緯 33度06分18秒 東経 130度18分19秒 点ウ 北緯 33度05分58秒 東経 130度18分15秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度17分54秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1046号
有区第1047号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度17分37秒 点イ 北緯 33度06分25秒 東経 130度17分57秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度17分50秒 点エ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分24秒 点オ 北緯 33度06分25秒 東経 130度17分32秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1047号
有区第1048号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分11秒 東経 130度17分22秒 点イ 北緯 33度06分02秒 東経 130度17分49秒 点ウ 北緯 33度05分43秒 東経 130度17分43秒 点エ 北緯 33度05分53秒 東経 130度17分10秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度17分13秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1048号
有区第1049号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分01秒 東経 130度17分53秒 点イ 北緯 33度05分54秒 東経 130度18分14秒 点ウ 北緯 33度05分34秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度05分41秒 東経 130度17分46秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1049号
有区第1050号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分39秒 東経 130度17分45秒 点イ 北緯 33度05分31秒 東経 130度18分10秒 点ウ 北緯 33度05分14秒 東経 130度18分06秒 点エ 北緯 33度05分20秒 東経 130度17分39秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1050号
有区第1051号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分50秒 東経 130度17分09秒 点イ 北緯 33度05分40秒 東経 130度17分42秒 点ウ 北緯 33度05分21秒 東経 130度17分35秒 点エ 北緯 33度05分29秒 東経 130度16分59秒	佐賀市諸富町及び神 埼市千代田町	団体漁業権		旧有区第1051号
有区第1052号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分26秒 東経 130度16分57秒 点イ 北緯 33度05分18秒 東経 130度17分34秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度17分26秒 点エ 北緯 33度04分54秒 東経 130度17分19秒	佐賀市川副町大字早 津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1052号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1053号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度17分38秒 点イ 北緯 33度05分11秒 東経 130度18分06秒 点ウ 北緯 33度04分46秒 東経 130度18分00秒 点エ 北緯 33度04分52秒 東経 130度17分30秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1053号
有区第1054号	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分49秒 東経 130度17分29秒 点イ 北緯 33度04分43秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度17分55秒 点エ 北緯 33度04分23秒 東経 130度17分45秒 点オ 北緯 33度04分47秒 東経 130度17分28秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1054号
有区第1055号	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分58秒 東経 130度18分36秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分33秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度07分55秒 東経 130度18分17秒	佐賀市川副町大字早 津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1055号
有区第1056号	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分33秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度18分31秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度18分05秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1056号
有区第1057号	カタコの洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分55秒 東経 130度18分12秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度18分02秒 点ウ 北緯 33度07分51秒 東経 130度17分46秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1057号
有区第1058号	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分50秒 東経 130度17分41秒 点イ 北緯 33度07分39秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度07分17秒 東経 130度17分44秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度17分16秒 点オ 北緯 33度07分48秒 東経 130度17分29秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1058号
有区第1059号	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度18分03秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分29秒 点ウ 北緯 33度07分07秒 東経 130度18分04秒 点エ 北緯 33度07分16秒 東経 130度17分47秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1059号
有区第1060号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分13秒 東経 130度17分46秒 点イ 北緯 33度07分05秒 東経 130度18分01秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度17分54秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度17分41秒 点オ 北緯 33度06分49秒 東経 130度17分28秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1060号
有区第1061号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度17分14秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度17分43秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度17分25秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度17分00秒	佐賀市川副町大字犬 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1061号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1062号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分00秒 東経 130度16分59秒 点イ 北緯 33度06分48秒 東経 130度17分23秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度17分04秒 点エ 北緯 33度06分33秒 東経 130度16分43秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1062号
有区第1063号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分47秒 東経 130度17分26秒 点イ 北緯 33度06分41秒 東経 130度17分39秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度17分28秒 点エ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分20秒 点オ 北緯 33度06分22秒 東経 130度17分08秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1063号
有区第1064号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分19秒 東経 130度17分06秒 点イ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分19秒 点ウ 北緯 33度05分43秒 東経 130度16分59秒 点エ 北緯 33度05分47秒 東経 130度16分50秒 点オ 北緯 33度05分52秒 東経 130度16分45秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1064号
有区第1065号	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度06分21秒 東経 130度17分02秒 点ウ 北緯 33度05分55秒 東経 130度16分43秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度16分35秒 点オ 北緯 33度06分18秒 東経 130度16分35秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1065号
有区第1066号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分00秒 東経 130度20分00秒 点イ 北緯 33度08分57秒 東経 130度20分05秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度20分03秒 点エ 北緯 33度08分36秒 東経 130度19分54秒 点オ 北緯 33度08分25秒 東経 130度19分21秒 点カ 北緯 33度08分26秒 東経 130度19分20秒 点キ 北緯 33度08分46秒 東経 130度19分51秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1066号
有区第1067号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分34秒 東経 130度19分26秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度19分27秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度19分18秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度18分48秒 点オ 北緯 33度08分26秒 東経 130度18分42秒 点カ 北緯 33度08分29秒 東経 130度18分48秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1067号
有区第1068号	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分31秒 東経 130度18分14秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度18分15秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度08分15秒 東経 130度18分44秒 点オ 北緯 33度08分07秒 東経 130度18分22秒 点カ 北緯 33度08分04秒 東経 130度17分58秒 点キ 北緯 33度08分28秒 東経 130度17分54秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1068号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1069号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分43秒 東経 130度17分17秒 点イ 北緯 33度08分42秒 東経 130度17分48秒 点ウ 北緯 33度08分36秒 東経 130度17分49秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分19秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1069号
有区第1070号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分36秒 東経 130度17分49秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度17分51秒 点ウ 北緯 33度08分21秒 東経 130度17分21秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分19秒	佐賀市川副町大字 犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1070号
有区第1071号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分22秒 東経 130度17分51秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度17分55秒 点ウ 北緯 33度08分00秒 東経 130度17分24秒 点エ 北緯 33度08分19秒 東経 130度17分21秒	佐賀市川副町大字 犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1071号
有区第1072号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度17分05秒 点イ 北緯 33度08分51秒 東経 130度17分08秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分15秒 点エ 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分59秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1072号
有区第1073号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度17分07秒 点イ 北緯 33度08分26秒 東経 130度17分17秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度17分19秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度17分00秒	佐賀市川副町大字 犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1073号
有区第1074号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度16分56秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度17分07秒 点ウ 北緯 33度08分12秒 東経 130度17分00秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度16分49秒	佐賀市川副町大字 早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1074号
有区第1075号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分48秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度17分19秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分21秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度17分14秒 点オ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒	佐賀市川副町大字 犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1075号
有区第1076号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分50秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度17分13秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度17分02秒 点エ 北緯 33度07分33秒 東経 130度16分32秒	佐賀市川副町大字 犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1076号
有区第1077号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度17分01秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分33秒	佐賀市川副町大字 早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1077号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1078号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分31秒 東経 130度16分30秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分33秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度16分23秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1078号
有区第1079号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度16分22秒 点イ 北緯 33度07分09秒 東経 130度16分32秒 点ウ 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度06分55秒 東経 130度16分14秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1079号
有区第1080号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度16分32秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度16分49秒 点ウ 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分36秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分24秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1080号
有区第1081号	網洗洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分23秒 点イ 北緯 33度06分46秒 東経 130度16分33秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度16分10秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1081号
有区第1082号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分23秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度16分10秒 点エ 北緯 33度06分11秒 東経 130度16分04秒 点オ 北緯 33度06分15秒 東経 130度15分56秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1082号
有区第1083号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分36秒 東経 130度16分47秒 点イ 北緯 33度09分33秒 東経 130度16分58秒 点ウ 北緯 33度09分26秒 東経 130度16分56秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度16分44秒	佐賀市川副町大字小々森	団体漁業権		旧有区第1083号
有区第1084号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分27秒 東経 130度16分43秒 点イ 北緯 33度09分23秒 東経 130度16分55秒 点ウ 北緯 33度09分10秒 東経 130度17分01秒 点エ 北緯 33度09分17秒 東経 130度16分39秒	佐賀市川副町大字小々森	団体漁業権		旧有区第1084号
有区第1085号	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分13秒 東経 130度16分50秒 点イ 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分54秒 点ウ 北緯 33度09分09秒 東経 130度16分54秒 点エ 北緯 33度09分08秒 東経 130度17分01秒 点オ 北緯 33度09分00秒 東経 130度17分04秒 点カ 北緯 33度08分56秒 東経 130度17分03秒 点キ 北緯 33度09分01秒 東経 130度16分46秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1085号
有区第1086号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分17秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度16分50秒 点ウ 北緯 33度09分01秒 東経 130度16分46秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度16分34秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1086号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1087号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分02秒 東経 130度16分33秒 点イ 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒 点エ 北緯 33度08分46秒 東経 130度16分27秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1087号
有区第1088号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分41秒 点イ 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分50秒 点ウ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分44秒 点エ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒	佐賀市川副町大字大詫間	団体漁業権		旧有区第1088号
有区第1089号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分50秒 点イ 北緯 33度08分53秒 東経 130度17分01秒 点ウ 北緯 33度08分38秒 東経 130度16分55秒 点エ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分44秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1089号
有区第1090号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度16分53秒 点ウ 北緯 33度08分16秒 東経 130度16分46秒 点エ 北緯 33度08分21秒 東経 130度16分32秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1090号
有区第1091号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分25秒 点イ 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分39秒 点ウ 北緯 33度08分21秒 東経 130度16分32秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度16分18秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1091号
有区第1092号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度16分17秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度16分09秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1092号
有区第1093号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点イ 北緯 33度08分14秒 東経 130度16分45秒 点ウ 北緯 33度07分54秒 東経 130度16分37秒 点エ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	団体漁業権		旧有区第1093号
有区第1094号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分00秒 東経 130度16分08秒 点イ 北緯 33度07分51秒 東経 130度16分36秒 点ウ 北緯 33度07分34秒 東経 130度16分28秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度16分01秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1094号
有区第1095号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点イ 北緯 33度07分32秒 東経 130度16分27秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度16分19秒 点エ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1095号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1096号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度16分00秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点ウ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点エ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1096号
有区第1097号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分52秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度16分03秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度15分45秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1097号
有区第1098号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度16分03秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度16分18秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度16分11秒 点エ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒	佐賀市川副町大字 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1098号
有区第1099号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度15分54秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度16分09秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度15分53秒 点エ 北緯 33度06分28秒 東経 130度15分42秒	佐賀市川副町大字 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1099号
有区第1100号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分43秒 点イ 北緯 33度06分57秒 東経 130度15分54秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度06分36秒 東経 130度15分34秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1100号
有区第1101号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分55秒 東経 130度16分17秒 点イ 北緯 33度09分39秒 東経 130度16分44秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度16分41秒 点エ 北緯 33度09分40秒 東経 130度16分10秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1101号
有区第1102号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分37秒 東経 130度16分09秒 点イ 北緯 33度09分28秒 東経 130度16分40秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度16分31秒 点エ 北緯 33度09分15秒 東経 130度16分02秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1102号
有区第1103号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分12秒 点イ 北緯 33度09分03秒 東経 130度16分30秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分06秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1103号
有区第1104号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分01秒 点イ 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分12秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分06秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分55秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1104号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1105号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分51秒 東経 130度15分53秒 点イ 北緯 33度08分47秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分58秒 点エ 北緯 33度08分35秒 東経 130度15分47秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1105号
有区第1106号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度16分04秒 点イ 北緯 33度08分42秒 東経 130度16分21秒 点ウ 北緯 33度08分26秒 東経 130度16分15秒 点エ 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分58秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1106号
有区第1107号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点イ 北緯 33度08分23秒 東経 130度16分14秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度16分06秒 点エ 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒	佐賀市川副町大字大 井道及び鹿江	団体漁業権		旧有区第1107号
有区第1108号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分46秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度15分37秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1108号
有区第1109号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分36秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分47秒 点ウ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒 点エ 北緯 33度07分52秒 東経 130度15分29秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1109号
有区第1110号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分47秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒	佐賀市川副町大字大 詫間	団体漁業権		旧有区第1110号
有区第1111号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度15分55秒 点イ 北緯 33度08分01秒 東経 130度16分05秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度15分58秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1111号
有区第1112号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分42秒 東経 130度15分51秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1112号
有区第1113号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分28秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度15分51秒 点ウ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度15分21秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1113号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1114号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分29秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分43秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分13秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1114号
有区第1115号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分43秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度15分49秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1115号
有区第1116号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分02秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度07分01秒 東経 130度15分40秒 点ウ 北緯 33度06分37秒 東経 130度15分31秒 点エ 北緯 33度06分39秒 東経 130度15分26秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1116号
有区第1117号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度15分12秒 点イ 北緯 33度07分02秒 東経 130度15分35秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度06分41秒 東経 130度15分22秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1117号
有区第1118号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分04秒 東経 130度16分03秒 点イ 北緯 33度09分57秒 東経 130度16分14秒 点ウ 北緯 33度09分49秒 東経 130度16分10秒 点エ 北緯 33度09分53秒 東経 130度15分59秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1118号
有区第1119号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分53秒 東経 130度15分59秒 点イ 北緯 33度09分49秒 東経 130度16分10秒 点ウ 北緯 33度09分40秒 東経 130度16分07秒 点エ 北緯 33度09分45秒 東経 130度15分55秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1119号
有区第1120号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分42秒 東経 130度15分54秒 点イ 北緯 33度09分38秒 東経 130度16分06秒 点ウ 北緯 33度09分16秒 東経 130度15分59秒 点エ 北緯 33度09分21秒 東経 130度15分45秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1120号
有区第1121号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分17秒 東経 130度15分44秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度15分58秒 点ウ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分02秒 東経 130度15分38秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1121号
有区第1122号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分21秒 東経 130度15分31秒 点イ 北緯 33度09分18秒 東経 130度15分41秒 点ウ 北緯 33度09分03秒 東経 130度15分35秒 点エ 北緯 33度09分06秒 東経 130度15分25秒	佐賀市川副町大字大 詫間	団体漁業権		旧有区第1122号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1123号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度08分52秒 東経 130度15分49秒 点ウ 北緯 33度08分36秒 東経 130度15分43秒 点エ 北緯 33度08分41秒 東経 130度15分30秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1123号
有区第1124号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分38秒 東経 130度15分29秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度15分42秒 点ウ 北緯 33度08分13秒 東経 130度15分34秒 点エ 北緯 33度08分17秒 東経 130度15分21秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1124号
有区第1125号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分14秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度15分33秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分14秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1125号
有区第1126号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分03秒 点イ 北緯 33度07分50秒 東経 130度15分25秒 点ウ 北緯 33度07分33秒 東経 130度15分18秒 点エ 北緯 33度07分38秒 東経 130度15分02秒 点オ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分00秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1126号
有区第1127号	網洗洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度15分04秒 点イ 北緯 33度07分30秒 東経 130度15分17秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分11秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1127号
有区第1128号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度10分13秒 東経 130度15分48秒 点ウ 北緯 33度10分02秒 東経 130度15分43秒 点エ 北緯 33度10分06秒 東経 130度15分30秒	佐賀市川副町大字 小々森	団体漁業権		旧有区第1128号
有区第1129号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分06秒 東経 130度15分30秒 点イ 北緯 33度10分02秒 東経 130度15分43秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度15分39秒 点エ 北緯 33度09分55秒 東経 130度15分25秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1129号
有区第1130号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分15秒 東経 130度15分19秒 点イ 北緯 33度10分11秒 東経 130度15分32秒 点ウ 北緯 33度10分04秒 東経 130度15分29秒 点エ 北緯 33度10分08秒 東経 130度15分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1130号
有区第1131号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分08秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度10分04秒 東経 130度15分29秒 点ウ 北緯 33度09分55秒 東経 130度15分25秒 点エ 北緯 33度09分59秒 東経 130度15分13秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1131号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1132号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分56秒 東経 130度15分12秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度15分38秒 点ウ 北緯 33度09分26秒 東経 130度15分29秒 点エ 北緯 33度09分33秒 東経 130度15分03秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1132号
有区第1133号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度15分02秒 点イ 北緯 33度09分23秒 東経 130度15分28秒 点ウ 北緯 33度09分07秒 東経 130度15分21秒 点エ 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分59秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1133号
有区第1134号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分58秒 点イ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分19秒 点ウ 北緯 33度08分46秒 東経 130度15分13秒 点エ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分56秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1134号
有区第1135号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分56秒 点イ 北緯 33度08分43秒 東経 130度15分12秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度14分53秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1135号
有区第1136号	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度14分53秒 点イ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分03秒 点ウ 北緯 33度07分56秒 東経 130度14分55秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度14分48秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1136号
有区第1138号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分29秒 東経 130度15分03秒 点イ 北緯 33度10分27秒 東経 130度15分19秒 点ウ 北緯 33度09分59秒 東経 130度15分09秒 点エ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分58秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1138号
有区第1139号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分30秒 東経 130度14分58秒 点イ 北緯 33度10分29秒 東経 130度15分03秒 点ウ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分58秒 点エ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分53秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1139号
有区第1140号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分58秒 東経 130度14分52秒 点イ 北緯 33度09分56秒 東経 130度15分08秒 点ウ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1140号
有区第1141号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒 点イ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分59秒 点エ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分48秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1141号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1142号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分59秒 点ウ 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分55秒 点エ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1142号
有区第1144号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分32秒 東経 130度14分43秒 点イ 北緯 33度10分31秒 東経 130度14分55秒 点ウ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分49秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1144号
有区第1145号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度14分38秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度14分43秒 点ウ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1145号
有区第1146号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分49秒 点ウ 北緯 33度09分35秒 東経 130度14分44秒 点エ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分27秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1146号
有区第1147号	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点ウ 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分26秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1147号
有区第1148号	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分52秒 東経 130度14分53秒 点ウ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分39秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1148号
有区第1149号	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒 点イ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分39秒 点ウ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分32秒 点エ 北緯 33度09分04秒 東経 130度14分30秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1149号
有区第1150号	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点イ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒 点ウ 北緯 33度08分25秒 東経 130度14分35秒 点エ 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分32秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1150号
有区第1151号	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度14分49秒 点イ 北緯 33度08分00秒 東経 130度14分45秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分36秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1151号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1152号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分45秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分49秒 点ウ 北緯 33度10分43秒 東経 130度14分42秒 点エ 北緯 33度10分45秒 東経 130度14分38秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1152号
有区第1153号	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分43秒 東経 130度14分42秒 点ウ 北緯 33度10分39秒 東経 130度14分38秒 点エ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分25秒 点オ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1153号
有区第1154号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分47秒 東経 130度14分15秒 点イ 北緯 33度10分46秒 東経 130度14分23秒 点ウ 北緯 33度10分37秒 東経 130度14分36秒 点エ 北緯 33度10分17秒 東経 130度14分31秒 点オ 北緯 33度10分19秒 東経 130度14分10秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1154号
有区第1155号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度14分10秒 点イ 北緯 33度10分17秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分28秒 点エ 北緯 33度10分06秒 東経 130度14分08秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1155号
有区第1156号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分02秒 東経 130度14分21秒 点イ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分23秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1156号
有区第1157号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分08秒 点イ 北緯 33度10分02秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分04秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1157号
有区第1158号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度14分23秒 点イ 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分26秒 点ウ 北緯 33度09分07秒 東経 130度14分07秒 点エ 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分04秒	佐賀市西与賀町	団体漁業権		旧有区第1158号
有区第1159号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分26秒 点イ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点エ 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1159号
有区第1160号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分10秒 点エ 北緯 33度09分02秒 東経 130度14分08秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1160号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1161号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分28秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1161号
有区第1162号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分21秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分33秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分20秒 東経 130度14分14秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1162号
有区第1163号	中の洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分40秒 東経 130度14分11秒 点イ 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分06秒 点ウ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1163号
有区第1164号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒 点イ 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分06秒 点ウ 北緯 33度10分07秒 東経 130度14分05秒 点エ 北緯 33度10分08秒 東経 130度13分54秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1164号
有区第1165号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分05秒 東経 130度13分53秒 点イ 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分05秒 点ウ 北緯 33度09分47秒 東経 130度14分02秒 点エ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1165号
有区第1166号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒 点イ 北緯 33度09分47秒 東経 130度14分02秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分00秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度13分46秒 点オ 北緯 33度09分36秒 東経 130度13分45秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1166号
有区第1167号	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分01秒 点イ 北緯 33度09分07秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分50秒 点エ 北緯 33度09分26秒 東経 130度13分46秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1167号
有区第1168号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分01秒 東経 130度14分05秒 点イ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分07秒 点ウ 北緯 33度08分47秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分00秒 東経 130度13分51秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1168号
有区第1169号	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分07秒 点イ 北緯 33度08分13秒 東経 130度14分12秒 点ウ 北緯 33度08分14秒 東経 130度14分09秒 点エ 北緯 33度08分39秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度08分44秒 東経 130度13分53秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1169号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1170号	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度10分38秒 東経 130度13分55秒 点エ 北緯 33度10分40秒 東経 130度13分51秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1170号
有区第1171号	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分40秒 点エ 北緯 33度10分15秒 東経 130度13分36秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1171号
有区第1172号	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権		旧有区第1172号
有区第1173号	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権		旧有区第1173号
有区第1174号	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分04秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権		旧有区第1174号
有区第1175号	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分31秒 点イ 北緯 33度08分35秒 東経 130度13分33秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度13分08秒 点エ 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分06秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1175号
有区第1176号	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分30秒 東経 130度13分47秒 点イ 北緯 33度08分12秒 東経 130度13分58秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度13分40秒 点エ 北緯 33度08分30秒 東経 130度13分37秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1176号
有区第1177号	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度14分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度13分42秒 点エ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分40秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1177号
有区第1178号	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分14秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度14分18秒 点ウ 北緯 33度07分18秒 東経 130度13分46秒 点エ 北緯 33度07分42秒 東経 130度13分43秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1178号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1179号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分18秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度06分58秒 東経 130度14分20秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度13分48秒 点エ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1179号
有区第1180号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分53秒 東経 130度14分21秒 点イ 北緯 33度06分33秒 東経 130度14分24秒 点ウ 北緯 33度06分30秒 東経 130度13分51秒 点エ 北緯 33度06分50秒 東経 130度13分49秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1180号
有区第1181号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度14分24秒 点イ 北緯 33度06分23秒 東経 130度14分25秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分52秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1181号
有区第1182号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度13分34秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度13分36秒 点ウ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分11秒 点エ 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分09秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1182号
有区第1183号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分37秒 点イ 北緯 33度07分46秒 東経 130度13分39秒 点ウ 北緯 33度07分44秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分11秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1183号
有区第1184号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分41秒 東経 130度13分40秒 点イ 北緯 33度07分18秒 東経 130度13分42秒 点ウ 北緯 33度07分17秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分28秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1184号
有区第1185号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分28秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分17秒 点エ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1185号
有区第1186号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分43秒 点イ 北緯 33度06分55秒 東経 130度13分45秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度13分20秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度13分18秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1186号
有区第1187号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分50秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度06分30秒 東経 130度13分48秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度13分23秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度13分21秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1187号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1188号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分48秒 点イ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度06分08秒 東経 130度13分25秒 点エ 北緯 33度06分25秒 東経 130度13分23秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1188号
有区第1189号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分06秒 東経 130度13分47秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分26秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1189号
有区第1190号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分04秒 東経 130度13分01秒 点イ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分02秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度12分44秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1190号
有区第1191号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分40秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1191号
有区第1192号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分40秒	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八 平	団体漁業権		旧有区第1192号
有区第1193号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分08秒 点イ 北緯 33度07分44秒 東経 130度13分10秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点エ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1193号
有区第1194号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1194号
有区第1195号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分46秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1195号
有区第1196号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分11秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分13秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点エ 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1196号
有区第1197号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度13分14秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度13分16秒 点ウ 北緯 33度06分52秒 東経 130度13分02秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度13分00秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1197号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1198号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度13分00秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度13分02秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度12分51秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分49秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1198号
有区第1199号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度12分33秒 点イ 北緯 33度08分30秒 東経 130度12分35秒 点ウ 北緯 33度08分29秒 東経 130度12分15秒 点エ 北緯 33度08分35秒 東経 130度12分14秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1199号
有区第1200号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分36秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分39秒 点ウ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度08分23秒 東経 130度12分17秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1200号
有区第1201号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度12分13秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分15秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分10秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度12分01秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1201号
有区第1202号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点ウ 北緯 33度07分40秒 東経 130度12分21秒 点エ 北緯 33度08分01秒 東経 130度12分11秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1202号
有区第1203号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分39秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分42秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1203号
有区第1204号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分43秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分46秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1204号
有区第1205号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分24秒	小城市芦刈町	団体漁業権		旧有区第1205号
有区第1206号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分46秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度12分49秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分36秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1206号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1207号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分46秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分04秒 点ウ 北緯 33度06分26秒 東経 130度12分57秒 点エ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1207号
有区第1208号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分47秒 東経 130度13分17秒 点イ 北緯 33度06分28秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分04秒 点エ 北緯 33度06分46秒 東経 130度13分02秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1208号
有区第1209号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分25秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分22秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分12秒 点エ 北緯 33度06分24秒 東経 130度13分10秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1209号
有区第1210号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分24秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分06秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度12分58秒	佐賀市久保田町	団体漁業権		旧有区第1210号
有区第1211号	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度05分55秒 東経 130度13分23秒 点ウ 北緯 33度05分51秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度13分08秒	佐賀市嘉瀬町	団体漁業権		旧有区第1211号
有区第1212号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分21秒 東経 130度11分53秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分16秒 点ウ 北緯 33度07分28秒 東経 130度11分54秒 点エ 北緯 33度08分10秒 東経 130度11分33秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	制限柵数 3,190柵	旧有区第1212号
有区第1213号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度12分41秒 点ウ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分19秒 点エ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分55秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	制限柵数 3,740柵	旧有区第1213号
有区第1214号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分42秒 東経 130度12分42秒 点イ 北緯 33度05分49秒 東経 130度13分08秒 点ウ 北緯 33度05分44秒 東経 130度12分54秒 点エ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分39秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分38秒 点カ 北緯 33度06分00秒 東経 130度12分47秒 点キ 北緯 33度06分38秒 東経 130度12分29秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	制限柵数 2,630柵	旧有区第1214号
有区第1215号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分38秒 東経 130度12分29秒 点イ 北緯 33度06分00秒 東経 130度12分47秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分38秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度12分20秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ヶ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 1,120柵	旧有区第1215号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1216号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度11分31秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度11分52秒 点ウ 北緯 33度07分21秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度11分14秒	杵島郡白石町大字築 切、遠江、福吉字福 吉、福田字福田南及 び横手字只江及び新 拓	団体漁業権	制限柵数 2,560柵	旧有区第1216号
有区第1217号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分53秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分17秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度11分58秒 点エ 北緯 33度07分19秒 東経 130度11分33秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 3,300柵	旧有区第1217号
有区第1218号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度12分18秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分36秒 点ウ 北緯 33度06分01秒 東経 130度12分14秒 点エ 北緯 33度06分11秒 東経 130度12分09秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度12分07秒 点カ 北緯 33度06分27秒 東経 130度11分59秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 2,000柵	旧有区第1218号
有区第1219号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度11分11秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度11分30秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度11分07秒 点エ 北緯 33度07分45秒 東経 130度10分51秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 2,510柵	旧有区第1219号
有区第1221号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分18秒 東経 130度11分30秒 点イ 北緯 33度06分28秒 東経 130度11分55秒 点ウ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分44秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度11分20秒	鹿島市大字常広、井 手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 1,760柵	旧有区第1221号
有区第1222号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度11分20秒 点イ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分44秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分08秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 1,980柵	旧有区第1222号
有区第1224号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分44秒 東経 130度10分49秒 点イ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分48秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度10分27秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 1,990柵	旧有区第1224号
有区第1226号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分06秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度11分31秒 点ウ 北緯 33度06分17秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度10分47秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 2,270柵	旧有区第1226号
有区第1227号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分27秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 33度06分09秒 東経 130度12分05秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分54秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度11分45秒	鹿島市大字常広、井 手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 640柵	旧有区第1227号

別表 3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備 考
有区第1228号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度06分23秒 東経 130度11分45秒 点イ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分54秒 点ウ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分46秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分44秒 点オ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分33秒 点カ 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分23秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 1,100柵	旧有区第1228号 縮小
有区第1229号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分13秒 東経 130度10分33秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度10分41秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度10分34秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分08秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 820柵	旧有区第1229号
有区第1230号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分03秒 東経 130度10分43秒 点イ 北緯 33度06分43秒 東経 130度10分58秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度10分37秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 430柵	旧有区第1230号
有区第1231号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分04秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度10分33秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度10分23秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度09分53秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 2,040柵	旧有区第1231号
有区第1232号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分51秒 東経 130度10分36秒 点イ 北緯 33度06分40秒 東経 130度11分01秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度06分13秒 東経 130度11分11秒 点オ 北緯 33度06分33秒 東経 130度10分25秒	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 2,610柵	旧有区第1232号
有区第1233号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度10分02秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度10分22秒 点ウ 北緯 33度06分24秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒	杵島郡白石町大字深 浦	団体漁業権	制限柵数 640柵	旧有区第1233号
有区第1234号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分09秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒	杵島郡白石町大字深 浦	団体漁業権	制限柵数 1,300柵	旧有区第1234号
有区第1235号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分20秒 点イ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度05分37秒 東経 130度11分46秒 点オ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分40秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒	杵島郡白石町大字深 浦	団体漁業権	制限柵数 2,980柵	旧有区第1235号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1236号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒 点イ 北緯 33度06分24秒 東経 130度10分16秒 点ウ 北緯 33度06分14秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分51秒	鹿島市大字納富分、 重ノ木及び高津原	団体漁業権	制限柵数 720柵	旧有区第1236号
有区第1237号	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒 点イ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点ウ 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点エ 北緯 33度06分13秒 東経 130度10分13秒	鹿島市大字納富分、 重ノ木及び高津原	団体漁業権	制限柵数 1,200柵	旧有区第1237号
有区第1238号	塩田川北側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によっ て囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分06秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分13秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分14秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分37秒 点オ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分39秒 点カ 北緯 33度06分24秒 東経 130度09分44秒 点キ 北緯 33度06分13秒 東経 130度10分10秒 点ク 北緯 33度06分03秒 東経 130度10分03秒 点ケ 北緯 33度06分33秒 東経 130度09分03秒	杵島郡白石町大字深 浦	団体漁業権	制限柵数 1,770柵	旧有区第1238号
有区第1239号	塩田川北側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分12秒 点イ 北緯 33度05分58秒 東経 130度10分44秒 点ウ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度06分02秒 東経 130度10分06秒	杵島郡白石町大字深 浦	団体漁業権	制限柵数 1,040柵	旧有区第1239号
有区第1240号	塩田川北側みお 筋	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分04秒 東経 130度11分00秒 点イ 北緯 33度05分17秒 東経 130度11分36秒 点ウ 北緯 33度05分49秒 東経 130度10分31秒	鹿島市大字納富分、 重ノ木及び高津原	団体漁業権	制限柵数 2,830柵	旧有区第1240号
有区第1241号	塩田川南側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度09分02秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分25秒 東経 130度08分58秒	鹿島市大字常広、井 手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 1,620柵	旧有区第1241号
有区第1242号	塩田川南側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分04秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度05分46秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度05分37秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度05分55秒 東経 130度09分46秒	鹿島市大字納富分、 重ノ木及び高津原	団体漁業権	制限柵数 1,350柵	旧有区第1242号
有区第1243号	塩田川南側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分45秒 東経 130度10分26秒 点イ 北緯 33度05分28秒 東経 130度10分55秒 点ウ 北緯 33度05分19秒 東経 130度10分46秒 点エ 北緯 33度05分36秒 東経 130度10分18秒	鹿島市大字常広、井 手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 1,400柵	旧有区第1243号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1244号	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分27秒 東経 130度10分58秒 点イ 北緯 33度04分52秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度04分41秒 東経 130度11分48秒 点エ 北緯 33度05分18秒 東経 130度10分48秒	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 3,410柵	旧有区第1244号
有区第1245号	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分26秒 点イ 北緯 33度05分19秒 東経 130度10分41秒 点ウ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分26秒 点エ 北緯 33度05分54秒 東経 130度09分22秒	鹿島市浜町	団体漁業権	制限柵数 3,420柵	旧有区第1245号
有区第1246号	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分15秒 東経 130度10分46秒 点イ 北緯 33度04分43秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度04分24秒 東経 130度11分18秒 点エ 北緯 33度05分01秒 東経 130度10分31秒	鹿島市浜町	団体漁業権	制限柵数 3,713柵	旧有区第1246号
有区第1247号	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分43秒 東経 130度11分37秒 点イ 北緯 33度04分36秒 東経 130度11分49秒 点ウ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分40秒 点エ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分29秒	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	団体漁業権	制限柵数 570柵	旧有区第1247号
有区第1248号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分52秒 東経 130度09分22秒 点イ 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒 点エ 北緯 33度05分27秒 東経 130度09分21秒 点オ 北緯 33度05分30秒 東経 130度09分23秒 点カ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒	鹿島市浜町	団体漁業権	制限柵数 4,160柵	旧有区第1248号
有区第1249号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分59秒 東経 130度10分30秒 点イ 北緯 33度04分23秒 東経 130度11分17秒 点ウ 北緯 33度04分07秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度04分44秒 東経 130度10分15秒	鹿島市浜町	団体漁業権	制限柵数 3,700柵	旧有区第1249号
有区第1250号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分25秒 東経 130度09分16秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分55秒 東経 130度09分32秒 点エ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点オ 北緯 33度05分09秒 東経 130度09分18秒 点カ 北緯 33度05分14秒 東経 130度09分13秒 点キ 北緯 33度05分16秒 東経 130度09分15秒 点ク 北緯 33度05分20秒 東経 130度09分11秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,170柵	旧有区第1250号
有区第1251号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,300柵	旧有区第1251号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1252号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,560柵	旧有区第1252号
有区第1253号	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分18秒 東経 130度10分39秒 点イ 北緯 33度03分53秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分43秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度04分07秒 東経 130度10分27秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,820柵	旧有区第1253号
有区第1254号	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分51秒 東経 130度11分12秒 点イ 北緯 33度03分47秒 東経 130度11分17秒 点ウ 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分15秒 点エ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分26秒 点オ 北緯 33度03分27秒 東経 130度11分17秒 点カ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 720柵	旧有区第1254号
有区第1255号	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分49秒 東経 130度09分33秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分39秒 東経 130度09分32秒 点カ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分31秒 点キ 北緯 33度04分41秒 東経 130度09分32秒 点ク 北緯 33度04分45秒 東経 130度09分28秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 930柵	旧有区第1255号
有区第1256号	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分28秒 東経 130度09分57秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,560柵	旧有区第1256号
有区第1257号	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分05秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分56秒 点ウ 北緯 33度03分30秒 東経 130度10分44秒 点エ 北緯 33度03分55秒 東経 130度10分13秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,820柵	旧有区第1257号
有区第1258号	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分20秒 東経 130度11分22秒 点ウ 北緯 33度03分14秒 東経 130度11分15秒 点エ 北緯 33度03分08秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度03分04秒 東経 130度11分18秒 点カ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,560柵	旧有区第1258号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1259号	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分09秒 東経 130度09分52秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分00秒 東経 130度09分42秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 980柵	旧有区第1259号
有区第1260号	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分53秒 東経 130度10分12秒 点イ 北緯 33度03分29秒 東経 130度10分42秒 点ウ 北緯 33度03分19秒 東経 130度10分32秒 点エ 北緯 33度03分44秒 東経 130度10分01秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,680柵	旧有区第1260号
有区第1261号	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分27秒 東経 130度10分45秒 点イ 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分00秒 点エ 北緯 33度03分17秒 東経 130度10分34秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 1,440柵	旧有区第1261号
有区第1262号	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分42秒 東経 130度09分59秒 点イ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点ウ 北緯 33度03分13秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度03分37秒 東経 130度09分54秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 860柵	旧有区第1262号
有区第1263号	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分16秒 東経 130度10分33秒 点イ 北緯 33度02分59秒 東経 130度10分54秒 点ウ 北緯 33度02分51秒 東経 130度10分45秒 点エ 北緯 33度03分08秒 東経 130度10分24秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	制限柵数 900柵	旧有区第1263号
有区第1264号	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分43秒 点イ 北緯 33度01分26秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度01分22秒 東経 130度11分24秒 点エ 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度01分26秒 東経 130度11分12秒 点カ 北緯 33度01分25秒 東経 130度11分09秒 点キ 北緯 33度01分28秒 東経 130度11分07秒 点ク 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分06秒 点ケ 北緯 33度01分42秒 東経 130度10分55秒 点コ 北緯 33度01分44秒 東経 130度10分59秒 点サ 北緯 33度01分44秒 東経 130度10分59秒 点シ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分00秒 点ス 北緯 33度01分57秒 東経 130度10分51秒 点セ 北緯 33度02分00秒 東経 130度10分56秒 点ソ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分33秒 点タ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分33秒 点チ 北緯 33度02分36秒 東経 130度10分31秒	藤津郡太良町大字多良及び伊福	団体漁業権	制限柵数 3,420柵	旧有区第1264号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1265号	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分57秒 東経 130度11分15秒 点イ 北緯 33度02分25秒 東経 130度11分38秒 点ウ 北緯 33度02分23秒 東経 130度11分33秒 点エ 北緯 33度02分12秒 東経 130度11分41秒 点オ 北緯 33度02分01秒 東経 130度11分19秒 点カ 北緯 33度02分44秒 東経 130度10分47秒	藤津郡太良町大字多良及び伊福	団体漁業権	制限柵数 2,950柵	旧有区第1265号
有区第1266号	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分51秒 東経 130度11分36秒 点イ 北緯 33度01分28秒 東経 130度11分50秒 点ウ 北緯 33度01分25秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分41秒 東経 130度11分29秒 点オ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分35秒 点カ 北緯 33度01分48秒 東経 130度11分32秒	藤津郡太良町大字多良及び伊福	団体漁業権	制限柵数 550柵	旧有区第1266号
有区第1267号	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びビアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分44秒 点イ 北緯 33度01分10秒 東経 130度11分52秒 点ウ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度00分51秒 東経 130度11分05秒 点オ 北緯 33度00分53秒 東経 130度11分08秒 点カ 北緯 33度00分56秒 東経 130度11分06秒 点キ 北緯 33度00分59秒 東経 130度11分11秒 点ク 北緯 33度01分03秒 東経 130度11分08秒 点ケ 北緯 33度01分05秒 東経 130度11分10秒 点コ 北緯 33度01分11秒 東経 130度11分06秒 点サ 北緯 33度01分16秒 東経 130度11分14秒 点シ 北緯 33度01分13秒 東経 130度11分17秒 点ス 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分28秒 点セ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分30秒 点ソ 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分35秒 点タ 北緯 33度01分16秒 東経 130度11分38秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	制限柵数 1,810柵	旧有区第1267号
有区第1268号	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分04秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度00分53秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度00分32秒 東経 130度11分23秒 点エ 北緯 33度00分37秒 東経 130度11分18秒 点オ 北緯 33度00分38秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度00分44秒 東経 130度11分16秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	制限柵数 1,130柵	旧有区第1268号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1269号	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分28秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 33度00分23秒 東経 130度12分09秒 点ウ 北緯 33度00分21秒 東経 130度11分57秒 点エ 北緯 33度00分18秒 東経 130度11分59秒 点オ 北緯 33度00分12秒 東経 130度11分48秒 点カ 北緯 33度00分09秒 東経 130度11分51秒 点キ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分36秒 点ク 北緯 33度00分03秒 東経 130度11分34秒 点ケ 北緯 33度00分01秒 東経 130度11分31秒 点コ 北緯 33度00分09秒 東経 130度11分24秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	制限柵数 860柵	旧有区第1269号
有区第1272号	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分55秒 東経 130度12分00秒 点イ 北緯 32度59分36秒 東経 130度12分15秒 点ウ 北緯 32度59分35秒 東経 130度11分59秒 点エ 北緯 32度59分49秒 東経 130度11分49秒	藤津郡太良町大字大浦	団体漁業権	制限柵数 760柵	旧有区第1272号
有区第1273号	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分03秒 東経 130度12分14秒 点イ 北緯 32度59分46秒 東経 130度12分33秒 点ウ 北緯 32度59分37秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 32度59分57秒 東経 130度12分03秒	藤津郡太良町大字大浦	団体漁業権	制限柵数 1,130柵	旧有区第1273号
有区第1277号	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分27秒 東経 130度14分06秒 点イ 北緯 32度56分53秒 東経 130度14分47秒 点ウ 北緯 32度56分25秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 32度56分59秒 東経 130度13分33秒	藤津郡太良町大字大浦	団体漁業権		旧有区第1277号
有区第1278号	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点ウ 北緯 33度06分03秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度05分58秒 東経 130度19分04秒 点カ 北緯 33度06分06秒 東経 130度18分48秒	佐賀市川副町大字犬井道、鹿江及び小々森	団体漁業権		旧有区第1278号
有区第1279号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分09秒 東経 130度15分50秒 点イ 北緯 33度10分06秒 東経 130度16分00秒 点ウ 北緯 33度09分54秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度09分58秒 東経 130度15分45秒	佐賀市川副町大字小々森	団体漁業権		旧有区第1279号
有区第1280号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分58秒 東経 130度15分45秒 点イ 北緯 33度09分54秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度09分46秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分49秒 東経 130度15分42秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1280号

別表第3

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1281号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分47秒 東経 130度15分41秒 点イ 北緯 33度09分43秒 東経 130度15分51秒 点ウ 北緯 33度09分22秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度09分25秒 東経 130度15分33秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1281号
有区第1282号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分00秒 東経 130度15分23秒 点イ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分32秒 点ウ 北緯 33度08分42秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度15分17秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1282号
有区第1283号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分42秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度08分39秒 東経 130度15分25秒 点ウ 北緯 33度08分18秒 東経 130度15分18秒 点エ 北緯 33度08分21秒 東経 130度15分09秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1283号
有区第1284号	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度15分08秒 点イ 北緯 33度08分15秒 東経 130度15分17秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度15分10秒 点エ 北緯 33度08分00秒 東経 130度15分01秒	佐賀市東与賀町	団体漁業権		旧有区第1284号
有区第1286号	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分39秒 東経 130度11分41秒 点イ 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分50秒 点ウ 北緯 32度59分24秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 32度59分35秒 東経 130度11分34秒	藤津郡太良町大字大浦	団体漁業権	制限柵数 柵 230	旧有区第1286号
有区第1287号	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分31秒 東経 130度10分20秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度10分32秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度10分06秒 点エ 北緯 33度07分06秒 東経 130度10分05秒	杵島郡白石町大字牛屋、戸ヶ里及び坂田	団体漁業権	制限柵数 柵 880	旧有区第1287号
有区第1288号	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分43秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度00分33秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度00分12秒 東経 130度11分23秒 点エ 北緯 33度00分15秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度00分17秒 東経 130度11分24秒 点カ 北緯 33度00分22秒 東経 130度11分19秒 点キ 北緯 33度00分24秒 東経 130度11分22秒 点ク 北緯 33度00分26秒 東経 130度11分20秒	藤津郡太良町大字糸岐	団体漁業権	制限柵数 柵 950	旧有区第1288号

区 画 漁 業 権
(そ の 2)

かきひび建養殖業

4 区画漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第4のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 かきひび建養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第4のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第4のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第4のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第3のとおり

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第2001号	かきひび建て養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分57秒 点ウ 北緯 32度59分22秒 東経 130度11分46秒 点エ 北緯 32度59分23秒 東経 130度11分45秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第2001号
有区第2002号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分25秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分48秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度09分43秒 点エ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分40秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2002号
有区第2003号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分32秒 東経 130度09分50秒 点イ 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度03分23秒 東経 130度09分48秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分45秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2003号
有区第2004号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分55秒 東経 130度09分43秒 点イ 北緯 33度03分49秒 東経 130度09分50秒 点ウ 北緯 33度03分44秒 東経 130度09分39秒 点エ 北緯 33度03分49秒 東経 130度09分35秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2004号
有区第2005号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分09秒 東経 130度09分20秒 点イ 北緯 33度03分59秒 東経 130度09分23秒 点ウ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分18秒 点エ 北緯 33度04分08秒 東経 130度09分18秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2005号
有区第2006号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分29秒 東経 130度09分33秒 点イ 北緯 33度04分13秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度03分59秒 東経 130度09分34秒 点エ 北緯 33度04分18秒 東経 130度09分12秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2006号
有区第2007号	かきひび建て養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分45秒 東経 130度08分48秒 点イ 北緯 33度04分42秒 東経 130度08分49秒 点ウ 北緯 33度04分41秒 東経 130度08分45秒 点エ 北緯 33度04分44秒 東経 130度08分44秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第2007号

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第2008号	かきひび建て養殖業	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分48秒 点イ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度09分15秒 点エ 北緯 33度06分16秒 東経 130度09分17秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点キ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒 点ク 北緯 33度05分33秒 東経 130度09分14秒 点ケ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分03秒 点コ 北緯 33度05分41秒 東経 130度09分05秒 点サ 北緯 33度05分45秒 東経 130度08分52秒 点シ 北緯 33度05分57秒 東経 130度08分59秒 点ス 北緯 33度06分05秒 東経 130度08分45秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第2008号
有区第2009号	かきひび建て養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度08分59秒 点イ 北緯 33度06分37秒 東経 130度09分16秒 点ウ 北緯 33度06分33秒 東経 130度09分13秒 点エ 北緯 33度06分37秒 東経 130度08分57秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第2009号
有区第2010号	かきひび建て養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点ウ 北緯 33度08分32秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度08分37秒 東経 130度12分17秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第2010号
有区第2011号	かきひび建て養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分30秒 点イ 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分28秒 点エ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分28秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第2011号
有区第2012号	かきひび建て養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分56秒 点イ 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 32度57分18秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 32度57分18秒 東経 130度12分49秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第2012号
有区第2013号	かきひび建て養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分36秒 点イ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分36秒 点ウ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分34秒 点エ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分34秒 点オ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分31秒 点カ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分31秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第2013号

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第2014号	かきひび建て養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分14秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒 点エ 北緯 32度58分14秒 東経 130度13分26秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第2014号

区 画 漁 業 権
(そ の 3)

かき垂下式養殖業

5 区画漁業（その3）

- (1) 公示番号 別表第5のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 かき垂下式養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第5のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第5のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第5のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第4のとおり

別表第5

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第2101号	かき垂下式 養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分02秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 32度56分39秒 東経 130度13分38秒 点ウ 北緯 32度56分30秒 東経 130度13分27秒 点エ 北緯 32度56分52秒 東経 130度12分59秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第2101号
有区第2102号	かき垂下式 養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分44秒 点イ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分45秒 点ウ 北緯 33度06分00秒 東経 130度11分35秒 点エ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分33秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、 戸ケ里及び坂田	旧有区第2102号 拡大
有区第2103号	かき垂下式 養殖業	浜川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分29秒 東経 130度11分27秒 点イ 北緯 33度03分22秒 東経 130度11分35秒 点ウ 北緯 33度03分17秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度03分24秒 東経 130度11分21秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	新規漁業権

区 画 漁 業 権
(そ の 4)

もがいひび建養殖業

6 区画漁業（その4）

(1) 公示番号 別表第6のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第一種区画漁業

イ 漁業の名称 もがいひび建養殖業

ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁場の位置 別表第6のとおり

オ 漁場の区域 別表第6のとおり

(3) 制限又は条件

ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。

イ 採苗用素材は、パーム及び笹とする。ただし、笹を使用する場合の笹の様子は次のとおりとする。

(ア) 女竹を使用し、葉は全て落としたものであること。

(イ) 笹の全長は1メートル以下であること。

(4) 免許予定日 令和5年9月1日

(5) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで

(6) 関係地区 別表第6のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画図 別図第3のとおり

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3002号	もがいひび 建て養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分47秒 点イ 北緯 33度00分00秒 東経 130度12分04秒 点ウ 北緯 32度59分48秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分19秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第3002号
有区第3003号	もがいひび 建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分37秒 点イ 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分47秒 点ウ 北緯 33度01分24秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度01分39秒 東経 130度11分22秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第3003号
有区第3004号	もがいひび 建て養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分44秒 点イ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度02分00秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点オ 北緯 33度02分02秒 東経 130度11分02秒 点カ 北緯 33度02分35秒 東経 130度10分40秒 点キ 北緯 33度02分37秒 東経 130度10分43秒 点ク 北緯 33度02分45秒 東経 130度10分37秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第3004号
有区第3005号	もがいひび 建て養殖業	浜川みお筋、七浦及び箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分44秒 東経 130度10分15秒 点イ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度03分07秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点オ 北緯 33度02分47秒 東経 130度10分46秒 点カ 北緯 33度03分09秒 東経 130度10分20秒 点キ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点ク 北緯 33度03分43秒 東経 130度10分00秒 点ケ 北緯 33度03分44秒 東経 130度10分01秒 点コ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分46秒 点サ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分01秒 点シ 北緯 33度04分19秒 東経 130度09分47秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第3005号
有区第3006号	もがいひび 建て養殖業	塩田川と浜川の中間洲及び浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分40秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ウ 北緯 33度04分07秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点オ 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点カ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点キ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点ク 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第3006号

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3007号	もがいひび建て養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分25秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度05分34秒 東経 130度10分32秒 点ウ 北緯 33度04分48秒 東経 130度11分52秒 点エ 北緯 33度04分37秒 東経 130度11分42秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第3007号
有区第3008号	もがいひび建て養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分40秒 点イ 北緯 33度06分03秒 東経 130度10分59秒 点ウ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒 点エ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分40秒 点オ 北緯 33度05分51秒 東経 130度10分28秒 点カ 北緯 33度06分00秒 東経 130度10分46秒 点キ 北緯 33度06分04秒 東経 130度10分36秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	旧有区第3008号
有区第3009号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度10分23秒 点イ 北緯 33度06分12秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度06分14秒 東経 130度11分18秒 点エ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分30秒 点オ 北緯 33度05分49秒 東経 130度11分14秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒 点キ 北緯 33度06分03秒 東経 130度10分59秒 点ク 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分40秒 点ケ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分41秒 点コ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分16秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字深浦	旧有区第3009号
有区第3010号	もがいひび建て養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度10分57秒 点イ 北緯 33度07分07秒 東経 130度11分03秒 点ウ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度11分07秒 点オ 北緯 33度06分20秒 東経 130度10分57秒 点カ 北緯 33度06分37秒 東経 130度10分16秒 点キ 北緯 33度07分10秒 東経 130度10分36秒 点ク 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分38秒 点ケ 北緯 33度07分08秒 東経 130度10分46秒 点コ 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分42秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3010号

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3011号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及 びアの各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度11分09秒 点イ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度06分40秒 東経 130度11分02秒 点カ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点キ 北緯 33度07分07秒 東経 130度11分03秒 点ク 北緯 33度07分19秒 東経 130度10分57秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3011号
有区第3012号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及 びアの各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度11分27秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度11分33秒 点オ 北緯 33度06分47秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点キ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分15秒 点ク 北緯 33度07分23秒 東経 130度11分09秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3012号
有区第3013号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点イ 北緯 33度06分29秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分45秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井 手、森及び中村	旧有区第3013号
有区第3014号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分57秒 点イ 北緯 33度07分03秒 東経 130度12分08秒 点ウ 北緯 33度06分55秒 東経 130度11分45秒 点エ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛 屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3014号
有区第3015号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及 びアの各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度12分14秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分17秒 点エ 北緯 33度06分59秒 東経 130度12分33秒 点オ 北緯 33度06分52秒 東経 130度12分13秒 点カ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分57秒 点キ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ク 北緯 33度07分30秒 東経 130度11分27秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字築 切、遠江、福吉字福 吉、福田字福田南及び 横手字只江及び新拓	旧有区第3015号

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3016号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒 点エ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分39秒 点オ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分36秒 点カ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点キ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分41秒 点ク 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分17秒 点ケ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分58秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3016号
有区第3017号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分53秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度12分58秒 点ウ 北緯 33度07分26秒 東経 130度12分47秒 点エ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点オ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点カ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第3017号
有区第3018号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分11秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度13分18秒 点ウ 北緯 33度07分11秒 東経 130度12分59秒 点エ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分53秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第3018号
有区第3019号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点エ 北緯 33度06分40秒 東経 130度13分50秒 点オ 北緯 33度06分37秒 東経 130度13分22秒 点カ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八平	旧有区第3019号

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3020号	もがいひび 建て養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結ん だ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分54秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分15秒 点ウ 北緯 33度61分23秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点カ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点キ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点ケ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点コ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点サ 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3020号
有区第3021号	もがいひび 建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分46秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3021号
有区第3022号	もがいひび 建て養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分33秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3022号
有区第3023号	もがいひび 建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及 びアの各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点イ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分40秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分38秒 点エ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点オ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分53秒 点カ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒 点キ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分35秒 点ク 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒	団体漁業権	佐賀市西与賀町	旧有区第3023号
有区第3024号	もがいひび 建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度09分07秒 東経 130度15分21秒 点ウ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3024号
有区第3025号	もがいひび 建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度19分09秒 点ウ 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分45秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫 間	旧有区第3025号

別表第6

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3026号	もがいひび 建て養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫 間	旧有区第3026号
有区第3027号	もがいひび 建て養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分03秒 東経 130度19分12秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度19分06秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫 間	旧有区第3027号
有区第3029号	もがいひび 建て養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分58秒 東経 130度15分29秒 点イ 北緯 33度08分55秒 東経 130度15分37秒 点ウ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度15分06秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3029号
有区第3030号	もがいひび 建て養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3030号

区 画 漁 業 権
(そ の 5)

もがい養殖業

7 区画漁業（その5）

- (1) 公示番号 別表第7のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類 第三種区画漁業
 - イ 漁業の名称 もがい養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第7のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第7のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第7のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第4のとおり

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3302号	もがい養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分29秒 東経 130度11分55秒 点イ 北緯 33度00分03秒 東経 130度12分10秒 点ウ 北緯 32度59分47秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分19秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第3302号
有区第3303号	もがい養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分48秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度01分29秒 東経 130度11分59秒 点ウ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度01分38秒 東経 130度11分09秒 点オ 北緯 33度01分43秒 東経 130度11分19秒 点カ 北緯 33度01分39秒 東経 130度11分22秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第3303号
有区第3304号	もがい養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分08秒 点イ 北緯 33度02分12秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度01分59秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点オ 北緯 33度01分58秒 東経 130度10分56秒 点カ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分34秒 点キ 北緯 33度02分37秒 東経 130度10分43秒 点ク 北緯 33度02分45秒 東経 130度10分38秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第3304号
有区第3305号	もがい養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分11秒 東経 130度11分26秒 点イ 北緯 33度03分05秒 東経 130度11分27秒 点ウ 北緯 33度03分04秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分23秒 点オ 北緯 33度02分52秒 東経 130度11分11秒 点カ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分08秒 点キ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点ク 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分08秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第3305号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3306号	もがい養殖業	浜川みお筋, 七浦及び箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分44秒 東経 130度10分15秒 点イ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度04分01秒 東経 130度11分37秒 点エ 北緯 33度03分14秒 東経 130度11分36秒 点オ 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分08秒 点カ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点キ 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分46秒 点ク 北緯 33度03分09秒 東経 130度10分20秒 点ケ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点コ 北緯 33度03分40秒 東経 130度10分03秒 点サ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分04秒 点シ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分46秒 点ス 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分00秒 点セ 北緯 33度04分19秒 東経 130度09分47秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第3306号
有区第3307号	もがい養殖業	塩田川と浜川の中間洲及び浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ウ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度11分37秒 点オ 北緯 33度04分01秒 東経 130度11分37秒 点カ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点キ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点ク 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点ケ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点コ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点サ 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第3307号
有区第3308号	もがい養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分47秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度04分44秒 東経 130度12分13秒 点ウ 北緯 33度04分33秒 東経 130度12分02秒 点エ 北緯 33度04分39秒 東経 130度11分52秒 点オ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分41秒 点カ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分30秒 点キ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ク 北緯 33度05分38秒 東経 130度10分16秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第3308号
有区第3309号	もがい養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点イ 北緯 33度05分47秒 東経 130度10分24秒 点ウ 北緯 33度05分38秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	旧有区第3309号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3310号	もがい養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分16秒 東経 130度10分08秒 点イ 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点ウ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度10分01秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字深浦	旧有区第3310号
有区第3311号	もがい養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分25秒 東経 130度10分13秒 点イ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分42秒 点ウ 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分41秒 点エ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分00秒 点オ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分03秒 点カ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分41秒 点キ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点ク 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点ケ 北緯 33度06分16秒 東経 130度10分08秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	旧有区第3311号
有区第3312号	もがい養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度10分20秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度05分57秒 東経 130度11分31秒 点オ 北緯 33度05分55秒 東経 130度11分26秒 点カ 北緯 33度05分30秒 東経 130度11分45秒 点キ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分41秒 点ク 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分03秒 点ケ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分00秒 点コ 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分41秒 点サ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分42秒 点シ 北緯 33度06分25秒 東経 130度10分13秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字深浦	旧有区第3312号
有区第3313号	もがい養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度10分50秒 点イ 北緯 33度07分06秒 東経 130度11分03秒 点ウ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分15秒 点カ 北緯 33度06分41秒 東経 130度10分07秒 点キ 北緯 33度07分18秒 東経 130度10分30秒 点ク 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分39秒 点ケ 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分47秒 点コ 北緯 33度07分22秒 東経 130度10分35秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3313号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3314号	もがい養殖業	国营干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分43秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度06分46秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度06分50秒 東経 130度11分33秒 点カ 北緯 33度06分36秒 東経 130度11分40秒 点キ 北緯 33度06分26秒 東経 130度11分13秒 点ク 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点ケ 北緯 33度07分06秒 東経 130度11分03秒 点コ 北緯 33度07分36秒 東経 130度10分48秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3314号
有区第3315号	もがい養殖業	国营干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分52秒 東経 130度11分16秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度06分50秒 東経 130度11分33秒 点オ 北緯 33度06分46秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点キ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分15秒 点ク 北緯 33度07分43秒 東経 130度10分59秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3315号
有区第3316号	もがい養殖業	国营干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点イ 北緯 33度06分22秒 東経 130度12分01秒 点ウ 北緯 33度06分18秒 東経 130度11分49秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第3316号
有区第3317号	もがい養殖業	国营干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分25秒 東経 130度11分57秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度12分30秒 点エ 北緯 33度05分58秒 東経 130度12分50秒 点オ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分42秒 点カ 北緯 33度06分03秒 東経 130度12分37秒 点キ 北緯 33度06分10秒 東経 130度12分07秒 点ク 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第3317号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3318号	もがい養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結ん だ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分17秒 東経 130度12分00秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度05分49秒 東経 130度13分09秒 点オ 北緯 33度05分44秒 東経 130度12分55秒 点カ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分42秒 点キ 北緯 33度05分58秒 東経 130度12分50秒 点ク 北緯 33度06分39秒 東経 130度12分30秒 点ケ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度07分25秒 東経 130度11分57秒 点サ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点シ 北緯 33度07分52秒 東経 130度11分16秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字築 切、遠江、福吉字福 吉、福田字福田南及び 横手字只江及び新拓	旧有区第3318号
有区第3319号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分33秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分40秒 点オ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分37秒 点カ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点キ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分42秒 点ク 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分18秒 点ケ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分59秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3319号
有区第3320号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分06秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分10秒 点エ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分13秒 点オ 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分01秒 点カ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分42秒 点キ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点ク 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分37秒 点ケ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分40秒 点コ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分33秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第3320号
有区第3321号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分20秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分18秒 東経 130度12分41秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八平	旧有区第3321号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3322号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及 びアの各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度13分12秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 33度05分51秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度13分07秒 点オ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分13秒 点カ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分10秒 点キ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分06秒 点ク 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第3322号
有区第3323号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点カ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福 富、福富下分及び八平	旧有区第3323号
有区第3324号	もがい養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直 線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分54秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分15秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度14分25秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点カ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点キ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点ケ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点コ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点サ 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3324号
有区第3325号	もがい養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分46秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3325号
有区第3326号	もがい養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒 点イ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点ウ 北緯 33度08分14秒 東経 130度14分09秒 点エ 北緯 33度08分39秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第3326号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3327号	もがい養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分34秒 東経 130度14分30秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度14分13秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第3327号
有区第3328号	もがい養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分34秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第3328号
有区第3330号	もがい養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点イ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分39秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点オ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点カ 北緯 33度07分59秒 東経 130度14分47秒 点キ 北緯 33度08分02秒 東経 130度14分38秒 点ク 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒	団体漁業権	佐賀市西与賀町	旧有区第3330号
有区第3331号	もがい養殖業	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3331号
有区第3332号	もがい養殖業	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分15秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度09分04秒 東経 130度15分28秒 点ウ 北緯 33度08分59秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度08分55秒 東経 130度15分37秒 点オ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点カ 北緯 33度08分02秒 東経 130度14分58秒 点キ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分04秒 点ク 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3332号
有区第3333号	もがい養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度19分09秒 点ウ 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分46秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第3333号
有区第3334号	もがい養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第3334号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3335号	もがい養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分13秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分12秒 東経 130度19分06秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第3335号
有区第3336号	もがい養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分20秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度09分17秒 東経 130度15分44秒 点ウ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分38秒 点エ 北緯 33度09分04秒 東経 130度15分28秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第3336号
有区第3337号	もがい養殖業	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度17分54秒 点イ 北緯 33度07分05秒 東経 130度18分01秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度17分54秒 点エ 北緯 33度06分29秒 東経 130度17分28秒 点オ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分18秒 点カ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分14秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び大字鹿江	旧有区第3337号
有区第3338号	もがい養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分09秒 点イ 北緯 33度08分20秒 東経 130度13分10秒 点ウ 北緯 33度08分18秒 東経 130度12分41秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分41秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	旧有区第3338号
有区第3339号	もがい養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分55秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分58秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒 点エ 北緯 33度09分26秒 東経 130度13分46秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第3339号
有区第3340号	もがい養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分04秒 点イ 北緯 33度09分45秒 東経 130度14分18秒 点ウ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分02秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第3340号
有区第3341号	もがい養殖業	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分26秒 点イ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点エ 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第3341号
有区第3342号	もがい養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度14分23秒 点イ 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分26秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度14分03秒 点エ 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分09秒	団体漁業権	佐賀市西与賀町	旧有区第3342号

別表第7

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第3343号	もがい養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点ウ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点エ 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒 点オ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分26秒 点カ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分26秒	団体漁業権	佐賀市西与賀町	旧有区第3343号

区 画 漁 業 権
(そ の 6)

あさり養殖業

8 区画漁業（その6）

- (1) 公示番号 別表第8のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第三種区画漁業
 - イ 漁業の名称 あさり養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第8のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第8のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第8のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第4のとおり

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4001号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分25秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分31秒 点ウ 北緯 32度57分16秒 東経 130度12分41秒 点エ 北緯 32度57分13秒 東経 130度12分32秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4001号
有区第4002号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分14秒 東経 130度12分45秒 点イ 北緯 32度57分09秒 東経 130度12分50秒 点ウ 北緯 32度57分07秒 東経 130度13分00秒 点エ 北緯 32度57分02秒 東経 130度12分58秒 点オ 北緯 32度57分12秒 東経 130度12分43秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4002号
有区第4003号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分35秒 点ウ 北緯 32度57分48秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 32度57分49秒 東経 130度13分27秒 点オ 北緯 32度57分50秒 東経 130度13分27秒 点カ 北緯 32度57分49秒 東経 130度13分30秒 点キ 北緯 32度57分51秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 32度57分51秒 東経 130度13分28秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4003号
有区第4004号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒 点イ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4004号
有区第4005号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4005号
有区第4006号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分20秒 東経 130度13分25秒 点イ 北緯 32度58分16秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 32度58分16秒 東経 130度13分25秒 点エ 北緯 32度58分19秒 東経 130度13分24秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4006号
有区第4007号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分47秒 東経 130度13分03秒 点イ 北緯 32度58分41秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 32度58分38秒 東経 130度13分09秒 点エ 北緯 32度58分45秒 東経 130度13分00秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4007号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4008号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分31秒 東経 130度12分03秒 点イ 北緯 32度59分30秒 東経 130度12分03秒 点ウ 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分57秒 点エ 北緯 32度59分31秒 東経 130度11分57秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4008号
有区第4009号	あさり養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分46秒 東経 130度11分19秒 点イ 北緯 33度00分38秒 東経 130度11分24秒 点ウ 北緯 33度00分36秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分15秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第4009号
有区第4010号	あさり養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分17秒 点イ 北緯 33度01分03秒 東経 130度11分21秒 点ウ 北緯 33度01分01秒 東経 130度11分16秒 点エ 北緯 33度00分51秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分07秒 点カ 北緯 33度00分59秒 東経 130度10分59秒 点キ 北緯 33度00分59秒 東経 130度11分00秒 点ク 北緯 33度01分03秒 東経 130度10分58秒 点ケ 北緯 33度01分12秒 東経 130度11分06秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第4010号
有区第4011号	あさり養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分06秒 東経 130度10分50秒 点イ 北緯 33度01分58秒 東経 130度10分56秒 点ウ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点エ 北緯 33度01分59秒 東経 130度11分08秒 点オ 北緯 33度02分01秒 東経 130度11分11秒 点カ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分22秒 点キ 北緯 33度01分35秒 東経 130度11分00秒 点ク 北緯 33度01分47秒 東経 130度10分52秒 点ケ 北緯 33度01分46秒 東経 130度10分48秒 点コ 北緯 33度02分01秒 東経 130度10分38秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第4011号
有区第4012号	あさり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分56秒 東経 130度10分00秒 点ウ 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分46秒 点エ 北緯 33度04分55秒 東経 130度09分32秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第4012号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4013号	あさり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分50秒 点イ 北緯 33度05分24秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒 点エ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点カ 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点キ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点ク 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分38秒 点ケ 北緯 33度05分16秒 東経 130度09分39秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第4013号
有区第4014号	あさり養殖業	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分01秒 点イ 北緯 33度06分13秒 東経 130度09分36秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分26秒 東経 130度08分58秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第4014号
有区第4015号	あさり養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分46秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分59秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度08分55秒 点エ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分44秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第4015号
有区第4016号	あさり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点エ 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分06秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第4016号
有区第4017号	あさり養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒 点イ 北緯 33度10分15秒 東経 130度14分10秒 点ウ 北緯 33度10分06秒 東経 130度14分08秒 点エ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分06秒 点オ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒 点カ 北緯 33度10分09秒 東経 130度13分54秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第4017号
有区第4018号	あさり養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分47秒 東経 130度13分55秒 点イ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分02秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度13分52秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第4018号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4020号	あさり養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分55秒 東経 130度14分20秒 点イ 北緯 33度09分54秒 東経 130度14分27秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分23秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第4020号
有区第4021号	あさり養殖業	オーシタ州	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分28秒 点イ 北緯 33度08分34秒 東経 130度14分30秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度14分13秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第4021号
有区第4022号	あさり養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒 点イ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分59秒 点エ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分48秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第4022号
有区第4023号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分10秒 東経 130度15分42秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分38秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4023号
有区第4024号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分31秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度08分13秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度08分15秒 東経 130度15分42秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4024号
有区第4025号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4025号
有区第4026号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度15分55秒 点イ 北緯 33度08分01秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点オ 北緯 33度07分45秒 東経 130度15分52秒 点カ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4026号
有区第4027号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度15分52秒 点ウ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点エ 北緯 33度07分37秒 東経 130度15分05秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4027号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4028号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度16分00秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点ウ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点エ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4028号
有区第4029号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点イ 北緯 33度08分12秒 東経 130度16分49秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒 点エ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4029号
有区第4030号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度06分59秒 東経 130度15分55秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	旧有区第4030号
有区第4031号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度17分07秒 点イ 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分21秒 点ウ 北緯 33度07分22秒 東経 130度17分02秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度16分53秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	旧有区第4031号
有区第4032号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分28秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度17分02秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分34秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4032号
有区第4033号	あさり養殖業	タカ洲及びカタコの洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度18分18秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分14秒 点エ 北緯 33度06分30秒 東経 130度16分42秒 点オ 北緯 33度07分30秒 東経 130度17分14秒 点カ 北緯 33度07分48秒 東経 130度17分29秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	旧有区第4033号
有区第4034号	あさり養殖業	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度18分16秒 点ウ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分05秒 点エ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分25秒 点オ 北緯 33度06分20秒 東経 130度18分19秒 点カ 北緯 33度06分33秒 東経 130度17分38秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4034号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4035号	あさり養殖業	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分30秒 点イ 北緯 33度06分47秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分25秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分05秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4035号
有区第4036号	あさり養殖業	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分09秒 東経 130度17分29秒 点イ 北緯 33度05分59秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度05分29秒 東経 130度17分50秒 点エ 北緯 33度05分38秒 東経 130度17分19秒	団体漁業権	佐賀市諸富町及び神崎市千代田町	旧有区第4036号
有区第4037号	あさり養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分41秒 東経 130度19分09秒 点イ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度18分59秒 点オ 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分57秒 点カ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分37秒 点キ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分46秒 点ク 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4037号
有区第4038号	あさり養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分56秒 東経 130度19分40秒 点イ 北緯 33度07分53秒 東経 130度19分47秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度19分29秒 点エ 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4038号
有区第4039号	あさり養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分13秒 点ウ 北緯 33度06分38秒 東経 130度18分54秒 点エ 北緯 33度06分40秒 東経 130度18分49秒 点オ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分30秒 点カ 北緯 33度06分17秒 東経 130度18分26秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4039号
有区第4040号	あさり養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分40秒 東経 130度18分49秒 点イ 北緯 33度06分38秒 東経 130度18分54秒 点ウ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分30秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4040号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4041号	あさり養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分05秒 東経 130度19分35秒 点イ 北緯 33度06分59秒 東経 130度19分47秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度19分39秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度19分36秒 点オ 北緯 33度06分24秒 東経 130度19分17秒 点カ 北緯 33度06分29秒 東経 130度19分08秒	団体漁業権	佐賀市諸富町及び神崎市千代田町	旧有区第4041号
有区第4042号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分59秒 東経 130度15分05秒 点イ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点ウ 北緯 33度07分37秒 東経 130度15分05秒 点エ 北緯 33度07分38秒 東経 130度15分02秒 点オ 北緯 33度07分46秒 東経 130度14分59秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4042号
有区第4043号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分14秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度15分34秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4043号
有区第4044号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度16分28秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒 点エ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒 点オ 北緯 33度07分33秒 東経 130度16分31秒 点カ 北緯 33度07分42秒 東経 130度16分01秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び大字鹿江	旧有区第4044号
有区第4045号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度15分21秒 点イ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点エ 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分16秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4045号
有区第4046号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点イ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度15分45秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4046号
有区第4047号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度15分59秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分48秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4047号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4048号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分34秒 点イ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度16分42秒 点エ 北緯 33度07分00秒 東経 130度16分29秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4048号
有区第4049号	あさり養殖業	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分56秒 東経 130度18分17秒 点イ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分34秒 点ウ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分32秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第4049号
有区第4050号	あさり養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度19分30秒 点イ 北緯 33度07分58秒 東経 130度19分38秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点エ 北緯 33度07分39秒 東経 130度19分12秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第4050号
有区第4051号	あさり養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分29秒 東経 130度19分08秒 点イ 北緯 33度06分24秒 東経 130度19分17秒 点ウ 北緯 33度06分19秒 東経 130度19分13秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度19分04秒	団体漁業権	佐賀市諸富町及び神崎市千代田町	旧有区第4051号
有区第4052号	あさり養殖業	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点ウ 北緯 33度06分04秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度06分00秒 東経 130度19分06秒 点カ 北緯 33度06分08秒 東経 130度18分49秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道、鹿江及び小々森	旧有区第4052号
有区第4054号	あさり養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分49秒 点イ 北緯 33度09分35秒 東経 130度14分44秒 点ウ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分44秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分26秒 点オ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分27秒 点カ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分31秒 点キ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分34秒 点ク 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分34秒 点ケ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分36秒 点コ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分36秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第4054号

別表第8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4055号	あさり養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分09秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度14分03秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分58秒 点エ 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分55秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第4055号
有区第4056号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分35秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分18秒 点ウ 北緯 32度58分33秒 東経 130度13分18秒 点エ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分14秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4056号
有区第4057号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分21秒 点イ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分25秒 点ウ 北緯 32度58分27秒 東経 130度13分24秒 点エ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分22秒 点オ 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分20秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4057号
有区第4058号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分30秒 東経 130度13分28秒 点イ 北緯 32度57分28秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 32度57分28秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 32度57分30秒 東経 130度13分28秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4058号
有区第4060号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分35秒 東経 130度13分23秒 点イ 北緯 32度57分34秒 東経 130度13分26秒 点ウ 北緯 32度57分34秒 東経 130度13分26秒 点エ 北緯 32度57分35秒 東経 130度13分23秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4060号
有区第4061号	あさり養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分09秒 東経 130度13分12秒 点イ 北緯 32度57分07秒 東経 130度13分13秒 点ウ 北緯 32度57分01秒 東経 130度13分06秒 点エ 北緯 32度57分02秒 東経 130度13分05秒 点オ 北緯 32度57分08秒 東経 130度13分12秒 点カ 北緯 32度57分09秒 東経 130度13分12秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第4061号
有区第4062号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分13秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第4062号
有区第4063号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点イ 北緯 33度07分12秒 東経 130度15分45秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4063号

別表第 8

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第4064号	あさり養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度07分08秒 東経 130度15分59秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度15分45秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第4064号
有区第4065号	あさり養殖業	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度18分12秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分29秒 点ウ 北緯 33度07分07秒 東経 130度18分04秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度17分56秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	旧有区第4065号

区 画 漁 業 権
(そ の 7)

あげまき養殖業

9 区画漁業（その7）

- (1) 公示番号 別表第9のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類 第三種区画漁業
 - イ 漁業の名称 あげまき養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第9のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第9のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第9のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第4のとおり

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5001号	あげまき養殖業	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分40秒 東経 130度11分40秒 点イ 北緯 32度59分39秒 東経 130度11分42秒 点ウ 北緯 32度59分33秒 東経 130度11分35秒 点エ 北緯 32度59分26秒 東経 130度11分43秒 点オ 北緯 32度59分24秒 東経 130度11分41秒 点カ 北緯 32度59分32秒 東経 130度11分31秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字大浦	旧有区第5001号
有区第5002号	あげまき養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分56秒 東経 130度11分35秒 点イ 北緯 32度59分46秒 東経 130度11分39秒 点ウ 北緯 32度59分45秒 東経 130度11分38秒 点エ 北緯 32度59分55秒 東経 130度11分33秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第5002号
有区第5003号	あげまき養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分37秒 東経 130度11分19秒 点イ 北緯 33度00分33秒 東経 130度11分21秒 点ウ 北緯 33度00分16秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分30秒 点オ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分25秒 点カ 北緯 33度00分16秒 東経 130度11分16秒 点キ 北緯 33度00分32秒 東経 130度11分17秒 点ク 北緯 33度00分36秒 東経 130度11分15秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第5003号
有区第5004号	あげまき養殖業	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分04秒 点イ 北緯 33度01分12秒 東経 130度11分06秒 点ウ 北緯 33度01分07秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度01分04秒 東経 130度10分56秒 点オ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分53秒 点カ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分58秒 点キ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分02秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字糸岐	旧有区第5004号
有区第5005号	あげまき養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分24秒 東経 130度11分07秒 点イ 北緯 33度01分22秒 東経 130度11分07秒 点ウ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分04秒 点エ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分02秒 点オ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分58秒 点カ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分55秒 点キ 北緯 33度01分20秒 東経 130度10分53秒 点ク 北緯 33度01分23秒 東経 130度10分59秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第5005号
有区第5006号	あげまき養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分47秒 東経 130度10分52秒 点イ 北緯 33度01分35秒 東経 130度11分00秒 点ウ 北緯 33度01分30秒 東経 130度10分50秒 点エ 北緯 33度01分45秒 東経 130度10分47秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第5006号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5007号	あげまき養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分34秒 点イ 北緯 33度02分06秒 東経 130度10分50秒 点ウ 北緯 33度02分01秒 東経 130度10分38秒 点エ 北緯 33度01分55秒 東経 130度10分42秒 点オ 北緯 33度01分54秒 東経 130度10分38秒 点カ 北緯 33度01分59秒 東経 130度10分33秒 点キ 北緯 33度02分04秒 東経 130度10分29秒 点ク 北緯 33度02分04秒 東経 130度10分27秒 点ケ 北緯 33度02分17秒 東経 130度10分20秒 点コ 北緯 33度02分19秒 東経 130度10分22秒 点サ 北緯 33度02分23秒 東経 130度10分22秒 点シ 北緯 33度02分22秒 東経 130度10分19秒 点ス 北緯 33度02分25秒 東経 130度10分18秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第5007号
有区第5008号	あげまき養殖業	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分17秒 点イ 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分22秒 点ウ 北緯 33度02分47秒 東経 130度10分32秒 点エ 北緯 33度02分38秒 東経 130度10分38秒 点オ 北緯 33度02分30秒 東経 130度10分21秒 点カ 北緯 33度02分46秒 東経 130度10分11秒	団体漁業権	藤津郡太良町大字多良	旧有区第5008号
有区第5009号	あげまき養殖業	伊福地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分55秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度02分46秒 東経 130度10分31秒 点ウ 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分22秒 点エ 北緯 33度02分51秒 東経 130度10分15秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第5009号
有区第5010号	あげまき養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分55秒 点イ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度03分14秒 東経 130度10分00秒 点エ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分48秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第5010号
有区第5011号	あげまき養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度03分51秒 東経 130度09分52秒 点イ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分04秒 点ウ 北緯 33度03分40秒 東経 130度10分03秒 点エ 北緯 33度03分32秒 東経 130度10分12秒 点オ 北緯 33度03分25秒 東経 130度10分03秒 点カ 北緯 33度03分42秒 東経 130度09分42秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第5011号
有区第5012号	あげまき養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分02秒 東経 130度09分40秒 点イ 北緯 33度03分58秒 東経 130度09分45秒 点ウ 北緯 33度03分47秒 東経 130度09分32秒 点エ 北緯 33度03分50秒 東経 130度09分28秒	団体漁業権	鹿島市大字音成及び飯田	旧有区第5012号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5013号	あげまき養殖業	塩田川と浜川の 中間洲及び浜川 みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びア の各点を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点イ 北緯 33度05分55秒 東経 130度09分47秒 点ウ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分38秒 点エ 北緯 33度05分26秒 東経 130度09分21秒 点オ 北緯 33度05分31秒 東経 130度09分17秒 点カ 北緯 33度05分33秒 東経 130度09分14秒 点キ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第5013号
有区第5014号	あげまき養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分51秒 東経 130度08分31秒 点イ 北緯 33度05分41秒 東経 130度09分05秒 点ウ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分03秒 点エ 北緯 33度05分44秒 東経 130度08分30秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第5014号
有区第5015号	あげまき養殖業	塩田川南側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分13秒 東経 130度09分36秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度09分30秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、 森及び中村	旧有区第5015号
有区第5016号	あげまき養殖業	塩田川南側みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分26秒 東経 130度08分58秒 点イ 北緯 33度06分16秒 東経 130度09分17秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度09分15秒 点エ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、 森及び中村	旧有区第5016号
有区第5017号	あげまき養殖業	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分34秒 点イ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分48秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度08分47秒 点エ 北緯 33度06分14秒 東経 130度08分33秒	団体漁業権	鹿島市浜町	旧有区第5017号
有区第5018号	あげまき養殖業	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分18秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分34秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度08分32秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度08分17秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ 木及び高津原	旧有区第5018号
有区第5019号	あげまき養殖業	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分22秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分53秒 点ウ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒 点エ 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分22秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、 森及び中村	旧有区第5019号
有区第5020号	あげまき養殖業	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分23秒 点イ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分37秒 点ウ 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分36秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度08分22秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ 木及び高津原	旧有区第5020号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5021号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分39秒 東経 130度08分29秒 点イ 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分46秒 点ウ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分44秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度08分55秒 点オ 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分51秒 点カ 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分36秒 点キ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分37秒 点ク 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分23秒 点ケ 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分23秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第5021号
有区第5022号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分49秒 東経 130度08分02秒 点イ 北緯 33度06分42秒 東経 130度08分25秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度08分21秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度07分59秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第5022号
有区第5023号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分54秒 東経 130度08分07秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分16秒 点ウ 北緯 33度06分48秒 東経 130度08分15秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分05秒	団体漁業権	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	旧有区第5023号
有区第5024号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分53秒 東経 130度08分23秒 点イ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分32秒 点ウ 北緯 33度06分45秒 東経 130度08分29秒 点エ 北緯 33度06分48秒 東経 130度08分15秒 点オ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分16秒 点カ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分21秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字深浦	旧有区第5024号
有区第5025号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分55秒 東経 130度08分03秒 点イ 北緯 33度06分54秒 東経 130度08分07秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分05秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度08分02秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5025号
有区第5026号	あげまき養殖業	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分58秒 東経 130度08分04秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度08分23秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分21秒 点エ 北緯 33度06分55秒 東経 130度08分03秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5026号
有区第5027号	あげまき養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分37秒 東経 130度09分16秒 点イ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分21秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分25秒 点エ 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分22秒 点オ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分14秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5027号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5028号	あげまき養殖業	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分25秒 点イ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分41秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分39秒 点エ 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分22秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字深浦	旧有区第5028号
有区第5029号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分47秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分52秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度09分42秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	旧有区第5029号
有区第5030号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分42秒 東経 130度09分34秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分47秒 点ウ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分28秒	団体漁業権	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	旧有区第5030号
有区第5031号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分59秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分21秒 点エ 北緯 33度06分38秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度06分44秒 東経 130度09分12秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5031号
有区第5032号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度10分04秒 点ウ 北緯 33度06分49秒 東経 130度09分21秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度09分19秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5032号
有区第5033号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度10分21秒 点イ 北緯 33度07分25秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度07分08秒 東経 130度09分56秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5033号
有区第5034号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度10分44秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度10分47秒 点ウ 北緯 33度07分30秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度10分25秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5034号
有区第5035号	あげまき養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分55秒 東経 130度10分54秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度10分57秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度10分45秒 点エ 北緯 33度07分48秒 東経 130度10分42秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	旧有区第5035号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5036号	あげまき養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分01秒 東経 130度11分10秒 点イ 北緯 33度07分55秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度07分52秒 東経 130度10分55秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字牛屋、 戸ケ里及び坂田	旧有区第5036号
有区第5037号	あげまき養殖業	国営干拓有明工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度11分54秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度11分57秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度11分13秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度11分11秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字築切、 遠江、福吉字福吉、福田 字福田南及び横手字只江 及び新拓	旧有区第5037号
有区第5038号	あげまき養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分40秒 東経 130度11分51秒 点イ 北緯 33度08分34秒 東経 130度11分55秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度11分38秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字築切、 遠江、福吉字福吉、福田 字福田南及び横手字只江 及び新拓	旧有区第5038号
有区第5039号	あげまき養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分37秒 東経 130度12分17秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度12分18秒 点ウ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分59秒 点エ 北緯 33度08分24秒 東経 130度11分57秒	団体漁業権	小城市芦刈町	旧有区第5039号
有区第5040号	あげまき養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分30秒 点イ 北緯 33度09分00秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度08分58秒 東経 130度12分51秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度12分37秒 点カ 北緯 33度09分09秒 東経 130度12分59秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福富、 福富下分及び八平	旧有区第5040号
有区第5041号	あげまき養殖業	国営干拓福富工 区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分38秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分15秒 点ウ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分26秒 点エ 北緯 33度09分09秒 東経 130度12分59秒 点オ 北緯 33度09分32秒 東経 130度13分06秒	団体漁業権	杵島郡白石町大字福富、 福富下分及び八平	旧有区第5041号
有区第5042号	あげまき養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びア の各点を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分22秒 点ウ 北緯 33度10分18秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度10分19秒 東経 130度14分11秒 点オ 北緯 33度10分15秒 東経 130度14分10秒 点カ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒 点キ 北緯 33度10分40秒 東経 130度14分11秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第5042号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5043号	あげまき養殖業	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分47秒 東経 130度14分36秒 点イ 北緯 33度10分43秒 東経 130度14分42秒 点ウ 北緯 33度10分36秒 東経 130度14分36秒 点エ 北緯 33度10分17秒 東経 130度14分31秒 点オ 北緯 33度10分18秒 東経 130度14分25秒 点カ 北緯 33度10分41秒 東経 130度14分30秒	団体漁業権	佐賀市久保田町	旧有区第5043号
有区第5044号	あげまき養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分53秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度10分53秒 東経 130度14分57秒 点ウ 北緯 33度10分34秒 東経 130度14分52秒 点エ 北緯 33度10分36秒 東経 130度14分39秒 点オ 北緯 33度10分44秒 東経 130度14分49秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第5044号
有区第5045号	あげまき養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分40秒 点イ 北緯 33度10分14秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分49秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒	団体漁業権	佐賀市嘉瀬町	旧有区第5045号
有区第5046号	あげまき養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度09分03秒 東経 130度16分30秒 点ウ 北緯 33度08分26秒 東経 130度16分14秒 点エ 北緯 33度08分31秒 東経 130度15分58秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字小々森	旧有区第5046号
有区第5047号	あげまき養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分51秒 点ウ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分45秒 点エ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第5047号
有区第5048号	あげまき養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分38秒 東経 130度16分56秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分10秒 点ウ 北緯 33度08分09秒 東経 130度16分59秒 点エ 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分45秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第5048号
有区第5051号	あげまき養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒 点ウ 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	旧有区第5051号
有区第5052号	あげまき養殖業	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分02秒 点イ 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分13秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分07秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分55秒	団体漁業権	佐賀市東与賀町	旧有区第5052号

別表第9

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	地元地区	備考
有区第5054号	あげまき養殖業	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度08分02秒 東経 130度19分30秒 点ウ 北緯 33度07分39秒 東経 130度19分12秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒	団体漁業権	佐賀市川副町大字大詫間	旧有区第5054号

佐賀県有明海における漁業権漁業の免許の概要

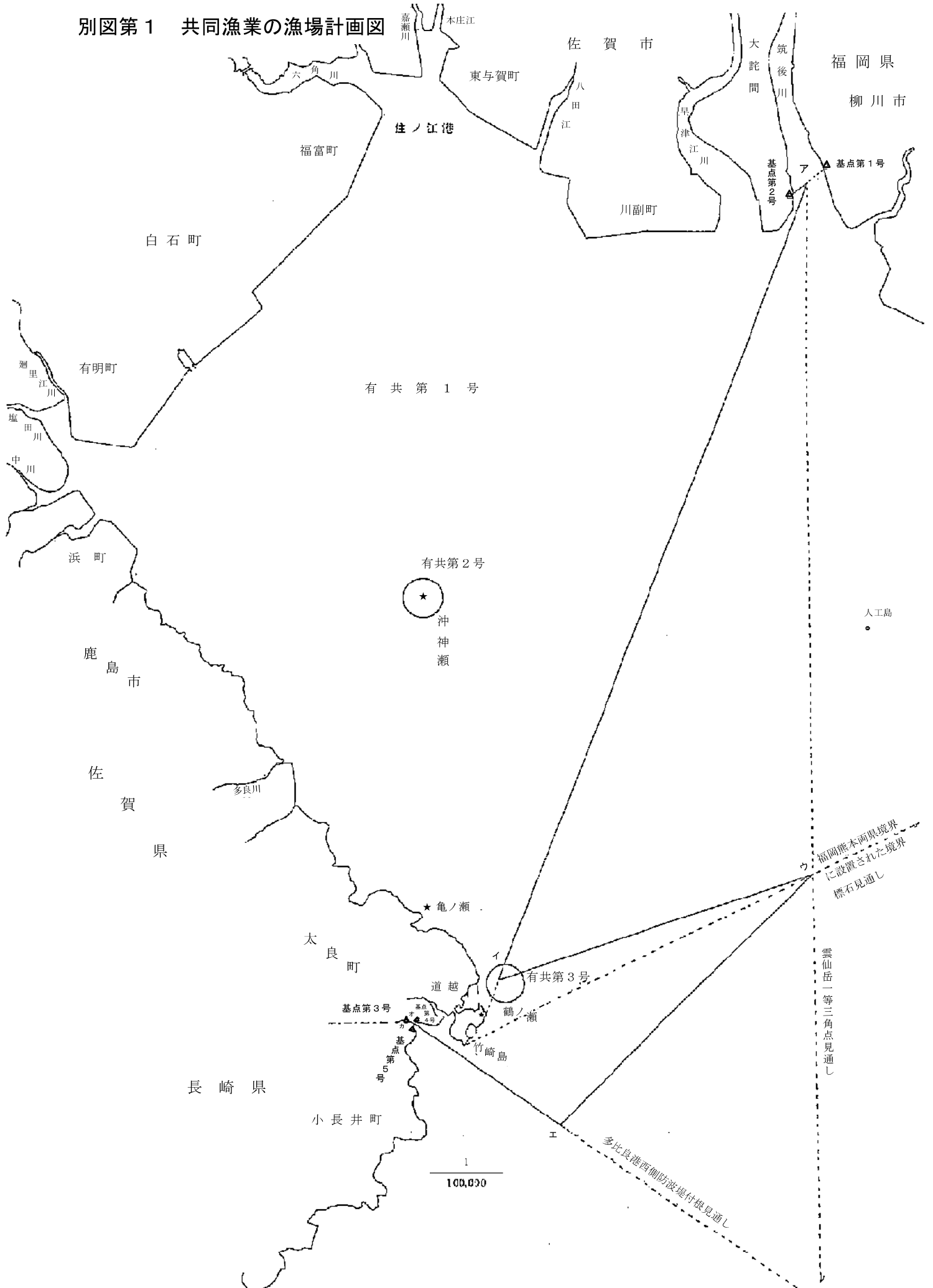
公示番号	漁業種類・名称	漁業の時期	存続期間	免許予定日	申請期間	地元地区
有共 第1号	第一種・第二種 共同漁業	1月1日から 12月31日まで	R5年9月1日から R15年8月31日まで	R5年9月1日	6月 日から 7月 日まで	別表第1のとおり
有共 第2号 ～ 第3号	第三種共同漁業	同上	同上	同上	同上	別表第1のとおり
有区 1001号 ～ 1288号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から 4月30日まで	R5年9月1日から R10年8月31日まで	同上	同上	別表第3のとおり
有区 2001号 ～ 2014号	第一種区画漁業 かきひび建養殖業	1月1日から 12月31日まで	同上	同上	同上	別表第4のとおり
有区 2101号 ～ 2103号	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	同上	同上	同上	同上	別表第5のとおり
有区 3002号 ～ 3030号	第一種区画漁業 もがいひび建養殖業	同上	同上	同上	同上	別表第6のとおり
有区 3302号 ～ 3343号	第三種区画漁業 もがい養殖業	同上	同上	同上	同上	別表第7のとおり
有区 4001号 ～ 4065号	第三種区画漁業 あさり養殖業	同上	同上	同上	同上	別表第8のとおり
有区 5001号 ～ 5054号	第三種区画漁業 あげまき養殖業	同上	同上	同上	同上	別表第9のとおり

令和5年区画漁業権漁場計画(案) <佐賀県有明海区>

区画	区分	平成30年	令和5年 漁場計画(案)	増減(△)	備考
△ 区画 漁業権 ∇	第一種区画				
	のり養殖業	279	277	△2	(1) 佐賀市支所(漁場消滅:第1137号、第1143号) (2) 新有明支所(漁場縮小:第1228号)
	かきひび建業	14	14	0	—
	もがいひび建業	30	28	△2	(3) 南川副支所(漁場消滅:第3028号) (4) 大浦支所(漁場消滅:第3001号)
	かき垂下式業	2	3	1	(5) 鹿島市支所(新規漁場:第2103号) (6) 新有明支所(漁場拡張:第2102号)
	小計 (第一種区画)	325	322	△3	
	第二種区画				
	もがい養殖業	42	41	△1	(7) 大浦支所(漁場消滅:第3301号)
	あさり養殖業	64	62	△2	(8) 大浦支所(漁場消滅:第4059号、第4066号)
	あまぎ養殖業	54	51	△3	(9) 南川副支所(漁場消滅:第5049号、第5050号、第5053号)
くまさるぼう養殖業	8	0	△8	(10) 大浦支所(漁場消滅:第6001号~第6008号)	
小計 (第三種区画)	168	154	△14		
合計	493	476	△17		

※ 数字は件数(区画数)

別図第1 共同漁業の漁場計画図



別図 2

第 1 種区画漁業権 (のり養殖業) 漁場図



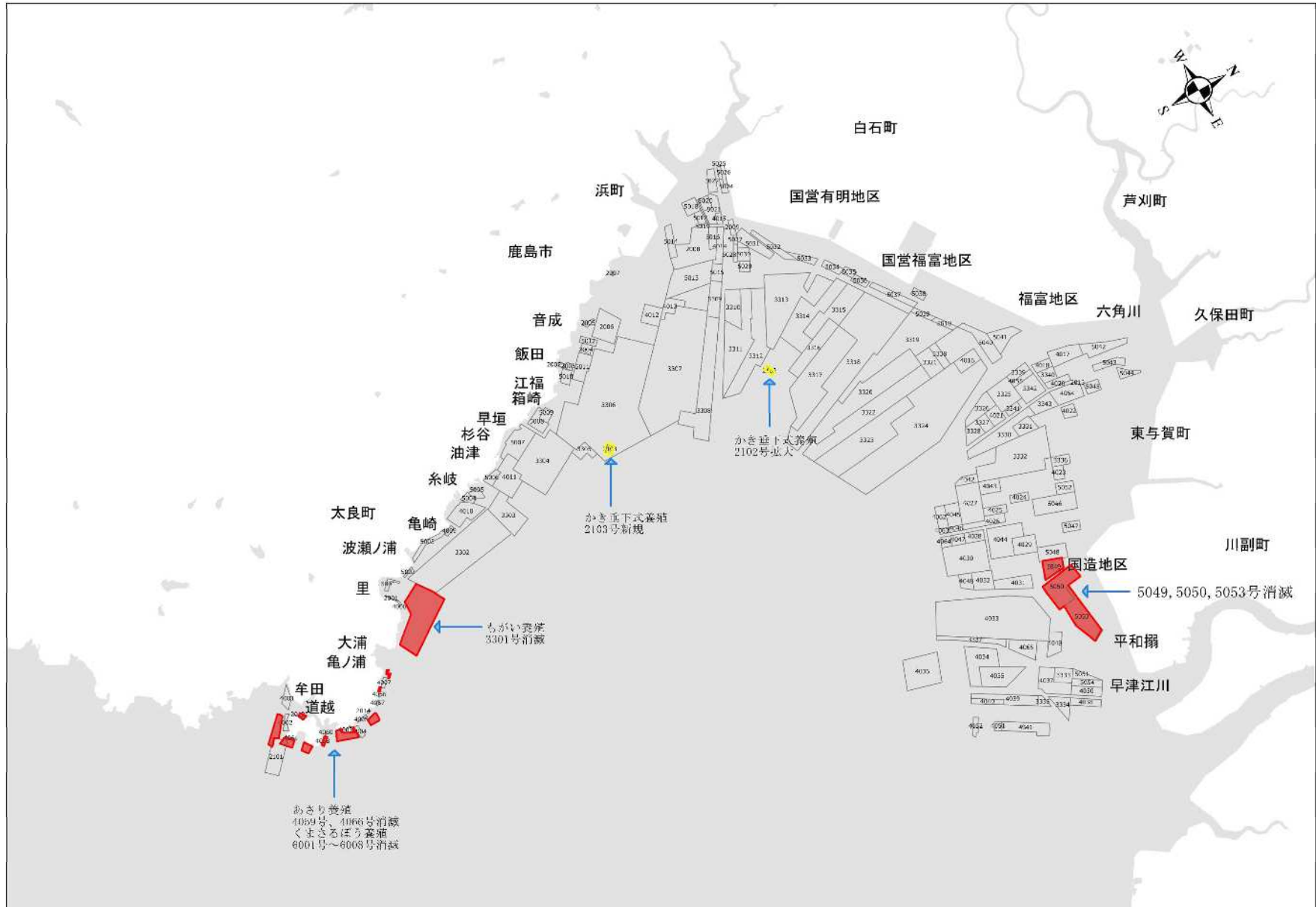
別図3

第1種区画漁業権（もがいひび建て養殖業）漁場図



別図 4

第1種区画漁業権（かきひび建て養殖業）漁場図
第1種区画漁業権（かき垂下式養殖業）漁場図
第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場図



福岡県有明海区漁場計画(案)

令和5年2月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

(1)共同漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
有共第1号	第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先(有明海)	次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び川岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。	ア 三尺網漁業 (イ) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。 (ロ) 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市
		はまぐり漁業					
		かき漁業					
		しおふき漁業					
		あかがい漁業					
		はいがい漁業					
		にし漁業					
		もがし漁業					
		まてがし漁業					
		あげまき漁業					
		うみたけ漁業					
		からすがい漁業					
		ばい漁業					
		たいらぎ漁業					
	しゃみせんがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
	くまさるぼう漁業						
	しゃこ漁業						
	たこ漁業						
	いそぎんちゃく漁業						
	餌むし漁業						
	あみもじ網漁業		1月1日から 12月31日まで				
	くもて網漁業						
	待網漁業 (繁網、手押網を含む。)						
	三尺網漁業						
	かにかご漁業						
	いかかご漁業						
	むつごろうけ漁業						
あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)							
うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)							

港湾及び河川名	区域
三池港	築港内
沖端川	柳川市保加町、出の橋の下流端の線から上流
塩塚川	柳川市大和町、番所橋の下流端の線から上流
矢部川	柳川市大和町、浦島橋の下流端の線から上流
堂面川	大牟田市大字手鎌、新堂面橋の下流端の線から上流
大牟田川	河口の線から上流
諏訪川	河口の線から上流

基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱
 基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱
 基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱
 (イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点
 (ロ) (イ)から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と、基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点
 (ハ) (ニ)から真方位 330 度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点
 (ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ 5 度 30 分、2,272 メートルの点

(2)区画漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
有区第1号	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市昭南町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度08分20.8秒 東経130度21分37.8秒の点 (ロ)北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点 (ハ)北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点 (ニ)北緯33度08分21.1秒 東経130度21分43.9秒の点	なし	柳川市(三橋町及び大和町を除く)
有区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点 (ロ)北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点 (ハ)北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点 (ニ)北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点 (ホ)北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点 (ヘ)北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点 (ト)北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点 (チ)北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点 (ロ)北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点 (ハ)北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点 (ニ)北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点 (ロ)北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点 (ハ)北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点 (ニ)北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点 (ホ)北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点 (ヘ)北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点 (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点 (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点 (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点 (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点 (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点 (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点 (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点 (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点 (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点 (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点 (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点 (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点 (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点 (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第7号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点 (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点 (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第8号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点 (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点 (ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点 (ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点 (ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点 (ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点 (ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点 (チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点 (リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点 (ヌ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点 (ル) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点 (ヲ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点 (ワ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点 (カ) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点 (ヨ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第9号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点 (ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第10号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点 (ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第11号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点 (ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点 (ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点 (ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点 (ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点 (チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点 (リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点 (ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点 (ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点 (ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点 (ワ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第12号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点 (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第13号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第14号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点 (ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点 (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点 (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点 (ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点 (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点 (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第15号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点 (ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第16号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第17号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第18号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点 (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点 (ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点 (ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点 (ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点 (ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点 (ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第19号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第20号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点 (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第21号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点 (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点 (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点 (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点 (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点 (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点 (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点 (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第26号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第27号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点 (ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第28号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点 (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点 (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点 (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第29号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点 (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第30号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第31号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点 (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点 (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第32号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点 (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点 (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点 (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点 (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点 (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点 (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点 (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第33号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点 (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点 (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点 (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点 (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点 (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第34号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点 (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点 (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点 (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点 (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点 (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点 (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点 (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点 (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第35号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	みやま市高田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点 (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点 (ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第36号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点 (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点 (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第37号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点 (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点 (ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点 (ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第38号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点 (ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点 (ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第39号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点 (ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点 (ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第40号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第41号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点 (ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第42号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点 (ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点 (ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第43号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点 (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点 (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点 (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点 (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第44号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点 (ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点 (ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点 (ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第45号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点 (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点 (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点 (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点 (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点 (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第46号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点 (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

有区第48号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点 (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第301号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点 (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点 (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点 (ニ) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市及び柳川市(大和町を除く)
有区第302号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点 (ロ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.7秒 東経130度23分42.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分28.4秒の点 (ホ) 北緯33度05分28.9秒 東経130度23分33.8秒の点 (ヘ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点	なし	柳川市大和町並びにみやま市瀬高町及び高田町
有区第303号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点 (ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点 (ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点 (ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点	なし	大牟田市
有区第304号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度07分23.4秒 東経130度22分06.5秒の点 (ロ) 北緯33度07分22.7秒 東経130度22分13.5秒の点 (ハ) 北緯33度07分14.6秒 東経130度22分12.0秒の点 (ニ) 北緯33度07分08.7秒 東経130度22分10.5秒の点 (ホ) 北緯33度07分09.3秒 東経130度22分03.8秒の点	なし	久留米市城島町、大川市及び柳川市(大和町を除く)

有区第305号	第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市
	第三種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで				

※漁場の区域の表示に用いた緯度・経度は、全て世界測地系の数値である。

福岡県有明海区漁場計画(案) 新旧対照表

(1) 共同漁業権

		現行免許	次期免許	備考																
各号共通	存続期間 免許予定日	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで 平成25年9月1日	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで 令和5年9月1日																	
有共第1号	漁業の種類、 漁業の名称及 び漁業時期 漁場の位置 漁場の区域 条件 関係地区	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾及び河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖端川</td> <td>柳川市中町、出ノ橋の下流端の線から上流</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>基点第1号 (略)</p> <p>基点第2号 (略)</p> <p>基点第3号 (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (二)から真方位 <u>150</u>度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点</p> <p>(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線<u>上 2,317 メートルの点</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	港湾及び河川名	区域	(略)	(略)	沖端川	柳川市中町、出ノ橋の下流端の線から上流	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾及び河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖端川</td> <td>柳川市保加町、出ノ橋の下流端の線から上流</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>基点第1号 (略)</p> <p>基点第2号 (略)</p> <p>基点第3号 (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (二)から真方位 <u>330</u>度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点</p> <p>(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ <u>5 度 30 分、2,272 メートルの点</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	港湾及び河川名	区域	(略)	(略)	沖端川	柳川市保加町、出ノ橋の下流端の線から上流	(略)	(略)	地名、橋梁名 修正 有共第2号の 区域と統合
港湾及び河川名	区域																			
(略)	(略)																			
沖端川	柳川市中町、出ノ橋の下流端の線から上流																			
(略)	(略)																			
港湾及び河川名	区域																			
(略)	(略)																			
沖端川	柳川市保加町、出ノ橋の下流端の線から上流																			
(略)	(略)																			
有共第2号	漁業の種類 漁業の名称及 び漁業時期	<p><u>第一種共同漁業</u></p> <p>あさり漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>はまぐり漁業 //</p> <p>しおふき漁業 //</p>	(削除)	有共第1号の 区域と統合																

	<p>漁場の位置 漁場の区域</p> <p>条件</p>	<p>あかがい漁業 "</p> <p>にし漁業 "</p> <p>もがい漁業 "</p> <p>まてがい漁業 "</p> <p>からすがい漁業 "</p> <p>ばい漁業 "</p> <p>たいらぎ漁業 10月1日から翌年5月31日まで</p> <p>くまさるぼう漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>しゃこ漁業 "</p> <p>たこ漁業 "</p> <p>餌むし漁業 "</p> <p>第二種共同漁業</p> <p>あみもじ網漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>待網漁業(繁網、手押網を含む。) "</p> <p>三尺網漁業 "</p> <p>かにかご漁業 "</p> <p>いかかご漁業 "</p> <p>あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。) "</p> <p>うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。) "</p> <p>大牟田市四山町地先</p> <p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)、及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱</p> <p>(イ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線と最大高潮時海岸線との交わる点</p> <p>(ロ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線と、(ハ)から真方位330度の線との交わる点</p> <p>(ハ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ5度30分、2.272メートルの点</p> <p>ア 三里漁業協同組合以外の大牟田市内の漁業協同組合の組合員で、早米ヶ浦漁業協同組合の解散時に当該漁業協同組合に所属</p>		
--	----------------------------------	--	--	--

	<p>関係地区</p>	<p>していた者の入漁を拒んではならない。</p> <p><u>イ 三尺網漁業</u></p> <p><u>(イ) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。</u></p> <p><u>(ロ) 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。</u></p> <p>大牟田市臼井新町、同沖田町、同勝立、同上屋敷町、同神田町、同北磯町、同草木、同久福木、同合成町、同小浜町、同桜町、同汐屋町、同白銀、同白金町、同不知火町、同新地町、同諏訪町、同早米来町、同高砂町、同橘、同千代町、同手鎌、同天神町、同天領町、同唐船、同中島町、同中白川町、同長溝町、同浪花町、同日出町、同平原町、同船津町、同馬込町、同三池、同三川町、同岬、同三里町、同南船津町、同宮崎、同明治町、同山下町及び同吉野</p>		
--	-------------	---	--	--

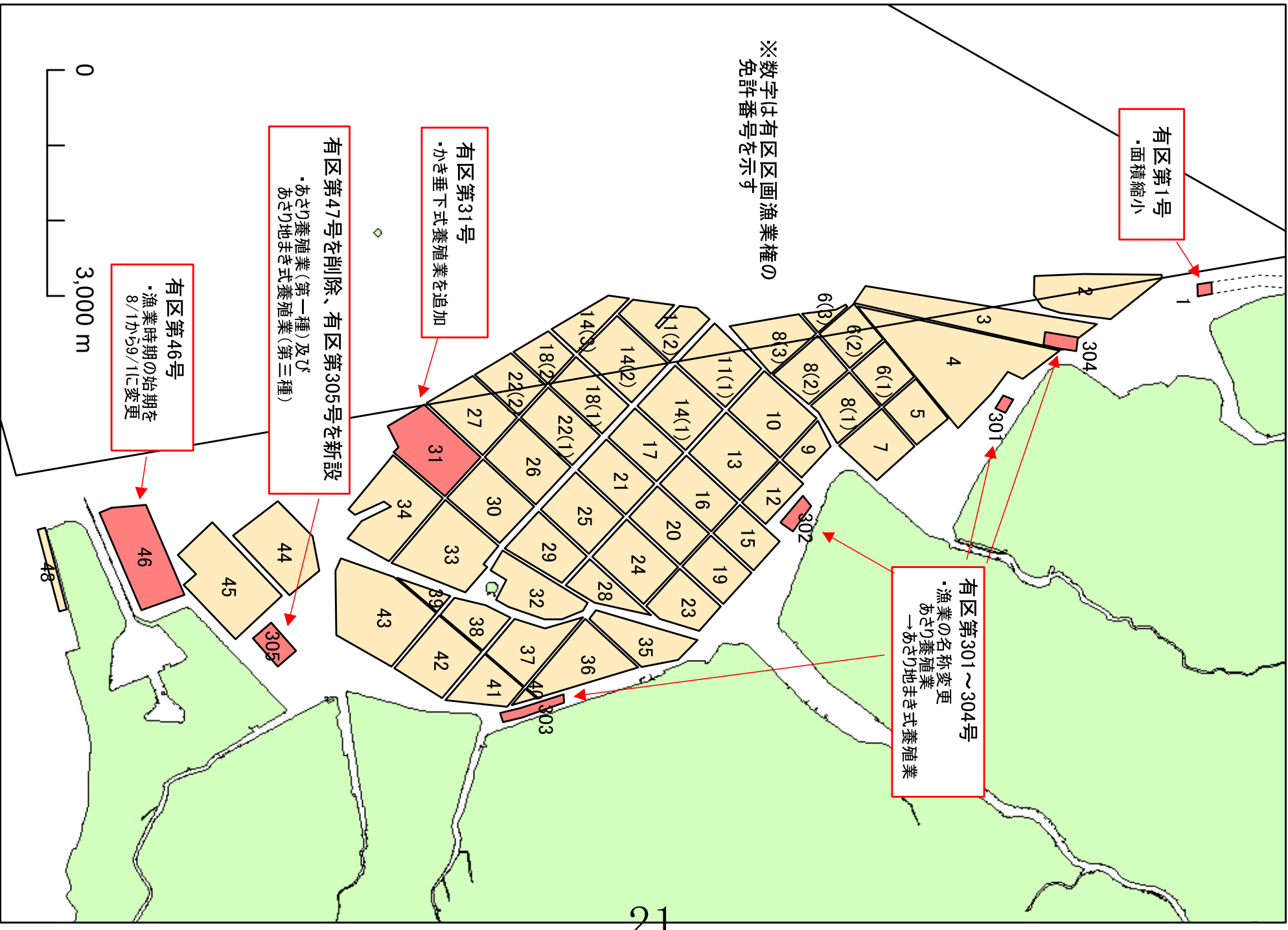
(2) 区画漁業権

各号共通	存続期間 免許予定日	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで 平成30年9月1日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで 令和5年9月1日	
有区第1号	<p>漁業の種類、 名称及び漁業 時期 漁場の位置 漁場の区域</p> <p>条件 関係地区</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p><u>(イ) 北緯33度09分10.8秒 東経130度21分30.8秒の点</u></p> <p><u>(ロ) 北緯33度08分50.8秒 東経130度21分34.6秒の点</u></p> <p><u>(ハ) 北緯33度08分41.3秒 東経130度21分34.1秒の点</u></p> <p><u>(ニ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点</u></p> <p><u>(ホ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点</u></p> <p><u>(ヘ) 北緯33度08分41.5秒 東経130度21分39.6秒の点</u></p> <p><u>(ト) 北緯33度08分50.9秒 東経130度21分40.4秒の点</u></p> <p><u>(チ) 北緯33度09分11.8秒 東経130度21分36.2秒の点</u></p> <p>(略)</p> <p>大川市及び柳川市(柳川市三橋町及び柳川市大和町を除く)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p><u>(イ) 北緯33度08分20.8秒 東経130度21分37.8秒の点</u></p> <p><u>(ロ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点</u></p> <p><u>(ハ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点</u></p> <p><u>(ニ) 北緯33度08分21.1秒 東経130度21分43.9秒の点</u></p> <p>(略)</p> <p>柳川市(三橋町及び大和町を除く)</p>	<p>区域の縮小、 関係地区の 見直し</p>

有区第2号 ～第30号	(略)	(略)	(略)	
有区第31号	漁業の種類、 名称及び漁業 時期 漁場の位置 漁場の区域 条件 関係地区	第一種区画漁業 のり養殖業 9月1日から翌年4月30日まで (略) (略) (略) (略)	第一種区画漁業 のり養殖業 9月1日から翌年4月30日まで かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで (略) (略) (略) (略)	漁業の追加
有区第32号 ～第45号	(略)	(略)	(略)	変更なし
有区第46号	漁業の種類、 名称及び漁業 時期 漁場の位置 漁場の区域 条件 関係地区	第一種区画漁業 のり養殖業 8月1日から翌年4月30日まで (略) (略) (略) (略)	第一種区画漁業 のり養殖業 9月1日から翌年4月30日まで (略) (略) (略) (略)	漁業時期の 変更
有区第47号	漁業の種類、 名称及び漁業 時期 漁場の位置 漁場の区域 条件 関係地区	第一種区画漁業 のり養殖業 9月1日から翌年4月30日まで 大牟田市地先 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域 <u>(イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点</u> <u>(ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点</u> <u>(ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点</u> <u>(ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点</u> なし 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並 びに大牟田市	(削除)	有区第305 号に移行
有区第48号	(略)	(略)	(略)	変更なし

有区第301号 ～第304号	漁業の種類、 名称及び漁業 時期 (略)	第三種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで (略)	第三種区画漁業 あさり地まき式養殖業 1月1日から12月31日まで (略)	漁業の名称 変更
有区第305号	漁業の種類、 名称及び漁業 時期 漁場の位置 漁場の区域 条件 関係地区	(新設)	第一種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで 第三種区画漁業 あさり地まき式養殖業 1月1日から12月31日まで 大牟田市地先 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点 なし 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並 びに大牟田市	有区第47号 から移行

区画漁業権の変更概要



共同漁業権の変更概要



◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H20.9.1	331			協定書のほか、確認書を新たに追加し継続 ・区画免許交付
H20.12.3	332			議題・発言なし
H21.3.10	333	・漁場計画提案	・漁場計画提案	・継続審議
H21.4.24	334	・入漁への配慮を了承	・協定の趣旨を尊重し、佐賀県計画を了承 ・養殖場の目印を要望 ・入漁について配慮を要望	・区画漁業権漁場計画を承認 ・入漁については配慮を了承
H21.6.2	335			議題・発言なし
H21.8.25	336			
H21.11.26	337			
H22.3.11	338			
H22.6.3	339			
H22.8.26	340			
H22.11.16	341			
H23.3.24	342			
H23.5.31	343		・養殖場の目印を要望	(議長権限で割愛)
H23.8.29	344			議題・発言なし
H23.12.2	345			
H24.4.5	346			
H24.6.4	347			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H24.8.28	348			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H25.1.18	349	・3条及び5条は廃止すべき ・3条及び5条がなくなっても、入漁が禁止ということではない。 ・稚貝が立ったところしか育たないから、稚貝が立った場所を養殖場にしてきた。	・協定書は、両県の漁業者が漁業秩序維持のため必要 ・協定書について両県の考え方に差が認められる ・入漁実績があり3条、5条は維持 ・(佐賀県の)区画漁業権の拡大により、福岡漁業者の入漁可能な場所が減少	・協定の更新内容について継続協議
H25.4.3	350			議題・発言なし
H25.5.28	351	・佐賀県の海域について、県が漁場計画をたてていくためには、5条(特に1項)を削減 ・資源が厳しい状況の中で、入漁は入漁として福佐両県のそれぞれの海域でそれぞれの漁場計画を立てることを前向きにできないか。 ・漁場づくりを実施することが第一番 ・稚貝がたつ場所は養殖場にはいけないとあるが、これまで稚貝が立つ場所しか育たないためそのような場所を養殖場にしてきた	・3条、5条含め協定は必要(現状維持) ・入漁実態(もがい採捕実績)があり、実績を尊重し条文削除は不可能 ・福佐協定3条、5条がある限り振興策が取れないということはない ・稚貝が立つところが養殖場になってきたので入漁できる漁場が減少	・「福佐協定は必要」 ・福佐条文で両県の考えが相違、改めて継続審議 ・資源状況も協定を考える上で大事なこと
H25.7.23	352	・福佐協定には「稚貝の大量発生区域」という言葉があるが、現在そのようなところはない。3条、5条は廃止し、両県は自前の漁場で成り立つべき。 ・九調にも協定が前進する算段をつけてほしい。	・協定書3条、5条は漁場利用実績を尊重するというのが漁業調整の基本となり、そこから出発 ・3条&5条含め協定は必要(現状維持) ・福佐協定の協議の進展がないのは、それだけ重要なことだということ ・漁業調整の基本は実績を尊重するのが原則。漁業の情勢が大きく変わらなければ協定書を変えることは難しい	・文言を変えずに7月23日付けで協定書、確認書を締結 ・九調は当事者ではなく立会人 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認
H25.8.27	353			(九)協定締結の報告
H26.5.19	354			議題・発言なし
H26.8.27	355			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定」を説明
H27.6.1	356			議題・発言なし
H27.9.1	357			「◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」で両県意見を確認
H28.6.7	358			議題・発言なし
H28.9.7	359			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定(資料)」を説明
H29.5.29	360			議題・発言なし
H29.8.30	361			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明

◎ 農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H29.9.28	362	<ul style="list-style-type: none"> ・4項目の質問について福岡県の認識を確認。 ※4項目 ・「関係漁場」設定の趣旨 ・「関係漁場」の場所の確認 ・確認書の「漁場計画を最大限尊重する」の考え方 ・協定書第5条「公正な措置をとる」の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・4項目の認識を回答。 	「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H30.1.18	363		<ul style="list-style-type: none"> ・現行内容での更新を要望。 	(九)免許切替と協定のスケジュールを説明(手続きを進める上で6月までを目途に協定更新を依頼)
H30.3.15	364	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定が最終的な結論でない。 ・第5条の稚貝多量発生・非発生区域の確認方法。 ・確認書の最大限尊重の前向きな運用を要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定で漁業秩序が維持されていることから、協定書結びの「両県は本協定が～速やかに最終的妥協点」は不要ではないか ・稚貝は、自然発生したものを皆で有効に利用することが基本であるが、別利用を検討する余地もあり。 	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.5.24	365	<ul style="list-style-type: none"> ・農区が存在することがあたりまえのことかを議論する必要。 ・第5条について前向きな解釈ができないか。 ・貝類の区画を各々の県が樹立ができるようにするための方策づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定の早期締結を要望 ・現行の協定と紛争抑制を図るための共通海域としての農林水産大臣管轄漁場の設定という制度が、長年、漁業秩序を維持する役割を果たしている ・現体制(現行福佐協定+農区)をお互いが協調しながら維持していくことが最良と認識 ・現状でお互いが話し合いながら、その中でうまく調整、調和を図りながら進めるのがベスト 	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.6.18	366	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定書及び確認書の内容での締結に関してやぶさかではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定の内容で早期締結を要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文言を変えずに6月18日付けで協定書、確認書を締結。 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認。
H30.8.22	367	<p>(両県行政間協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。 ・「中島川みおすじ」の場所は、両県の事務局間では結論に至らず。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福佐協定書締結結果の報告。「中島川のみおすじ」、「あばきのたお」の場所に関する協議結果を報告。 ・「中島川のみおすじ」は場所の特定には至らず、3月の委員会でも継続審議。
H31.3.25	368	<ul style="list-style-type: none"> ・「あばきのたお」の場所が特定。佐賀福岡両県間で意見が一致し場所が確定。 ・「中島川みおすじ」は、場所が特定できず、両県間で結論に至らず。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福佐協定書第3条記載の「中島川みおすじ」の場所は特定できなかったものの、名称は維持し、今後協議する場面が出てくれば必要に応じて具体的に協議することで承認。
R1.5.13	369			議題・発言なし
R1.8.28	370			議題・発言なし
R2.3.23	371			<ul style="list-style-type: none"> ・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項のズレを報告。
R2.7.27	372			議題・発言なし
R3.3.19	373			<ul style="list-style-type: none"> ・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項ズレについて、次回更新まで読み替えて対処することを確認。
R3.7.8	374			議題・発言なし
R4.3.24	375			・「福佐協定書」の内容を説明。
R4.7.13	376			(九)R5.2月までを目途に協定更新を依頼。「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
R4.11.21	377	<ul style="list-style-type: none"> ・3条は廃止。5条は見直し。 ・今の有明海を見ると二枚貝が相当数減少。 ・両県の漁場計画をたてる場合、3条に委員会の同意が必要と記載。有明海再生には、踏み込んだ事業が必要であるが、3条により事業が難しい。 ・廃止まではいかなくても見直し程度は協議していく必要がある。 ・3条がもしそのまま現状維持となった場合、公平性の面からも福岡県側の「中島川のみおすじ」は確定すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書は現行のまま更新。 ・3条、5条は、過去の操業実績を入漁により確保できるように、具体的に漁場計画の策定ルールを定めた重要な条文。 ・仮に3条撤廃、5条を見直しとなると、実質上入漁操業の締め出しにつながる。 ・農区漁場、農区の漁場外であっても、共同の漁業を入漁という形で平等性をもってできるようにする共通のルールがある。協定書の締結の精神をしっかりと汲んでもらいたい。 	(九)R5.2月までを目途に協定更新を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> ・協定の更新について両県で意見の相違があり継続審議。 ・事務局間や各県海区委員会でしっかり協議していくことを確認。
R5.2.21	378			
R5.〇.〇	379			

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市セツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

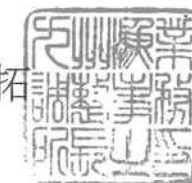
徳永 重昭

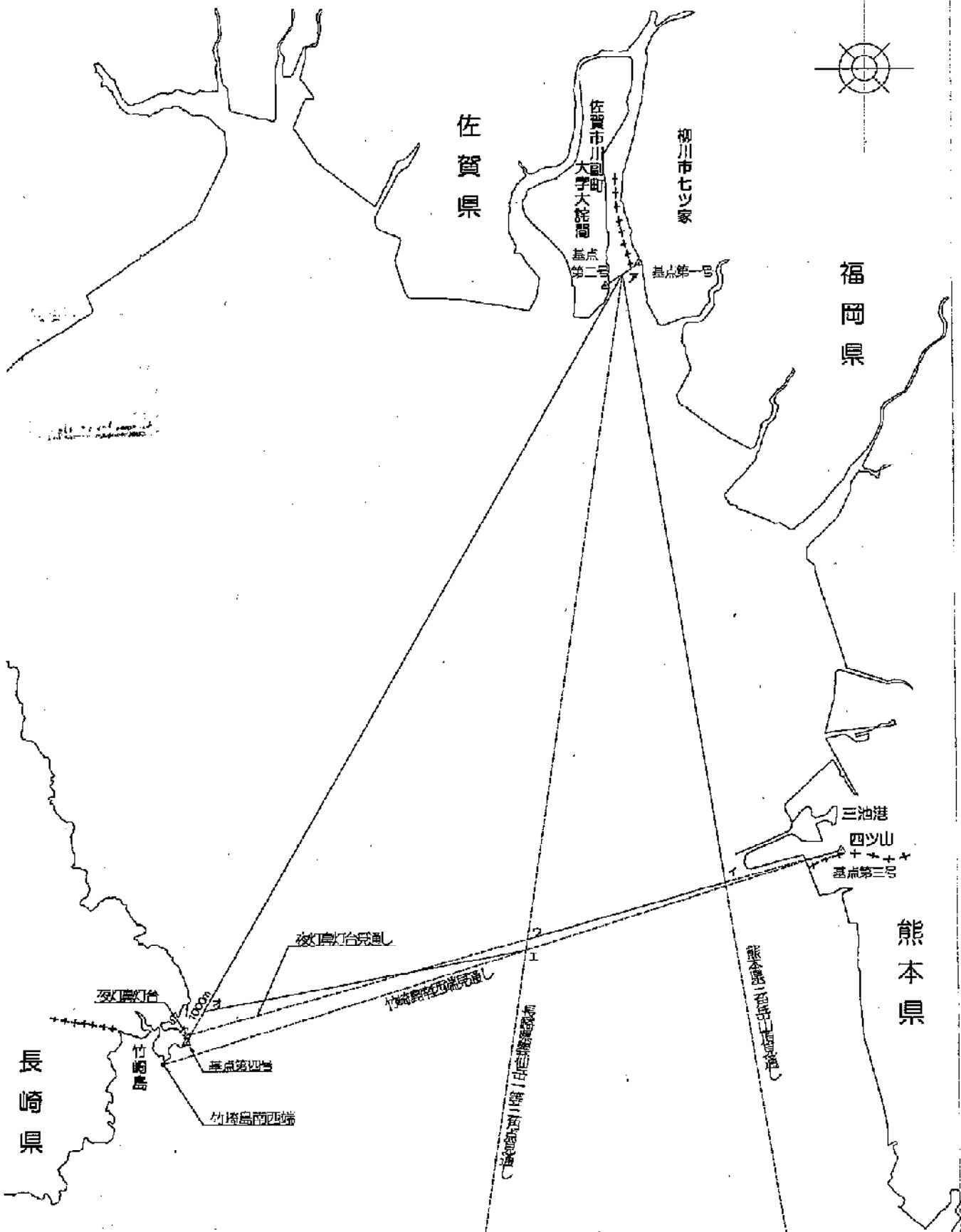
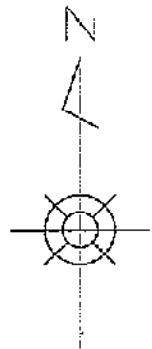


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



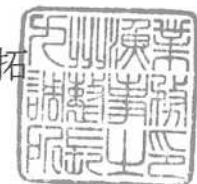
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



中島川みおすじの位置について

- (1) 関係漁場の東の境界である「中島川のみおすじ」
3 本ある中島川（矢部川）のみおすじのうち、中央のみお。

第 103 回福佐連調委議事録（S 39）より抜粋

（草場委員）中島川みおすじといっても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

（議長）以前、詰合ったときのみおはどれですか。

（草場委員）中央のみおです。

（議長）それでよいでしょう。

- (2) 中島川の中央のみおの位置

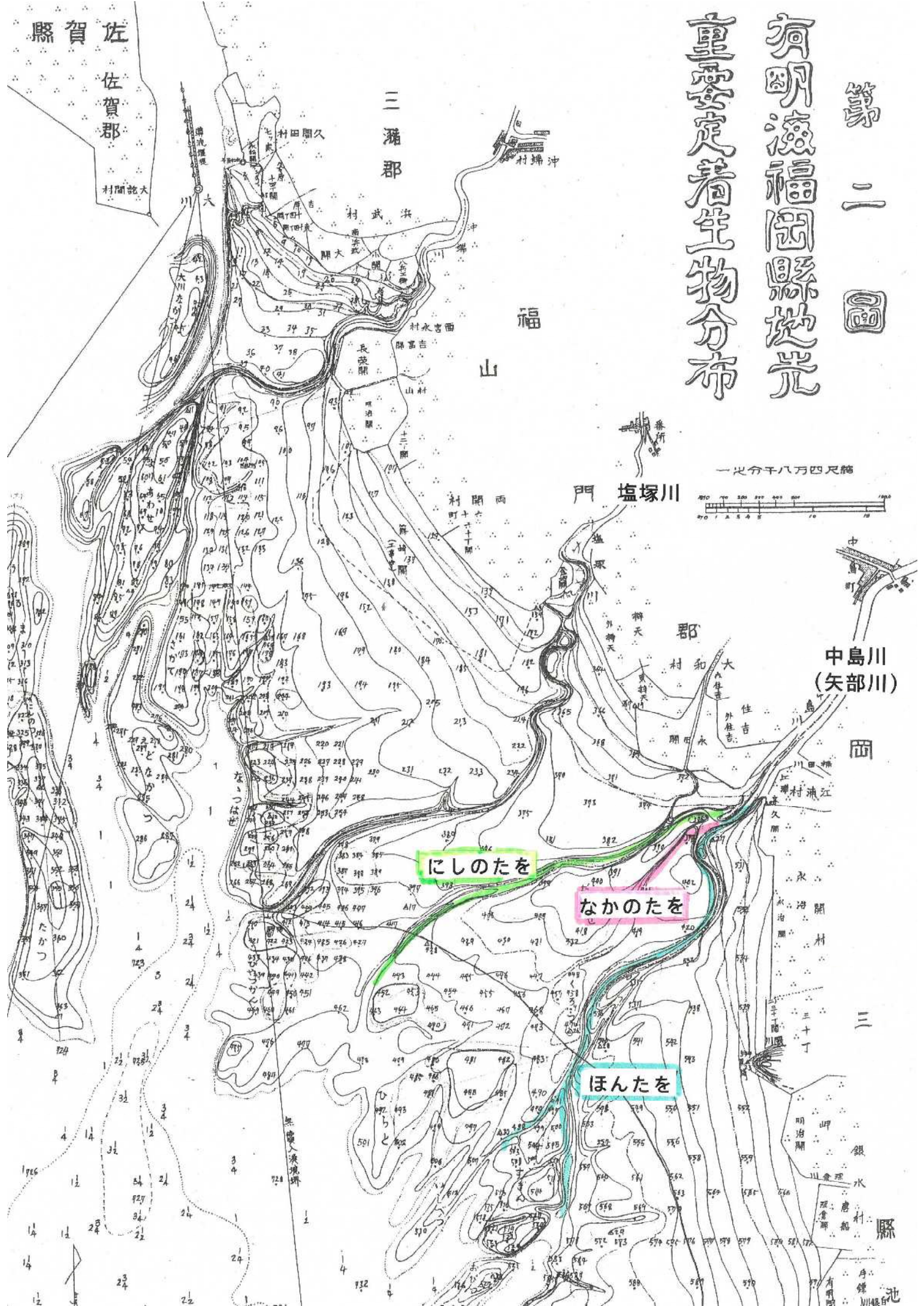
「有明海干潟利用研究報告（福岡県 水産試験場）」に、中島川の 3 本のみおについて記載。

有明海干潟利用研究報告（p 25）より抜粋

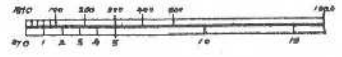
中島川濤は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。

第二圖

有明海福岡縣地光
重要定着生物分布



一尺分千八万四尺縮



三

令和5年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和5年4月28日から令和5年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

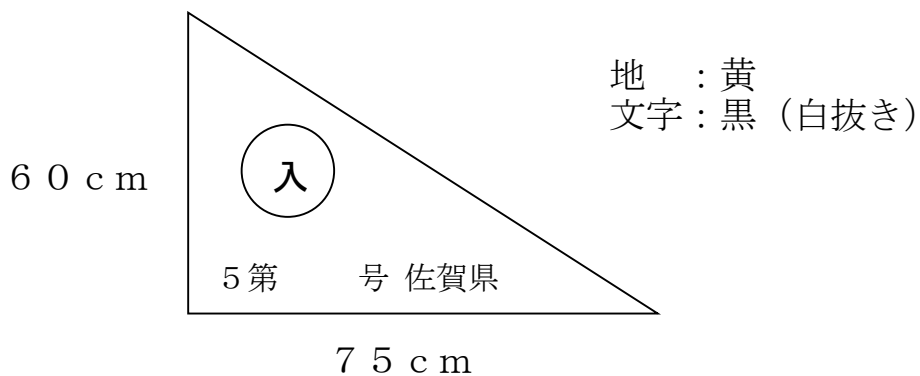
第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

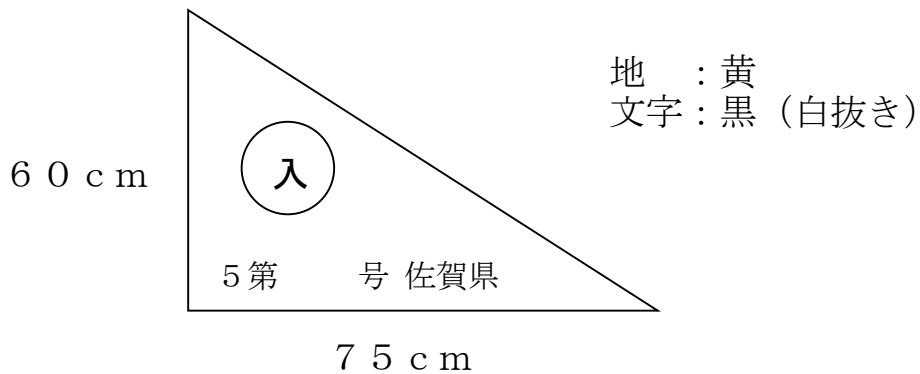
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

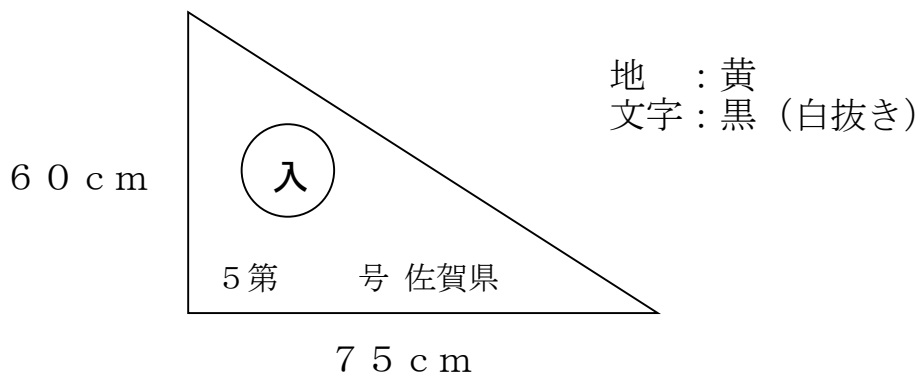
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

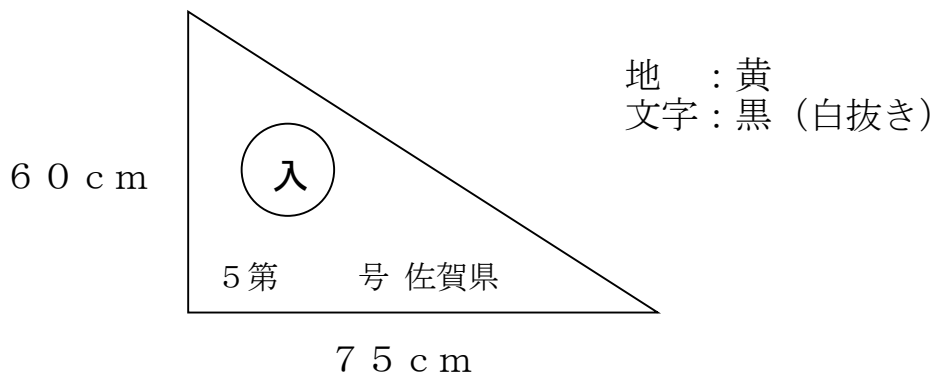
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

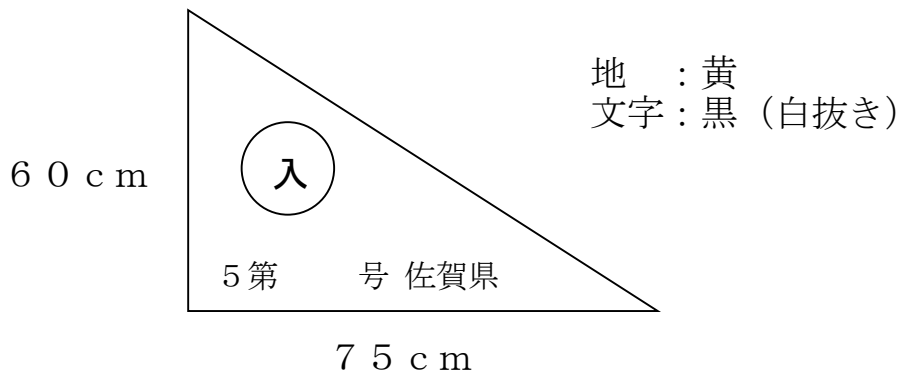
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

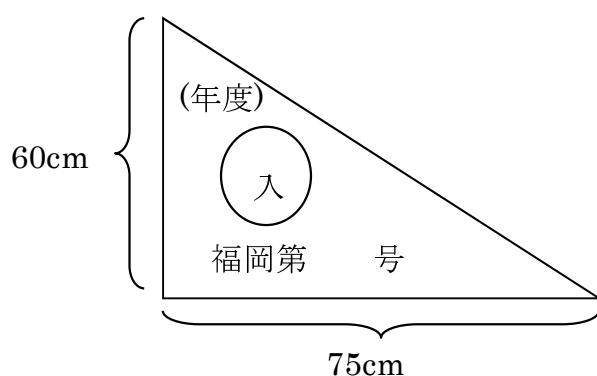
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

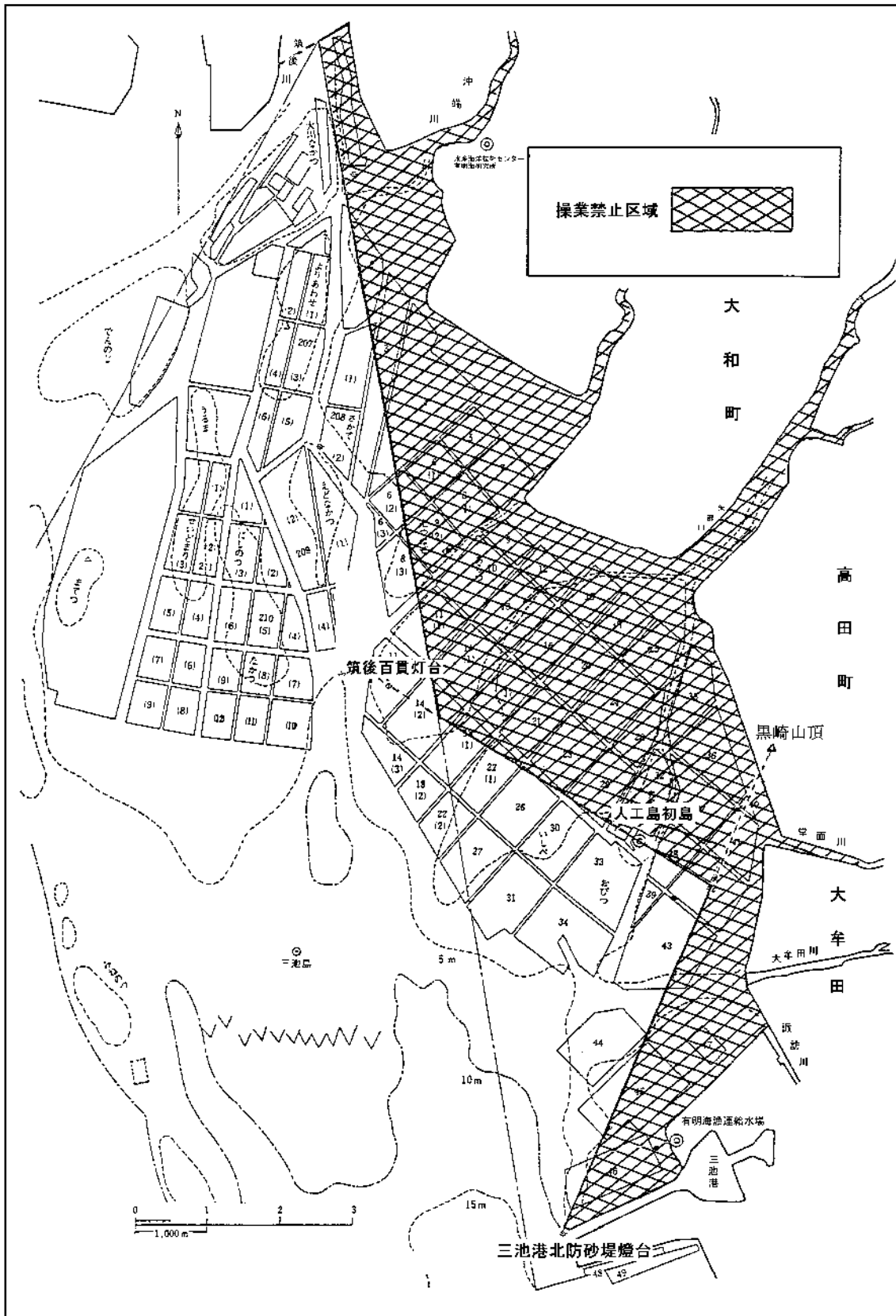
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

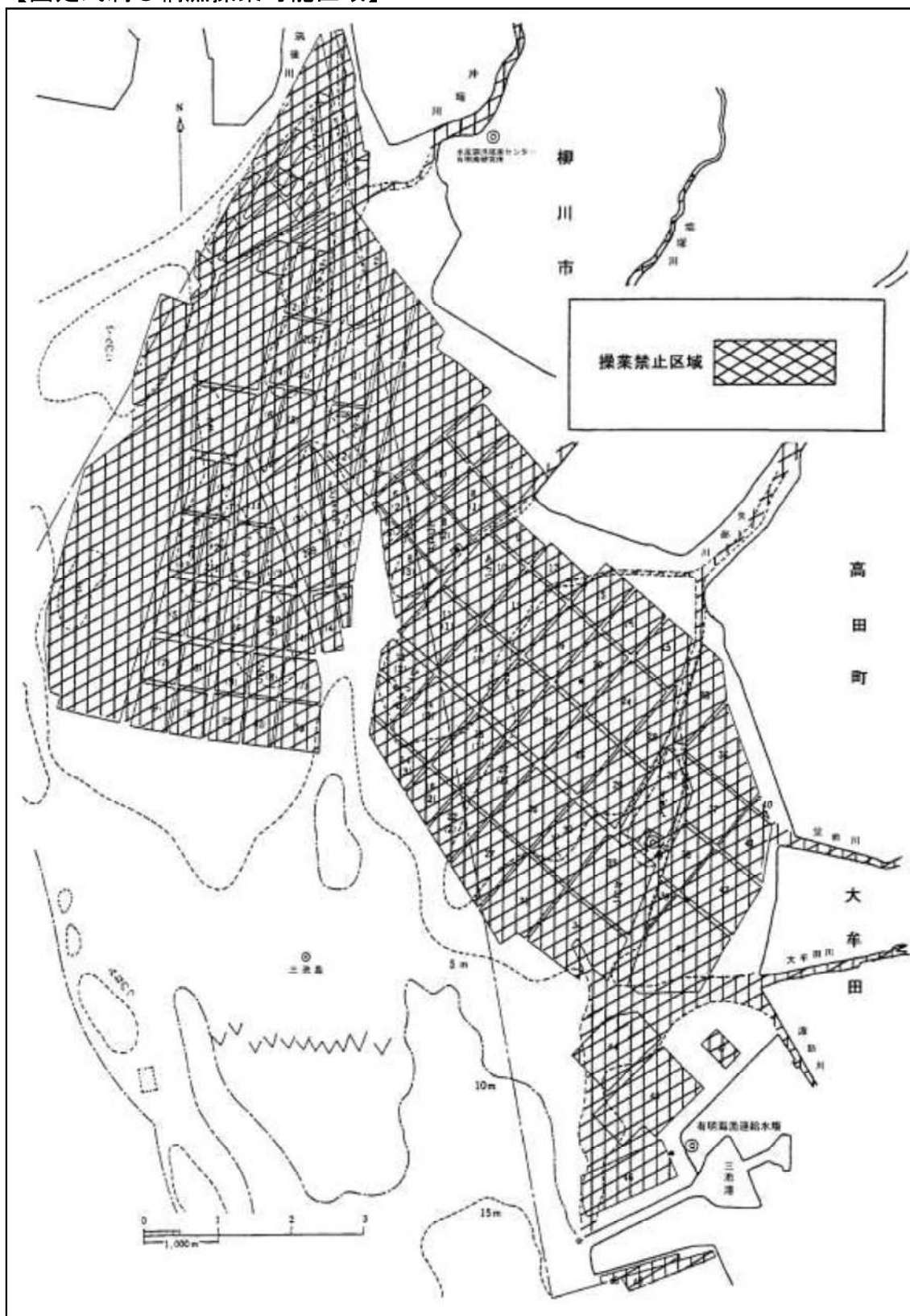
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和5年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁 (佐賀県知事許可)	佐賀県からの入漁 (福岡県知事許可)
操業区域		佐賀県有明海 (大臣管轄漁場を除く。)	福岡県有明海海域 (大臣管轄漁場を除く。)
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和5年7月1日～令和6年6月30日	令和5年7月1日～令和6年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (黄色地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (赤地に白文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m (仕立上り) 以下	530m (仕立上り) 以下
	網の目合い	一重網: 11cm以上 三重網: 外網30cm以上、内網11cm以上	一重網: 11cm以上 三重網: 外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m (仕立上り) 以下	300m (仕立上り) 以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m (仕立上り) 以下	450m (仕立上り) 以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒	水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m (仕立上り) 以下	450m (仕立上り) 以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側: 赤、東側: 黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内 (第1種区画漁業権 (ノリ養殖業) 漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止)	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し (矢部川、塩塚川等) のみお筋を含む)
	網の総延長	450m (仕立上り) 以下	450m (仕立上り) 以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側: 赤、下手側: 黒又は西側: 赤、東側: 黒	水面から1m以上の高さ 上手側: 赤、下手側: 黒又は西側: 赤、東側: 黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25
地	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒
入	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒

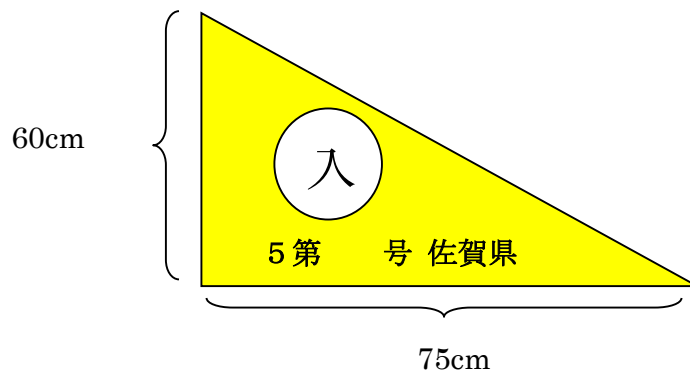
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

年度	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25
地	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒
入	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤

○令和5年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)

